

平成27年9月8日（火曜日）

○出席議員（14名）

1番	土本 稔	議員	8番	宮下 為幸	議員
2番	林 真弥	議員	9番	亀野 富二夫	議員
3番	中川 秀平	議員	10番	甲部 昭夫	議員
4番	山本 孝司	議員	11番	古玉 栄治	議員
5番	笹川 広美	議員	12番	若狭 明彦	議員
6番	南 昭榮	議員	13番	坂井 幸雄	議員
7番	諏訪 良一	議員	14番	作間 七郎	議員

○説明のため出席した者

町 長 杉本 栄蔵	農林課長 加賀 忠夫
副町長 廣瀬 康雄	上下水道課長 北野 均
教育長 池島 憲雄	住民福祉課長 平岡 重信
参事兼総務課長 堀内 浩一	長寿介護課長 道善 まり子
参事兼土木建設課長 高橋 孝雄	会計課長 正谷 智
参事兼保健環境課長 長元 健次	教育文化課長 植田 一成
企画課長 高名 雅弘	生涯学習課長 百海 和夫
情報推進課長 町田 穂高	教育文化課担当課長 林 大智
税務課長 古川 利宣	

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第 1 号）

平成27年 9 月 8 日 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 発議第10号及び発議第11号（議員提出、質疑、討論、採決）

日程第 4 決議第 2 号

日程第 5 議案第55号（町長提出、質疑、討論、採決）

日程第 6 議案第56号～議案第66号
認定第 1 号～認定第 8 号
請願第 6 号及び請願第 7 号並びに陳情第 4 号（町長提出、質疑）

日程第 7 常任委員会付託

日程第 8 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任並びに委員会付託

日程第 9 休会決定の件

午前10時00分 開会

◎開会・開議

○議長（甲部昭夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。

ただいまから平成27年第5回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をします。

さきの全員協議会で協議いたしました平成28年度国・県に対する要望事業については、いずれも道路関連事業で新規2件、継続2件の要望書を9月2日に開催されました石川県町村議会議長会に提出をいたしましたので、報告をいたします。

次に、同じく9月2日に開催されました石川県町村議会議長会の席上、亀野前議長の石川県町村議長会会長職の退任に伴い、北信越町村議長会及び石川県町村議長会より感謝状の伝達を受けましたので、報告をいたします。

次に、さきの6月定例会で議決しました議員派遣について、中川議員は7月14日から16日までの間、市町村議会議員研修に参加され、林議員は応募者多数につき不参加となりましたので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員、職、氏名一覧表としてお手元に配付いたしましたので、ご了承をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（甲部昭夫議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第

118条の規定により、8番 宮下為幸議員、9番 亀野富二夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（甲部昭夫議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの21日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月28日までの21日間とすることに決定いたしました。

◎発議第10号、発議第11号

○議長（甲部昭夫議員） 日程第3 発議第10号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則及び発議第11号 中能登町議会傍聴規則の一部を改正する規則を一括して議題といたします。

議案書は、その1の1ページから4ページとなります。

提出者より趣旨説明を求めます。

14番 作間七郎議員

〔14番（作間七郎議員）登壇〕

○14番（作間七郎議員） 提出者として、発議について趣旨説明を行います。

まず、発議第10号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則については、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、出席の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

次に、発議第11号 中能登町議会傍聴規則の一部を改正する規則についても、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、議会の傍聴に持ち込むことを禁止しているものに関し、「つえ」については削除するものでありま

す。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより発議第10号及び発議第11号について一括して質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第10号及び発議第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

次に、発議第10号について討論を行います。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

続いて、発議第10号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則について採決します。

お諮りいたします。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第11号について討論を行います。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第11号 中能登町議会傍聴規則の一部を改正する規則について採決します。

お諮りいたします。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第11号は、原案のとおり可決されました。

◎決議第2号

○議長（甲部昭夫議員） 日程第4 決議第2号 議員派遣の件を議題といたします。

議案書は、その1、6ページとなります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により派遣することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、決議第2号 議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎議案第55号

○議長（甲部昭夫議員） 日程第5 議案第55号 工事請負契約の変更について（平成27年度鳥屋小学校屋内運動場防災機能強化工事）を議題とします。

議案書は、その2、1ページとなります。

◎提案理由説明

○議長（甲部昭夫議員） 町長から議案について提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第5回中能登町議定会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、8月1日、2日に開催をされました町祭前夜祭及び織姫夏ものがたりには、大勢の皆様方にご参加、ご来場をいただき、成功裏に終えることができました。

特に、ことは「切断ヴィーナスショー」と題し、義足をつけた女性モデルによるファッションショーが開催をされました。中能登町の繊維織物の魅力をPRするとともに、障害があっても積極的に社会に出て挑戦をしていく姿に、会場の皆様も感動されたのではないのでしょうか。町といたしましても、今後、障害者ばかりでなく、高齢者など体の自由がきかない方々を初め、どなたにとっても障壁のない環境を整えることに努め、観光面においてもバリアフリーを推進していきたいと考えております。

また、ことは前夜祭にあわせ、4月に開校しました鹿島小学校の開校記念行事を開催し、鹿島地区のみこし17基と獅子舞13団体、また能登部上区のミニ曳山など町民約1,700名が参加し、盛大に開校を祝いました。各地区の区長さんを初め、ご協力をいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。今後とも、町民の皆様のご期待に応え、文武両面で優秀な成績を上げられるよう、教育行政のさらなる充実を図ってまいります。

また、スポーツでは、8月に開催をされま

した全国中学校体育大会にソフトテニス、剣道、卓球の各種目が出場いたしました。中でも、8月22日に行われました女子ソフトテニス個人戦において、全国から厳しい地区大会を勝ち進んできた選手たちを打ち破り準優勝という輝かしい成績を上げ、中能登中学校の名を全国に響き渡らせてくれました。選手、指導者を初め、関係各位のたゆまぬご努力、ご協力に敬意を表し、今後とも文武両道の校風が伝統として進展するよう期待をいたします。

7月12日には、役場鳥屋庁舎周辺において町防災総合訓練を実施いたしました。例年行われる訓練ではありますが、災害時にどのように行動すればよいかを実践し確認しておくことは、生命、財産を守るために大変重要なことであります。

町では、7月から安全・安心メール配信サービスの運用を開始し、登録した方に、気象警報を初め、防災、防犯、火災、行方不明者情報などを配信しております。災害情報などがいち早くお手元の携帯電話などに届けられますので、ぜひ登録をされ、初動対応、安全確保にご活用くださるようお願いをいたします。

それでは、本定例会の冒頭に議決を賜ります議案につきまして説明をさせていただきます。

議案第55号 工事請負契約の変更につきましては、平成27年度鳥屋小学校屋内運動場防災機能強化工事について、当初予定の工事箇所以外に、腐食により補修すべき箇所が発見され外壁改修追加工事が必要となったことから、事業費を530万2,000円増額し、契約の金額を7,550万2,000円とするものであります。

以上、本定例会冒頭に議決を賜ります議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（甲部昭夫議員） これより、議案第55号について質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

◎討論・採決

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第55号について討論を行います。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

討論を終結します。

続いて、議案第55号 工事請負契約の変更について（平成27年度鳥屋小学校屋内運動場防災機能強化工事）を採決します。

お諮りいたします。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎議案の一括上程

○議長（甲部昭夫議員） 日程第6

議案第56号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第57号 中能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第58号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第59号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例について

議案第60号 中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 平成27年度中能登町一般会計補正予算

議案第62号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第63号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第64号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第65号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第66号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算

認定第1号 平成26年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成26年度中能登町水道事業
会計歳入歳出決算認定について

請願第6号 地方創生に係る新型交付金等
の財源確保を求める請願書

請願第7号 ICT利活用による地域活性
化とふるさとテレワークの推進を求める請願
書

陳情第4号 ウイルス性肝炎患者に対する
医療費助成の拡充に関する陳情書

以上、議案11件、認定8件、請願2件及び
陳情1件を一括して議題といたします。

議案書は、その3及びその4となります。

◎提案理由説明

○議長（甲部昭夫議員） 町長から議案につ
いて提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 冒頭の案件につきまして、
議決を賜りましてありがとうございます。

引き続き、本定例会に提案をいたしました
議案の主な内容について、順次説明をいたし
ます。

最初に、議案第56号 中能登町表彰条例の
一部を改正する条例についてであります。

この条例は、現在の表彰基準年数で一部に
見直しが必要と思われる役職があり、町表彰
審議会の答申を受けて、表彰基準年数及び年
齢要件の引き下げを行うものであります。

次に、議案第57号 中能登町個人情報保護
条例の一部を改正する条例についてであり
ます。

この条例は、行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律
の施行に伴い、個人情報のより厳格な保護措
置を講ずるために所要の改正を行うものであ
ります。

次に、議案第58号 中能登町手数料条例の
一部を改正する条例についてであります。

この条例は、社会保障・税番号制度の開始

に伴い、手数料の改正を行うものでありま
す。

次に、議案第59号 中能登町立図書館条例
の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、利用状況から鳥屋図書館及び
鹿西図書館の利用時間を短縮する改正を行う
ものであります。

次に、議案第60号 中能登町不妊治療費の
助成に関する条例の一部を改正する条例につ
いてであります。

この条例は、石川県不妊治療費助成事業実
施要綱の施行に合わせ、所要の改正を行うも
のであります。

次に、議案第61号から議案第66号までの平
成27年度補正予算に関する議案についてご説
明をいたします。

最初に、議案第61号 平成27年度中能登町
一般会計補正予算につきましては、歳入歳出
予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,730
万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ103億6,850万8,000円とす
るものであります。

また、第2表の地方債補正につきましては
は、臨時財政対策債等の必要額を計上したも
のであります。

補正予算の主なものとしては、歳入では、
交付決定により地方交付税6億7,583万4,000
円を増額するものであります。

また、ふるさと応援寄附金として9名の
方々から合わせて58万円のご寄附をいただい
たもので、ここに改めてお礼を申し上げます。
なお、寄附金は、ふるさと応援基金に積
み立て、今後有効に活用させていただきま
す。

次に、基金繰入金では、普通交付税の額の
決定により、財源調整のため財政調整基金8
億4,189万4,000円を減額するものでありま
す。

次に、歳出では、社会資本整備総合交付金
事業で1億1,555万円を減額するもので、補

助金交付決定による減額であります。また、償還元金及び利子で1億2,713万円を減額するもので、平成26年度の借入額と利率の確定によるものであります。

次に、議案第62号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、予算の総額に変更はなく、繰越金の確定により歳入予算の組み替えを行うものであります。

次に、議案第63号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,865万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,525万3,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、国県等過年度分返還金の増額であります。

次に、議案第64号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,467万1,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、歳入で、繰越金の確定による増額であります。

次に、議案第65号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,231万8,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、ケーブルテレビ施設のバッテリー交換作業委託料326万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第66号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出を500万円減額し、4億4,918万5,000円とし、資本的収入を400万円増額し、3億5,822万4,000円とし、資本的支出を900万円増額し、4億9,470万円とするものであります。

す。

補正予算の主なものは、県水受水費500万円の減額と、工事請負費として緊急時給水拠点確保等事業費500万円の増額であります。

次に、認定第1号から認定第8号までについてご説明をいたします。

これら8件の認定案件につきましては、平成26年度各会計決算について監査委員の審査が終了いたしましたので、一般会計及び各特別会計につきましては地方自治法の規定により、また水道事業会計につきましては地方公営企業法の規定によりまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

以上、本日提出をいたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明及び質疑

○議長（甲部昭夫議員） これより、第5回定例会に上程されています議案第56号から議案第66号について、一括して議案の説明及び質疑を行います。

執行部におかれましては、上程議案の説明は、簡潔、明瞭で的確なものとするよう求めておきます。

なお、認定第1号から認定第8号までについては、決算審査特別委員会を設置し付託の予定であります。また、請願第6号及び請願第7号並びに陳情第4号についても常任委員会付託の予定であります。

よって、ここでの説明及び質疑は省略したいと思いますので、ご了承を願います。

それでは、これより議案の説明及び質疑を

行います。

初めに、議案第56号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、その3、1ページから4ページとなります。

堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案第56号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案の説明資料は1ページから2ページとなります。

議案書では3ページをごらんいただきたいと思います。

本条例の改正の理由は、平成17年9月に制定されましたこの条例について、在職年数基準が長いと、功績がありましても表彰対象者が該当しないこれまでの状況でありました。そのため、表彰審議会を開催し意見を聞き、一部の役職について在職基準期間と年齢要件を改めるものでございます。

内容として、特別功労者表彰、功労者表彰の表彰基準について、在職年数を副町長、監査委員、教育長、教育委員会委員について4年短縮し、また民生児童委員、人権擁護委員については3年短縮するものでございます。また、年齢要件を70歳から60歳に改めることなどを内容とするものでございます。

なお、本条例の施行の日は公布の日からとするものでございます。

議案第56号の説明につきましては以上のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第56号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第57号 中能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は5ページから12ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案書5ページ、議案第57号 中能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

また、資料につきましては3ページからでございます。

説明につきましては、資料の3ページを主に説明させていただきたいと思います。

平成27年10月から番号法が施行されることに伴い、中能登町個人情報保護条例の一部を改正するというのが改正の理由でございます。

全国民に個人番号がつけられ、これにより社会保障、税並びに災害対策分野における利便性の向上と行政運営の効率化を図ることとしておりますが、個人番号を含む個人情報により厳格な保護措置が求められることから、条例において所要の改正を行うものでございます。

資料の①でございますが、条例の第2条で番号法に係る新たな用語の定義として、「特定個人情報」並びに「情報提供等記録」という内容をつけ加えているものでございます。

続いて、②のところでございますが、特定個人情報保護評価についてということで、ここでは、番号法では、行政機関等が特定個人情報ファイルを保有する場合には、十分な保護措置がとられているかどうか確認することになっております。条例8条の2で、町でもこの特定個人情報保護が適切になされているかどうか審査会で意見聴取を行うということ

が盛り込まれたものでございます。

続いて、③の特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知についてということでございますが、ここでは、番号法では、特定個人情報の事前通知を特定個人情報保護委員会に義務づけをしております。条例においても、同様に審査会を設けて事前通知の規定を設けるものでございます。

次、ページめくっていただきまして、資料の４ページでございます。

④の特定個人情報の利用の制限についてということでございます。番号法では、特定個人情報を目的外に利用することができる場合は、人の生命、身体、財産の保護に必要な場合であると限定しており、また本人の同意があり、また同意が困難である場合というふうに限定しております。これに合わせて、条例においても条例第10条の２で同様な規定を設けるものでございます。

次、資料の⑤の情報提供等記録の提供先についてということでございます。番号法では、情報提供等記録に訂正があった場合、総務大臣や情報照会者、それから情報提供者にそのことを通知することになっております。条例につきましても、これに合わせて同様な規定を設けるものでございます。

次、⑥利用停止の請求についてということでございますが、特定個人情報の利用停止請求ができる理由を利用制限に対する違反、それから収集制限、保管制限に関する違反、提供制限に対する違反、そのような違反があった場合としておりますので、これに合わせて条例においても同様な規定を設けるものでございます。

以上が改正の主な内容となっております。

なお、条例の施行日につきましては、番号制度が開始される平成28年の１月１日とするものでございます。

説明については以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第57号について質疑はありませんか。

８番 宮下為幸議員

〔８番（宮下為幸議員）登壇〕

○８番（宮下為幸議員） 案件資料の10ページ、特定個人情報の利用制限というところで10ページの５段目、「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」。本人又は第三者ということは、第三者というのはどのような人を指すのですか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 第三者というのはいろんな場合があるかなと思うんですが、相互に、例えば氏名、年齢、それから住所等、その方と同じようなグループに入って情報が登録されているような、そういう場合において、直接本人の情報を知りたいんですけどもどうしても関連する人の情報も出てくる、そういう場合があるかなと思うんですが、そういう場合だけではなくていろんな場合があるかなと思うんですが、一例としてはそういうことが考えられるかなと思っています。

もう少し詳しいことにつきまして確認した上で説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○８番（宮下為幸議員） それともう一つ、下に第15条の２、情報提供等記録の提供先への通知。これは万が一何かあった場合は通知するということであるように思われるのですが、これは本人の同意を得なくても提供するということですか。そういう場合はどういう場合があるんですか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、宮下

議員の質問にお答えいたします。

これも先ほどと同様、いろんなことが考えられるかと思うんですが、例えば年金の金額の情報とか給与関係の情報とか、そういうものが誤って出た場合、そのような訂正がどうしても出てくるということで、このような条項が設けられているかと思います。

人間、いろいろな作業をする中で、どうしても間違いというのは、数字の間違いとか生年月日の間違いとかそういうものが出てくるかと思うので、そういう条項が設けられているんですが、これにつきましても、もっと具体的なものがどういうものがあるか調べまして、お答えしたいと思います。

○8番（宮下為幸議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第58号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は13ページから15ページとなります。

平岡住民福祉課長

〔平岡重信住民福祉課長登壇〕

○平岡重信住民福祉課長 それでは、議案第58号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお願いします。

資料のほうは、同じく15ページに新旧対照表を掲載しています。

説明は、議案書のほうで説明させていただきます。

概要としましては、マイナンバー制度の実施に伴い交付されますカードを紛失等で再交付する場合の手数料を規定するものでございます。

まず、第1条につきましては、通知カード

の再交付手数料を500円とするもので、第2条では、個人番号カードの再交付手数料を800円に定めるとともに、住民基本台帳カードの交付と再交付を削除するものでございます。

施行期日は、第1条につきましては平成27年10月5日、第2条につきましては平成28年1月1日とするものです。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第58号について質疑はありませんか。

5番 笹川広美議員

〔5番（笹川広美議員）登壇〕

○5番（笹川広美議員） それでは、質問いたします。

条例改正ということですが、これまで住基カード発行はどのくらいあったのか。また、再発行についてもお答え願います。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 ただいまの笹川議員の質問ですけれども、住基カードの発行件数ですけれども、現在、有効発行枚数は523件となっております。

それと再発行の件数ですけれども、ちょっとここに資料を持ち合わせてないので、後ほどまた説明させていただきたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○5番（笹川広美議員） 今回のこの条例改正というのはマイナンバー制度が始まるということでの改正になりますけれども、そのマイナンバー制度、いろんな報道等で騒がれていますけれども、なかなかまだ周知がされていないかなと思うんです。

せっかく住民サービスの向上に向けての取り組みになっていくわけですが、今の住基カードの発行数から見ても、なかなかそのカードの発行が本当に申請がされるのか、すごく疑問というか心配な点かなと思いますけれども、その周知徹底等はどのようにされ

ているのか、今後もどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 笹川議員の再質問についてお答えさせていただきます。

普及啓蒙の件ですけれども、個人番号カード等の利用については、近日の新聞等にもいろんな利用方法が報道されております。まだ確かでないところも多々ある中で、今後、私たち、サラリーマン等についてはいろんなところで番号提供、税の関係とかしていかなければならないので、広報等においてもそういうもの、いつごろにどういうカードが届くとか、また個人番号カードの申請方法はどのようになるとか、そういうものを明確になり次第、広報等を通じていろいろ周知していきたいと思っております。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○5番（笹川広美議員） 本当にしっかりとこのカード申請が着実に行われるよう、しっかり周知を行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかがございませんか。

7番 諏訪良一議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） 紛失したカードの再交付、手数料はそんなに問題はないんですが、その紛失したカードがどこかで使われるとかそういうことの情報の保護、これをどのようにお考えでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 紛失した場合の情報の保護ということでございますけれども、紛失された場合、速やかにこちらのほうへ届けていただいて、役場のほうから、国の機構のほうで番号の管理というものを一括して行っておりますので、そこへ速やかに報告するという事務的な行為を行うことになっております。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪良一議員

○7番（諏訪良一議員） ある程度年がいきまして、紛失したカードを何かのときに使うときに初めて紛失がわかる、これが一番問題ではないかと思うんですね。課長の説明のように、速やかにが一番問題になると思うんです。ですから、このあたりが大変これから問題になってくるのではないかなと。

若い人はそう速やかには問題はないんですが、我々よりも年配の方、特に健康的にすぐれない方が場合が問題になると思うんです。このあたりのやはり住民への周知徹底、大変大事になってくると思うんですが、どう考えておいでますか。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 ただいまの再質問でございますけれども、10月に通知されます12桁の番号というのは一生涯使用する番号でございます。一時的なものでなくて生涯ずっと使う番号だということで、そういうことをまた周知、広報していきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪良一議員

○7番（諏訪良一議員） 手数料以上に、やはり紛失というところで危機感を持って対処していただきたい。このことをお願いして、質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかがありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第59号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は17ページから19ページとなります。

百海生涯学習課長

〔百海和夫生涯学習課長登壇〕

○百海和夫生涯学習課長 中能登町立図書館
条例の一部を改正する条例であります。

議案書は19ページをお願いします。

条例等提出案件資料につきましては17ページとなっております。

第5条におきまして利用時間を規定してございます。その利用時間につきまして、ただし書きをつけ加えるものでございまして、鳥屋図書館及び鹿西図書館の平日の利用時間を変更するものでございます。

平日における午後6時から午後7時までの各図書館の利用者数を調査いたしましたところ、鳥屋図書館並びに鹿西図書館の利用者の数が少なくなっている現状がございします。そのため両図書館の閉館時間を1時間繰り上げるものでございます。

ただし、鹿島図書館につきましては、今まで同様、午後7時までの利用時間として継続することにより、利用者へのサービスの低下を極力抑えるようにするものでございます。

鳥屋図書館並びに鹿西図書館の平日の利用時間を午前10時から午後6時までとするものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第59号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

ここで、11時10分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第60号 中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は21ページから23ページとなります。

す。

長元参事兼保健環境課長

〔長元健次参事兼保健環境課長登壇〕

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

説明につきましては、別添の条例等提出案件資料で説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、資料のほうの19ページをごらんになっていただきたいと思います。

まず、改正の理由でございます。平成26年4月1日に一部改正されました石川県不妊治療費助成事業実施要綱が平成28年4月1日より新制度に完全移行されることに伴ひまして、中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要についてでございますが、この条例における助成の対象者について、今ほど申し上げました「石川県不妊治療費助成事業の助成が決定した者であること」を要件に加えまして、県の助成体系に準じた上乗せ助成であることを明確にするものでございます。

今ほど申し上げましたが、平成28年4月1日より完全移行する条件につきまして、参考に記してございますとおり、石川県の助成対象年齢及び回数につきましては、治療開始時が40歳未満、43歳になるまでに通算6回、治療開始時が40歳以上の場合は43歳になるまでに通算3回とするものであります。

次に、助成金の内容についてでございます。まず助成する期間ですけれども、通算5年間、これを廃止いたしまして、限度額を1年度当たり20万円とあるのを「1回当たり20万円（採卵を伴わない凍結胚移植及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものに対しては、1回当たり7万5,000円）」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、今後半年間の周知期間を経まして平成28年4月1日から施行

するものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第60号について質疑はありませんか。

11番 古玉栄治議員

〔11番（古玉栄治議員）登壇〕

○11番（古玉栄治議員） この不妊治療費の助成に関してなんですけれども、助成の対象となるのは女性だけなのか、男性も助成になるのか、いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 男性も含めてでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○11番（古玉栄治議員） その場合の年齢の制限というところで、40歳からの場合は43歳までとなっておりますよね。これは男性も女性も同じような感覚でいいのか。その辺どうとってよろしいでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 女性の年齢を基準としております。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○11番（古玉栄治議員） 女性が43歳。男性の場合は何歳まで助成していただけるのでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それにつきましては、特に定めはございません。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○11番（古玉栄治議員） 男性にはないと言われますけれども、最近テレビなんかでよく

精子数が少ない男性が若い人に多いという、あくまでテレビの情報なんですけれども、そういうことがありますよね。そうすると、女性が43歳まででいい卵を持っておいでても男性が悪ければ受精しないということがあるんじゃないかなと。そういう場合にどうなるのかなという。男性のほうを、精子数をふやすための努力というのは、いつまでたってもなのか。言うこと何となくわかりませんか。いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 今ほどの件ですけれども、ちょっと技術的な話になりますので少しお時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○11番（古玉栄治議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第61号 平成27年度中能登町一般会計補正予算について質疑を行います。

まずは歳入全般について説明を求めます。

議案書は25ページから36ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第61号 平成27年度中能登町一般会計補正予算。

まず第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,730万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,850万8,000円とする。

続いて、2条の地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるということで、次、議案書の30ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございます。ここでは、臨時財政対策債について2,854万2,000円の増、一般町道整備事業債については3,570万円の減、補正後の総額として7億5,130万2,000円とするものでございます。

続いて、33ページの歳入のところをごらんいただきたいと思います。

まず、第8款地方特例交付金でございます。これは国の恒久減税による減収額の一部を補填されるものでございますが、国からの平成27年度の割り当て額の確定により当初見込みより102万4,000円の減となったものでございます。補正後の金額が737万6,000円でございます。

続いて、9款の地方交付税でございます。これも7月24日に普通交付税額の決定がありまして、総額で普通交付税が49億7,583万4,000円に決まりました。当初予算で43億円を計上しておりましたので、その差額として6億7,583万4,000円を増額補正するものでございます。

続いて、11款の分担金及び負担金でございますが、農業費分担金90万、道路橋梁費分担金130万については、町単独事業での事業実施により地区からの負担金がそれぞれ増となるものでございます。

次、13款国庫支出金並びに次の34ページにわたりまして県支出金でございますが、それぞれの事業の変更ないし補助金の割り当てにより、それぞれ補正を行うものでございます。

このうち33ページの土木費国庫補助金でございますが、8,160万円の減となっております。これは社会資本整備総合交付金並びに道整備交付金とも、当初予算で計上していた割り当てよりも国の交付決定額が少なかったことにより8,160万円を減額補正するものでございます。

また、34ページをお願いいたします。

県支出金のうちの児童福祉費補助金でござ

いますが、トータルで166万7,000円の減となっておりますが、これは国の事業の事業名変更に伴い、補助金額についても変更が伴ったものでございます。上2つの保育対策等促進事業補助金並びに保育環境整備事業費補助金が事業がなくなりまして、新たに子ども・子育て支援交付金と変更されたものでございます。

次の農林水産業費県補助金の中で、震災対策事業費補助金8,700万円の減でございますが、当初予算では8,700万円を計上していたものでございますが、国の交付決定はゼロということになりまして全額を減額するものでございます。これは、ため池の耐震点検整備に係る事業でございます。

続きまして、次、35ページの財産収入をお願いいたします。

15款の財産収入でございますが、不動産売却収入715万円の増額の補正をお願いするものでございますが、これは鹿島小学校前の県道整備にバスレーンの設置の事業に伴う町有地の県への売却収入でございます。

それから、16款の寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金で7名から58万円の寄附があったものでございます。

続いて、17款繰入金の基金繰入金で、財政調整基金につきましては8億5,242万3,000円を減額するものでございますが、これは先ほどの普通交付税の増額、それから国庫等の補助事業の補助金の減に伴う事業費の減などによって歳入歳出の調整を図り、8億5,242万3,000円を減額するものでございます。

また、地域福祉基金繰入金につきましては、デイサービスひまわりの入浴設備の更新に係る財源として繰り入れを行うものでございます。これが360万4,000円となっております。

それから、18款の繰越金でございますが、これについては平成26年度決算に伴う繰越金額の確定により増額計上するものでございま

す。

それから次、雑入でございますが、総務課雑入で七尾市委託事業収入決算余剰金510万7,000円でございますが、これは平成26年度の七尾市への委託各事業において余剰金が生じて還付されるものでございます。

それから、次のページにわたっております保健環境課雑入につきましては、平成26年度後期高齢者医療療養給付費負担金返還金ということで、平成26年度中に国のほうで精算措置ができなかったものについて返還されるものでございます。1,248万8,000円でございます。

次、20款の町債でございますが、総務管理債につきましては、臨時財政対策債ということで2,854万2,000円の増額でございます。これは平成27年度の発行可能額が決定したことにより、その差額として2,854万2,000円を増額するものでございます。

また、一般町道整備事業債については、先ほど申し上げました社会資本整備総合交付金、道整備交付金等の事業が補助金がつかなかったことにより事業費の減となり、起債額についても減ずるものでございます。

歳入につきましては以上のとおりでございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑はありませんか。

○議長（甲部昭夫議員） 2番 林 真弥議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） 34ページの県補助金の中で、民生費の補助金の真ん中ほど、三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金とあります。これは具体的にはどんな事業なのでしょう。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 三世代ファミリー同居・近居事業について説明をさせていただきます。

きます。

これは県が少子化対策事業の一環として平成27年度に新たに立ち上げた事業でございます。親子、祖父母、3世代が近くに住んで子育てのしやすい環境をつくることを目的につくられたものでございます。

近居につきましては2キロメートルということで、補助対象が100万円以上の事業費、新築、増築、改修、そういうものが対象となる補助金でございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

○2番（林 真弥議員） 今ほどの説明ですと、新築であつたり増築であつたりという建物に限るような答弁だったと思うんですけども、そのほかのことはないのでしょうか。本当に同居する、それから近くに住むという生活する中でこのことを支援しますよというのはないのでしょうか。箱物といえますか、建物だけに関することなのでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 ただいまの再質問にお答えします。

この事業につきましては、ハード面のみが対象となる事業でございます。

○2番（林 真弥議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第61号 平成27年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

議案書は37ページから59ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、歳出についてご説明を申し上げます。

まず、給与費全般につきましてご説明を申し上げます。

6月の定例議会時は、人事異動に伴う当面の支出が必要とされる手当分、扶養手当、児童手当、通勤・住居手当等のみ補正を行いました。今回は人事異動に伴う給与も含めて補正を行いました。また、10月1日から職員分の給与につきましては共済年金から厚生年金に統一化されますので、それに係る掛金が従来の制度と変わりますので、それに移行することもあり、今回、職員給、期末勤勉手当、共済費を組み替えをさせていただくものでございます。

それでは次に、第2款の総務費の一般管理費の2細目一般管理事業でございます。58万円の増額の補正をお願いするものでございます。これは積立金で、歳入に説明がありましたふるさと応援基金9件、58万円を基金に積み立てるものでございます。

続いて、同じページ一番下の5細目の情報管理事業1,466万2,000円の増額の補正をお願いするものでございます。これは委託料で、システム開発費1,466万2,000円でございますが、番号制度の対応に必要なシステム整備の費用でございます。セキュリティ対策費、それから窓口の運用対策費で1,423万、また国民年金のシステムの制度改正に伴う費用として43万2,000円が含まれております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 町田情報推進課長
〔町田穂高情報推進課長登壇〕

○町田穂高情報推進課長 それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

2款1項2目1細目の広報広聴事業であります。455万2,000円の増額をお願いするものです。

まず、13節委託料では、役場各庁舎にあります地域イントラネットの通信用機器の無停電電源装置、そのバッテリーが老朽化しまし

てエラーが出ております。現状のままで、停電時にバッテリーからの電力供給が途絶え通信に障害が出るおそれがありますため、バッテリー3台の交換に係る55万5,000円の増額をお願いするものでございます。

また、28節の繰出金では、ケーブルテレビ事業特別会計での増額補正に伴いまして399万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長
〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、39ページをお開きください。

7目地域づくり推進費です。19万9,000円の増額をお願いするものであります。

まず、2細目男女共同参画推進事業といたしまして19万9,000円です。これは現在、第1期の男女共同参画の行動計画を進めておりますが、次に第2期の行動計画を策定する必要があります。その行動計画策定に向けまして無作為の町民アンケートを実施するものであります。

次に、その下でございますが、4細目地域おこし協力隊事業です。これにつきましてはあくまでも予算の内部の組み替えになりますが、地域おこし協力隊を受け入れするに当たりまして予算の組み替えを行ったものであります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 古川税務課長
〔古川利宣税務課長登壇〕

○古川利宣税務課長 40ページをお願いいたします。

1目税務総務費、2細目税務諸事業で88万4,000円の増額補正をお願いするものです。内訳といたしましては、社会保険料11万6,000円、臨時職員賃金76万8,000円です。これは、7月31日付で税務課職員1名が退職いたしましたことによりまして臨時職員を雇い

入れるための経費です。

よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 続きまして、41ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、2細目戸籍住民基本台帳費、中段になりますけれども723万5,000円になります。全額国の補助金となります。これにつきましては、個人番号カードの発行事務、作成委託料に係る支出でございます。時間外手当としまして31万円、それから消耗品といたしまして6万2,000円、通信運搬費としまして22万8,000円、これは通知カードの再交付の案内だったり番号カードの交付案内に係る郵送料でございます。

それから、13節委託料につきましては、通知カード、個人番号カードの関連事務を全ての市町村が国の地方公共団体情報システム機構というところへ委託するわけになりますので、それに係る経費を支出するものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、42ページ、第4項選挙費の第3目県議会議員選挙費、1細目県議会議員選挙費でございます。101万4,000円の減額の補正をお願いするものでございます。これは4月12日に執行されました県議会議員選挙の事業費の確定に伴う精算措置で、各科目につきまして減額措置を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 続きまして、43ページになります。

委託統計調査費2万3,000円の増額をお願いするものであります。6細目農林業センサス費、また10細目経済センサス活動調査費、

そして16細目の国勢調査費、いずれも県の委託金の増額によりまして補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 続きまして、44ページをお願いします。

3款1項1目2細目社会福祉事業4万7,000円の増額をお願いするものです。内訳としましては、通信運搬費で4万7,000円でございます。これにつきましては、戦後70年に当たり支給されます特別弔慰金に関する案内等の郵送料と、避難行動要支援者名簿登録等の申請に係る郵券代が不足する見込みであるので増額をお願いするものです。

それから、その下になりますけれども、2目障害者福祉費、1細目障害者福祉事務事業で89万7,000円の増額をお願いするものです。内容としましては、工事請負費で89万7,000円です。これにつきましては、石川県のほうで障害者駐車場の適正な利用を図るため、対象となる方にルームミラーで掲示できる利用者証を発行する制度を11月より実施する予定としております。そのため、車椅子の使用者向けの幅広い駐車場に加え、車椅子を使用されない障害者、高齢者、妊産婦等のために新たな駐車スペースを確保するために路面にマークを設置するものです。当町においても庁舎、生涯学習施設等、そのようなマークを標示して利用者の便宜を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 道善長寿介護課長
〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書45ページをお願いいたします。

3目老人福祉費、2細目老人福祉事務事業で101万1,000円の減額をお願いするものでございます。

19節補助金、全国健康福祉祭出場激励費7

万円でございますが、これは10月17日から20日までの4日間、全国健康福祉祭山口大会が開催され、当町よりゲートボール競技に7名の方が出場されます激励費でございます。

続きまして、28節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金108万1,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、6細目老人福祉施設費で356万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、町の指定管理委託を受け中能登町社会福祉協議会が事業を行っていますデイサービスセンターひまわりで使用しておりますリフト式入浴装置が15年を経過し、経年劣化による老朽化が著しいため、入浴装置の入れかえを行うものでございます。財源につきましては、地域福祉基金を繰り入れるものでございます。

続きまして、8細目在宅医療・介護連携推進事業で14万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、高齢者の方が病院を退院した後も安心して地域で暮らし続けるために医療と介護に携わる関係者の連携を推進するための事業で、委託で行う予定としていましたが、町の高齢者支援センターの職員が行うことになりましたので予算の組み替えを行うものであります。主なものとしましては、人件費の154万4,000円と医療と介護のマップ作成としまして印刷製本費65万円をお願いするものであります。この事業は100%県補助であります。

続きまして、90細目給与費重複額154万4,000円は、先ほどの在宅医療・介護連携推進事業の職員給の重複分でございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 それでは、46ページをお願いします。

3款2項1目2細目児童福祉事務事業120万円をお願いするものでございます。

下段のほうになりますけれども、3款2項1目2細目児童福祉事務事業でございます。120万円をお願いするものです。

内訳としましては、補助金、三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金ということで120万円です。これにつきましては歳入のほうでも少し説明をさせていただきましたけれども、3世代が近くに暮らし子育てのしやすい環境づくりを目的に、石川県のほうで平成27年度新たに補助事業に取り組むものです。当町においても子育てのしやすい町ということで、このような事業に取り組んで子育てのしやすい環境整備を図りたいということで予算をお願いするものです。

近居の距離というのは2キロ以内ということで、対象事業費は100万円でございます。補助金額は1件当たり30万円になります。2分の1の15万円は石川県の補助対象となります。それから、石川県外から転入された場合についてはさらに15万円が加算となります。この15万円については県が全て持つものとなっております。

以上でございます。

続きまして、47ページをお願いします。

2目保育園運営費、2細目保育園運営費で356万4,000円をお願いするものです。財源につきましては、国の補助事業の名称等変更により財源の入れかえを行うものです。細節につきましては、通勤手当で63万6,000円の増額をお願いするものです。これにつきましては、嘱託職員の異動等により通勤距離が変更になったため増額をお願いするものです。それから、社会保険料292万8,000円の増額につきましては、主に臨時職員の社会保険料が不足しますので、その不足分の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
〔植田一成教育文化課長登壇〕

○植田一成教育文化課長 同じく47ページの

下段、3目の1細目児童館運営費で19万5,000円の増額をお願いするものでございます。ことし7月21日より、ろくせい放課後児童クラブがのべ児童館に併設され活動を行っております。外には遊具があり、児童はそこで活動することがあります。敷地は県道と隣接をしており、不意に児童が県道へ飛び出すことのないように、今回メッシュのフェンスと門扉を整備するものでございます。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、48ページをごらんになっていただきたいと思います。

第4款衛生費、第1項2目予防費でございます。1細目の感染症予防事業でございますが、7節の臨時雇賃金で14万3,000円、4目の1細目の母子保健事業で、7節の臨時雇賃金で8万円。これらにつきましては、いずれも産休によりまして職員が減となったため、事務補助のために雇い上げに要する費用を計上させていただきました。

次に、5目1細目の後期高齢者医療事業でございます。28節の繰出金で後期高齢者医療特別会計の繰出金で7万6,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、当該会計の繰越金額の確定によりまして、その額を財源に充てたために不要となった額を減とするものでございます。

次に、その下になりますけれども、2細目の老人保健医療事業でございます。23節ですけれども、国県等返還金で1,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、過年度分の老人医療費の額の確定による還付金に充てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長
〔加賀忠夫農林課長登壇〕

○加賀忠夫農林課長 それでは、50ページを

お願いいたします。

第6款第1項1目3細目の農業施設管理費で、備品修繕料を3万円減額いたしまして施設修繕料に3万円を増額するもので、節間での組み替え補正でございます。内容ですが、農村環境改善センターパルみおやの多目的ホールでの消防施設である2個の煙感知器が機能を十分果たせなくなりまして、消防点検で取りかえが必要との指摘を受けましたので、その取りかえに係る修繕費18万3,600円を予定しておりますが、それに不足します修繕費を3万円上乗せ補正をお願いするものでございます。

次に、4目1細目の農業振興費で、狩猟免許取得支援助成金に15万円の増額補正をお願いいたします。これは、有害鳥獣に係るわな免許取得者が昨年度以降に24名合格されております。ことしも9月19日に県地場産業センターで行われます試験の合格者も予定をしまして、当初の10人から25人分の助成に対応したいと思っております。

次に、2細目の日本型直接支払制度事業で197万円の増額補正であります。内訳ですが、19節の環境保全型農業支援対策事業に89万2,000円の増額で、これは有機農業と冬期湛水の取り組み面積並びに堆肥施用の新規取り組みによる補助金の増額です。具体的には、有機農業の水稻栽培で御祖地区が10アール、約1反歩ですが、の取り組み増と、堆肥施用として、あぐりばんばが11ヘクタールの新規の取り組み、また冬期湛水としまして御祖地区が4ヘクタール並びに瀬戸地区が1ヘクタール、それぞれ取り組みの増による増額補正であります。

また、中山間地域等直接支払事業で107万8,000円の増額補正で、各地区の集落協定面積変更増に伴う増額であります。具体的には、上井田集落が1,700平方の増、二宮集落が新規の取り組みで13.5ヘクタールの増、芹川集落は約1.6ヘクタール減となりました。

が、事業内容の変更によりまして交付単価が当初に比べアップしましたことで全体的に増額補正となりました。いずれも国50、県25、町25の補助対象事業であります。

次に、7目2細目の農地総務費の11節燃料費を1,000円減額し、12節手数料で水道開閉栓に1,000円を増額するものであります。町の水道開閉栓の手数料は1回500円で、当初予算では開閉2回分の1,000円を計上していましたが、本年10月より水道開閉栓手数料が1回1,000円に改正されますことから手数料の増額をお願いするもので、節間での組み替え補正をするものであります。

次に、51ページの上段の3細目の県営土地改良事業費で1,509万1,000円を増額であります。内訳としまして、平成25年度で完了しました県営圃場整備事業羽坂地区での高生産性農業集積促進事業費が1,460万6,000円の交付決定がされましたので、当初予算計上額、1,000円の予算を計上しておりましたが、その差額分1,460万5,000円を増額、それとあわせて今月、9月12日に式典が開催されます県営圃場整備事業東馬場地区の完工記念事業補助金といたしまして、完工記念碑の設置費324万円がかかっておりますが、この事業の地元負担金に相当します15%分の48万6,000円を補助し、合わせて1,509万1,000円を増額とお願いするものであります。

次に、4細目の町単土地改良事業費で200万円の増額のお願いです。内訳では、廿九日、在江地区の水路工事並びに武部地区のため池工事等の増工によりまして、15節の工事請負費に300万円を増額し、19節補助金で工事費が50万円を超える工事箇所を工事請負費のほうへ回す関係から、19節100万円を減額しまして総額で200万円の増額とお願いするものであります。

続きまして、8細目の団体営土地改良事業費で8,700万円の減額であります。これは当初、町内14カ所のため池の耐震点検対策整備

計画策定業務に石川県からの内示によりまして8,700万円を当初予算計上しておりましたが、その後、国が東海、東海沖、南海トラフの地震区域に集中した予算配分を決定されまして北陸地区での予算配分がなくなりました関係上、事業全体的に不採択となり、歳入と合わせまして全額減額といたしました。ちなみに石川県内での採択箇所はございません。

最後に、8目の国土調査費、1細目の地籍調査事業費で、農林課が所管しています軽自動車の新車買いかえで自賠責保険料が車検の関係上2年分から3年分に増額したことによりまして、12節通信運搬費から5,000円を減額し、不足する保険料を5,000円増額するもので、節間による組み替え補正をするものであります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明の途中でありますが、ここで昼食のため1時30分まで休憩をいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書51ページから第7款商工費より説明を求めます。

高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、商工費となります。ページは52ページのほうをお開きください。

52ページのほうの商工費の2目観光費となります。583万4,000円の補正をお願いするものであります。1細目観光振興費となります。

まず、15節工事請負費83万4,000円を増額をお願いするものです。これにつきましては、現在、能登部駅前に観光の看板がございますが、経年劣化によりまして大変見にくい状態となっております。あの観光看板につき

まして、土台はそのままにしながら、上からフィルムを張るような形で新たに案内看板を設置したいというふうな形での工事費を計上いたしております。

次に、19－2補助金です。「ママ、ごはんまだ？」制作実行委員会500万円となります。本年秋に、中能登町と金沢市、そして台湾の基隆市を舞台として映画の撮影が計画をされております。この映画につきましては、中能登町とゆかりのあります一青妙さんが原作の「ママ、ごはんまだ？」を映画化するものです。中能登町におきましても、良川駅を初めとして数カ所にロケーションが予定をされることとなります。今回、映画制作に当たりまして、中能登町としても、これから組織されます映画制作の実行委員会に対しまして補助を行いまして、中能登町と現在中学校の姉妹校でもあります台湾の基隆市との結びつき、そして何より広く中能登町をアピールすることができると考えております。

なお、詳しい内容につきましては細部にわたり現在調整をしておりますが、詳細が決まり次第、順次ご報告申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 高橋参事兼土木建設課長

〔高橋孝雄参事兼土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 53ページをお願いいたします。

8款土木費です。

2目1細目の道路維持費では1,200万円の増額をお願いいたします。15節の工事請負費で廿九日地内の舗装修繕工事、また消雪設備では久江地内の国道159号、久江西交差点そばにあります作井から集落までの送水管が電食によりまして漏水をしております。また、福田、小田中、良川地内においても漏水箇所がありますことから、降雪前に修繕工事を完了したいということで増額をお願いするもの

であります。

次に、3目2細目の道路新設改良費では1,300万円の増額をお願いいたします。15節の工事請負費で、一青、井田、久江地内で事業を実施しております側溝整備の進捗を図りたいと考えております。また消雪設備では、武部、それから藤井地内のポンプ、また徳前地内の配電盤が経年劣化によりまして取りかえが必要であることから増額をお願いするものであります。

次に、3細目の社会資本整備総合交付金事業では1億1,555万円の減額をお願いいたします。この減額につきましては、国からの補助金の交付決定に伴います減額であります。

13節の委託料では740万円の減額をお願いいたします。社会資本整備総合交付金で予定していました能登部上区会館前の町道R－10号線の舗装修繕工事、また、下井田区の集落内を通っております熊野川沿いの町道のK－143号線等の測量設計業務を職員によります直営で実施したことから減額をお願いするものであります。

また、15節の工事請負費につきましては1億815万円の減額をお願いいたします。国からの補助金が大幅な減額の配分となったことから工事の優先度を勘案いたしまして、小竹地内から若草団地に至ります町道のK3－2号線等の工事を大幅に縮小したものでございます。

次に、4細目の道整備交付金事業では2,960万円の減額をお願いいたします。この減額につきましても、国からの補助金の交付決定に伴います減額であります。町道のK2－5号線、ラピア鹿島前の道路改良工事の実施を取りやめたものであります。

また、22節1細節の補償金では400万円の増額をお願いいたします。現在、旧石塚川を道路にするため、新庄地内で町道のT－101号線道路改良工事を実施しております。この工事につきましては堤防の切り下げ工事の内

容でございますけれども、この切り下げによりまして、先に町道に入っておりました水道管の土かぶりが基準値より少なくなることから、水道管の移設補償金の増額をお願いするものでございます。

続いて、54ページをお願いいたします。

上段になります。4目1細目の除雪費では86万4,000円の増額をお願いいたします。18節の備品購入費で、県道七尾鹿島羽咋線等の歩道を除雪するに当たりまして小型歩道除雪機2台を購入したいことから、増額をお願いするものでございます。

以上であります。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、同じく54ページの消防費について説明を申し上げます。

消防費の1細目消防総務費でございますが、これは財源の組み替えでございます。今年度、消防団員用の防火衣、防火ヘルメットを15着購入するために消防団員等公務災害補償等共済基金というところから18万4,000円の交付があったため、振りかえを行うものでございます。

なお、歳出につきましては、七尾市への消防委託費の中で支出されることになっております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長

○植田一成教育文化課長 同じく54ページ、10款教育費、第1項第2目2細目の学校教育事務局費でございます。

補正予算の増減はございません。財源の内訳を変更するものでございます。34ページの歳入で計上しておりますけれども、へき地児童生徒援助費等補助金60万4,000円と、35ページの土曜授業推進事業委託金100万円の分でございます。

へき地児童生徒援助費等補助金について

は、合併した小中学校に対し町が通学費を助成した一定の割合で、県のほうから5年間補助金が交付をされます。当初予算では中能登中学校分を計上しておりましたが、鹿島小学校の年間の通学補助の概算が確定をし県から交付内定があったため、今回、鹿島小学校の県からの補助を計上し、財源を組み替えるものでございます。また土曜授業は、当初、一般財源で計上しておりましたが、県へ申請していた実施委託契約が認められ通知があったため、財源を組み替えるものでございます。

それから下段のほうですけれども、4細目の旧学校施設管理費47万6,000円の増額補正でございます。

11-7ということで施設修繕料、旧の鳥屋中学校の体育館の水銀灯の修繕でございます。

それから12-3につきましては、消防の立入検査で旧の鹿島地区の小学校のほうの消火栓のホースの耐圧試験の指示がございましたので、14万1,000円の計上でございます。

それから12-4で保険料の建物共済ということで、これは旧の鳥屋中学校の建物共済の計上漏れがございましたので8万円の計上をさせていただきました。

それから18節のほうでは、越路小学校の消火器の5機分の備品でございます。

それから続きまして、2細目の小学校管理費の28万6,000円の増額でございます。

11-7の施設修繕料では、消防の立会検査によりまして小学校の個別タンクの腐食及び配管の腐食を塗装するものでございます。

それから14節では、保護者へのメール配信ソフトの導入です。当初予定しておりました配信システムでは、保護者のメール一斉配信を時間を設定して配信できない、また外からスマホ等で配信できないとの理由から、ソフトを変更し計上したものでございます。

18節のほうでは、メールソフトを備品として計上しておったんですけれども、先ほどの

ソフトの変更によりまして30万7,000円を減額するものでございます。

それから15節の15万2,000円は、消防の立会検査によりまして、鳥屋小学校の給油ボックスに静電気除去装置を設置するものでございます。

それから下段ですけれども、1細目の小学校教育振興費の5万7,000円につきましては、鳥屋小学校のグランドピアノのカバーの分でございます。

56ページをお願いいたします。

中学校管理費58万5,000円の増額補正でございます。

11－7ということで施設修繕料の43万1,000円。これにつきましては、ALTが7月で帰国をいたしまして、平成13年から鳥屋

なんですけれども、コーポとりやを利用しておりまして、その明け渡しということでその修繕が発生いたしまして、それが43万1,000円でございます。

それから、一つ飛んで13節の委託料の物品処分ということで、そこで要らなくなった物品が発生しましたので、その処分代ということで17万3,000円を計上させていただきました。

それから12－3の手数料でございますけれども、これは成功国民中学とのテレビ会議システムによるインターネット回線の接続料でございます。

それから14節のほうにつきましても、同じくテレビ会議システムのインターネットの回線料が3万9,000円でございます。

それから14節のメール一斉配信ソフト3万9,000円と18節の備品購入費10万3,000円につきましては、先ほどの小学校と同じような考え方でございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 57ページをお願いします。

第4項社会教育費、2目公民館費、1細目公民館活動推進事業であります。12万5,000円の増額をお願いするものであります。19節のほうで補助金で、文化活動支援事業補助金12万5,000円であります。これにつきましては、今年度より石川県のほうで実施するいしかわ県民文化振興基金事業がございます。その基金事業に中能登町の将棋愛好会のほうで応募され、プロ棋士を呼んだ講演会を実施する予定でございます。その将棋愛好会への補助12万5,000円の計上でございます。

次に、4目社会教育施設管理運営費であります。

2細目の生涯学習センター管理運営事業でございます。566万3,000円の増額をお願いするものでございます。

11節の7で施設修繕料で350万円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、ラピア鹿島とレクトピアパークを管理しておりまして、その不足する修繕料を補正で増額をお願いするものでございます。大きいものとしましては、ラピア鹿島のほうのコロネードの屋根の補修が180万円、あと自動扉の修繕が35万円等となっております。

18節の備品購入費のほうでは216万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは生涯学習施設、各施設にございますAED7台の更新をお願いするものでございます。これにつきましては、AEDを設置してございますが耐用年数7年が経過したため、耐用年数の経過により新たに更新するものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長

○植田一成教育文化課長 同じく57ページの下段でございます。

3細目の文化財管理運営費でございます。増減ゼロなんですけれども、11－4ということで印刷製本費が15万4,000円の増額でございます。これにつきましては、能登歴史公園

（石動山地区）のパンフレットが開設面積が違ったりとかということで県土木のほうから更新するように指示がございましたので、今回更新をさせてもらうものでございます。その財源のかわりとしまして、58ページの委託料のほうで15万4,000円の減額をしております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 それでは、59ページをお願いいたします。

第11款第1項2目1細目の林道災害復旧事業費で150万4,000円の増額をお願いいたします。内訳ですが、22節の補償金で、林道城石線災害復旧工事に支障となります中能登町ケーブルテレビ事業での光ケーブルの保護用防護管の設置が必要となりましたので、その設置撤去費用を計上したものであります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、59ページ、第12款の公債費でございます。

まず、1細目の償還元金でございますが、9,930万2,000円を減額させていただくものでございます。これは、ことし6月に繰り上げ償還を3億5,459万6,000円行いまして、償還元金の減に伴い元金を減額するものでございます。

続いて、同じく公債費の利子の1細目償還利子でございます。2,782万8,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、平成26年度事業の借り入れ分の利子については見込みで計上しておりましたが、利子率が確定し当初見込みより安くなりましたので、その分を減額するものでございます。また、借り入れ後10年経過による利子率の見直しという制度がありまして、それにより一部減額となっているものもでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） ここで、議案第57号、58号、60号について答弁漏れがありますので、これを許します。

まず、議案第57号について答弁を許します。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 先ほど宮下議員から中能登町個人情報保護条例の一部改正についてのご質問がありましたが、その件について内部で調べましたが、番号制度がまだ実施の段階に至っていないことと、外部に確認もしましたがまだはっきりした答弁できる材料がそろっておりませんので、後日改めて返答をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第58号について。

平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 議案第58号の中で笹川議員さんの住基カードの再発行の件数でございますけれども、住基カードにつきましては、システム上、再発行というシステムになっていませんで、一旦必ず廃止し新たな交付を受けるものとなっておりますので、再発行の件数については把握できておりません。

ちなみに、住基カードの今までの、9月1日までの総発行件数というのは674件で、有効件数というのは523件でございます。この差というのは、転出であったり死亡であったり期限が切れていたり紛失等で有効でないものがあるということです。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第60号について。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 先ほど議案第60号の中能登町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正する条例について、古玉議員からのご質問で、最近では精子の数が少ない若い男性が多いという情報があると。女性の

卵子の状態がよいというものであっても、男性の精子の数が少ない場合は受精しないことがあるのではないかと等のご質問がございました。そのことについてご説明申し上げます。

まず、不妊治療費の助成は一定要件、これは法律上婚姻をしているというようなこととなりますが、これらを満たす夫婦に対して行われるものが大原則でございます。そして不妊治療は、先ほど申し上げましたけれども、男性だけではなく女性だけで行うものでもございません。夫婦で行うものでございます。

この特定不妊治療の流れにつきましては、まず最初に女性側から卵子をとりまして、その後、男性から精子をとり、体外で受精させて受精卵を子宮に戻すこととなります。子宮内での経過を経まして、妊娠の確認になるわけでございます。

男性側に不妊の原因がある場合は、精子が少ない等の理由がございしますが、この特定不妊治療では、精子の数をふやすのではなく、少ない精子からいかに精子を採取して受精させるかということになります。そういったことで、子宮内の妊娠の確認をするためには女性側の健康状態が重要になります。せっかく治療によって妊娠が成立しても、加齢とともに流産率や妊産婦の死亡率などが高まるなどのリスクがございます。

このことから、女性の対象は妻の年齢のみが基準となっているわけでございます。

以上でございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） ただいま3件の答弁漏れの答弁に対しては、ご理解いただけましたでしょうか。

それでは、ご理解いただけたものと。次に進んでいきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後1時57分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（甲部昭夫議員） それでは、会議を再開いたします。

説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑はありませんか。

宮下為幸議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 47ページをお願いします。

47ページの児童館運営費、工事請負費19万5,000円。これは放課後児童クラブのメッシュのネットを張られると言っていました、というネットですか。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
○植田一成教育文化課長 宮下議員の質問にお答えをいたします。

高さが1.2メートルで幅が2メートルのものと、それから門扉が幅が1.5メートルのものを組み合わせて、放課後児童クラブのほうの県道側に門みたいなのがあるんですけども、そこが通り抜けられるようになっておりますけれども、そこに設置をするというものでございます。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） そうしたら県道側だけで、R-15号線のほうにはしないということやね。

それと、一昨年、昨年、あそこのネットがことしも崩壊しておりましたが、あれはなぜなったんですか。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
○植田一成教育文化課長 宮下議員の再質問にお答えをいたします。

山側のほうのネットかなと思うんですけども、恐らく除雪で傾いたのかなというふうなことは思っておるんですけども、そこに関してはまだ修繕をするというふうな方向ではございません。

町道側につきましては、特にすぐというふうなこともございませんので、今のところは県道へ出るあのすき間のものだけ門扉とフ

ェンスをしたいというふうに考えて、特に入ってくる入り口につきましてはフェンス等は考えておりません。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 後ろのほうのは除雪によって傷んだという。何で除雪であんなところが傷むんかね。その辺だけちょっと。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長

○植田一成教育文化課長 フェンスが傾いているという指摘がございましたので現地に確認に行ったんですけれども、故意的にやったものでもないような感じでございましたので、恐らく高さからいくと、そういう重機で傾いたのではないかなという推測でございます。

○8番（宮下為幸議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかありませんか。

2番 林 真弥議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） 52ページです。

観光振興費の15工事請負費で83万4,000円ですが、能登部駅前の周辺地図の看板であるという説明であったと思います。

あそこの看板というのは、本当につい3日ほど前に、私、偶然あそこ目に入ったんですけれども、今、真っ白みたいな状態になっていると思うんですけれども、あの看板、周辺地図の看板であるんですけれども、地図というよりも絵に近いとか漫画に近いとか、地図というよりも絵に近いような感じだったと思うんです。

今、新しく書きかえるというか直すに当たって、前のような絵のような地図になるのか、もっと詳しく、一軒一軒とは言わないですけれども、主なところをしっかりと、わかりやすいような、そういう地図になるのか。前のままだとちょっと周辺地図としては、私、不十分だと思うんですね。その辺はどんなふうになるのか説明いただきたいんで

すが。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 林議員の質問にお答えをいたします。

現在想定をしておりますのは、道の駅の中にある町の観光案内看板みたいなもの、そういったものをイメージしております。まず能登部の駅において、町の全体的な観光施設はどこにあるかというふうなことを中心とした絵地図みたいな形でのそういった地図を現在は想定をしております。道の駅に入って正面にそういった観光の案内地図がございます。それを現在イメージをしております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

○2番（林 真弥議員） イメージは大体できたんですけれども、能登部の駅前にあるあの看板、大きさどんなもんですかね。縦横どんなもんでしょう。長さで4メートルぐらいありますか。もう少しありますか。4メートルの3メートルぐらい、そんなもんですよ。それぐらいの大きさだと思うんですけれども、83万4,000円、こんなもんなんですかね。これをちょっと確認したいんですが。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

少し見にくいんですけれども、こういったような看板になっております。これが現実のものですが、この看板につきましては一旦全部、土台はそのままにしておきまして、全部表のフィルムを一旦剥がして、もう一度絵をつけたようなフィルムをもう一回張り直すというような形で、基礎はさわるつもりはありません。一度それを全部きれいに剥がして、もう一回その上からフィルムを張って、さびないようにして、その上に道の駅のほうのあいった絵地図の観光案内板を張りつけるというような、そういったような工事をいたしますので、83万ぐらいでできるのかなという

ふうに予測をしております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

○2番（林 真弥議員） あの能登部の駅前とよく似た看板というのは、あとどれくらい町内にあるんでしょうか。ちょっと私、今全部がぱっと頭に出てこないんですけれども、能登部の駅以外に、あとどれくらい設置されているのか。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 林議員の質問にお答えします。

現在、正式な数というのは確認をしておりますが、まず4つの駅の前で一番老朽化の激しいといいますか経年劣化の激しい看板が能登部駅の前のものでありますので、まずはそれを大至急直す必要があるだろうということで現在予算化をしたものであります。

あと残りにつきましては、また観光の看板政策というのは観光客を誘導する政策としては非常に重要な形になると思いますので、今後また随時現地を検査、点検、計画しながら新たな観光看板というのを設置していきたいというふうに考えておりますが、はっきり言いまして、まだ全体的な数というのは把握はしておりません。

以上です。

○2番（林 真弥議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第62号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は61ページから64ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、

61ページの議案第62号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものでございます。

62ページをごらんください。次のページになります。

第1表ですけれども、歳入歳出予算補正ということで1番の歳入でございます。第3款の繰入金で一般会計繰入金で7万6,000円の減額、その下、4款の繰越金、第1項の繰越金で7万6,000円ということで、先ほども申し上げましたけれども、予算の総額には変更はございません。歳入予算の組み替えを行うものでございます。

次に、64ページをごらんになっていただきたいと思います。

2番目の歳入でございます。

説明が重複しますけれども、第3款第1項1目事務費繰入金でございます。1節の事務費繰入金で7万6,000円の減額。これは繰越金相当額を財源に充てたためのものでございます。

その下、4款の繰越金、第1項第1目1節繰越金7万6,000円。これにつきましては、平成26年度の収支決算による額の確定によるものでございます。

後期高齢者医療特別会計の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第62号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第63号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求め

ます。

議案書は65ページから70ページとなります。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 議案書65ページをお願いいたします。

議案第63号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,865万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,525万3,000円とするものでございます。

それでは、議案書68ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

6款繰入金のその他一般会計繰入金で108万1,000円の減額でございますが、人件費等の減額に伴い、事務費繰入金の減額を行うものであります。

次に、介護給付費準備基金繰入金で4,973万4,000円の増額でございますが、国、県等に対する過年度分返還金の財源として基金を繰り入れるものでございます。

次に、議案書69ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

主なものといたしまして、3款1項2目1次予防事業費で115万4,000円の減額でございますが、これは人事異動に伴う増額もありますが、一般会計の在宅医療・介護連携推進事業の人件費へ振りかえをしたものが主なものでございます。

続いて、70ページをお願いいたします。

5款1項3目償還金で4,973万4,000円の増額でございますが、26年度の事業費が確定したことにより、国、県、支払基金より26年度に概算でもらい過ぎていました負担金等を返還するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

す。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第63号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第64号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は71ページから75ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、71ページをごらんください。

議案第64号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,467万1,000円とするものでございます。

74ページをごらんください。

まず、歳入からでございます。

第10款の繰越金でございます。1項1目1節の繰越金で367万1,000円の増額をお願いするものでございます。平成26年度の当該会計の収支決算による額の確定によるものでございます。

次に、75ページをごらんください。

歳出になります。

第3款後期高齢者支援金等でございます。第1項1目1細目ですけれども、後期高齢者支援金ということで、19節で負担金として後期高齢者支援金等納付金で39万円の増額をお願いするものでございます。これは平成27年度の後期高齢者支援金の額の決定によるものでございます。これは後期高齢者の保険給付費の4割相当分を負担するものでございます。

次に、第4款の前期高齢者納付金等でございます。第1項第1目1細目の前期高齢者納付金でございます。19節の負担金で前期高齢者納付金で3万7,000円の増額をお願いするもので、平成27年度の額の確定による補正でございます。

次に、第8款の保健事業費でございます。第2項第1目1細目の保健事業費でございます。13節の委託料ですけれども、人間ドック検査の費用で72万円の増額をお願いするものでございます。これは、がん検診と脳ドックの1泊、2泊のコースにつきまして今後10名分不足するであろうということで、増額をお願いをするものでございます。

次に、第11款の予備費でございます。予備費につきましては252万4,000円の増額をお願いするものでございます。繰越金を歳出財源に充てた、その残額を計上したものでございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第64号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第65号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は77ページから81ページになります。

町田情報推進課長

○町田穂高情報推進課長 それでは、議案書の77ページをお願いいたします。

議案第65号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,231万8,000

円とするものでございます。

それでは、80ページをお願いいたします。歳入でございます。

第4款繰入金は、一般会計からの繰入金399万7,000円でございます。

第5款繰越金2万1,000円は、26年度決算額の確定によるものでございます。

続いて、81ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項1目2細目の管理費で401万8,000円の増額をお願いするものです。

まず13節委託料では、平成18年度に設置しましたケーブルテレビのU P S、無停電電源装置が老朽化しましてエラーが出ております。現状のままでは停電時にバッテリーからの電力供給ができなくなり、放送及び通信に障害が発生するおそれがありますので、バッテリー15台分の交換に係る326万2,000円の増額をお願いするものでございます。

また、18節備品購入費では、ケーブルテレビの幹線からの光信号を電気信号に変換するONUという機械がございますが、その機械に電気を供給する給電器の装置が不足しておりますことから、50個分の購入費としまして75万6,000円の増額をお願いするものです。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第65号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第66号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は83ページから87ページとなります。

北野上下水道課長

〔北野 均上下水道課長登壇〕

○北野 均上下水道課長 それでは、議案書

83ページをお願いいたします。

議案第66号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算であります。

第2条の収益的支出では、第1款事業費、第1項営業費用で500万円を減額するもので、トータル4億26万4,000円とするものであります。

それから3条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,147万6,000円を1億3,647万6,000円に改めるものであります。その内訳についてであります。収入ですが、第1款資本的収入、第1項負担金であります。400万円を増額し977万4,000円とするものであります。支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費で900万円を増額し4億2,220万円とするものであります。

続いて、86ページをお願いいたします。

平成27年度中能登町水道事業会計補正予算実施説明書、収益的支出であります。

1款1項1目の原水及び浄水費、県水受水費で500万円の減額をお願いするものです。この減額は、平成26年度において県水の受給協定水量、1日最大1,350トン、最低受給水量、いわゆる責任水量はその70%で945トンとなっておりました。平成27年度におきまして、この責任水量が60%と10%引き下げられました。そして810トンとなっております。費用につきましては、年間で約500万円の負担軽減が図られるものであります。

この負担軽減された分は、水道施設の耐震化や老朽管更新対策費用などに充てることが前提での責任水量引き下げでもありますことから、今回、減額補正とさせていただいたものであります。

続いて、87ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

まず収入ですが、1款1項1目の工事負担金、他会計工事負担金であります。400万円の増額をお願いするものです。先ほども土

木建設課長のほうからも説明がありましたように、新庄地内で町道T-101号線道路改良が行われております。旧石塚川の切り下げに伴いまして配水管が支障となりますことから移設補償費であります。

次に支出ですが、1款1項1目の改良工事費、工事請負費で900万円の増額をお願いするものであります。その内訳であります。先ほども申し上げましたとおり、道路改良工事に伴います配水管の移設補償工事に400万円と、先ほど収益的支出で説明いたしましたとおり、配水管の耐震化を図るべく曾祢地内で工事の予定をしております緊急時給水拠点確保等事業に500万円、それぞれ増額補正とさせていただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第66号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で議案の説明及び質疑は終結します。

ここで、議案等の委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会付託

○議長（甲部昭夫議員） 日程第7 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第66号まで及び請願第6号及び請願第7号並びに陳情第4号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に

配付いたしております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎決算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

○議長（甲部昭夫議員） 日程第8 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任並びに委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号 平成26年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成26年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上、認定8件については、議長及び監査委員を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、認定8件については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、

1番 土 本 稔 議員

2番 林 真 弥 議員

3番 中 川 秀 平 議員

4番 山 本 孝 司 議員

5番 笹 川 広 美 議員

6番 南 昭 榮 議員

7番 諏 訪 良 一 議員

8番 宮 下 為 幸 議員

9番 亀 野 富二夫 議員

11番 古 玉 栄 治 議員

12番 若 狭 明 彦 議員

14番 作 間 七 郎 議員

以上12人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、決算審査特別委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の審査の議案は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおりであります。

委員の方々は、次の休憩中に正副委員長の互選を行い、議長に報告を願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2 時36分 休憩

午後 3 時00分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 会議を再開いたします。

先ほど決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、報告をいたします。

委員長に 7 番 諏訪良一議員、副委員長に 5 番 笹川広美議員、以上のとおりであります。

◎休会決定の件

○議長（甲部昭夫議員） 日程第 9 休会決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会審査などのため、9 月 9 日から 9 月 23 日までの15日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、9 月 9 日から 9 月 23 日までの15日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時04分 散会

平成27年 9 月24日（木曜日）

○出席議員（14名）

1 番	土 本	稔	議員	8 番	宮 下	為 幸	議員
2 番	林	真 弥	議員	9 番	亀 野	富二夫	議員
3 番	中 川	秀 平	議員	10番	甲 部	昭 夫	議員
4 番	山 本	孝 司	議員	11番	古 玉	栄 治	議員
5 番	笹 川	広 美	議員	12番	若 狭	明 彦	議員
6 番	南	昭 榮	議員	13番	坂 井	幸 雄	議員
7 番	諏 訪	良 一	議員	14番	作 間	七 郎	議員

○説明のため出席した者

町	長 杉 本	栄 蔵	農 林 課 長	加 賀 忠 夫
副 町 長	廣 瀬	康 雄	上下水道課長	北 野 均
教 育 長	池 島	憲 雄	住民福祉課長	平 岡 重 信
参事兼総務課長	堀 内	浩 一	長寿介護課長	道 善 まり子
参事兼土木建設課長	高 橋	孝 雄	会 計 課 長	正 谷 智
参事兼保健環境課長	長 元	健 次	教育文化課長	植 田 一 成
企 画 課 長	高 名	雅 弘	生涯学習課長	百 海 和 夫
情報推進課長	町 田	穂 高	教育文化課担当課長	林 大 智
税 務 課 長	古 川	利 宣	教育委員会委員長	笹 川 修三郎

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第 2 号）

平成27年 9 月24日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（甲部昭夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（甲部昭夫議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は1時間でありますので、守っていただくようお願いをいたします。執行部におかれましては的確な答弁を求めています。

それでは、発言順に質問を許します。

13番 坂井幸雄議員

〔13番（坂井幸雄議員）登壇〕

○13番（坂井幸雄議員） 最初に、先日の鬼怒川の決壊でお亡くなりの方、また被害を受けられた方に、ご冥福と謹んで哀悼の意と今後のご活躍をお願いするものであります。

それでは当初、一般通告は9月8日の通告書でありまして、その後、9月10日に関東、東北の鬼怒川の堤防の決壊がありましたのでちょっとタイミングが外れておるかもしれませんが、第1問の町の自主防災についてご質問させていただきます。

昨年の8月20日に広島災害があり、75名の方々が犠牲になりました。近年には災害は大変大きなものになります。地球温暖化並びに地球の赤道の近くではエルニーニョ現象やサイクロン・パムということで、お互いに寒気がぶつかり合い大雨になるようなことが報道されております。それで以前よりも台風が多く発生し、また、その台風の影響で大雨が

生じております。それと突然の竜巻も発しております。

そこで、最近の災害に対しての手当はなかなか難しいものだと思います。それで、災害があった場合には、できるだけ被害を少なくすることが私らの役目だと思います。

それにあわせて町でも7月12日、総合防災訓練大会、9月6日には県でも内灘では総合訓練大会を実施し、災害に対する被害を少なくしようということであります。

そのためには自主防災が大変大切なことではないかと思います。起きたことは仕方ないとして、できるだけ被害を少しやわらげることとあります。そのために町では防災訓練並びに自主防災の組織があります。

そこで、お聞きいたします。地区や公民館単位の自主防災組織の運営と備品並びに防災組織の活用方法を町はどのような指導をしておられるのか、お聞きしたいと思います。

2番目は、避難行動要支援者の名簿の作成作業が進んでおります。9月30日に良川区でございしますがその名簿の作成の提出を求めています。町では現在どのような登録人数になっておられるか。また、要支援の対応は民生委員だけなのか、またボランティアの力をかりるのか、その活動方法をお聞かせ願いたいと思います。

それと3番目ですが、先般も千代田機電ですか、災害時に支援協定を結んでいる協力企業並びに事業所が何件かあると思いますが、その事業所の名簿などをご報告できたらお願いしたいと思います。

それと、ケーブルテレビのときに音声端末機が同時に設定されております。当時は事業所では音声端末機の設置なかなか難しかったと思いますが、現在はその利用率はどれだけあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上3点、よろしく願います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

坂井議員の町の自主防災についてのご質問にお答えをいたします。

まず、地区や公民館単位での自主防災組織の運営と備品活用への町の対応につきましては、平成23年度に全地区において自主防災組織が組織化されており、防災力の強化を図るとともに防災、減災に向けた取り組みを行っていただいているところであります。

多くの地区において組織構成がなされており、本部長を初めとし、情報班や消火班、避難誘導班、炊き出し班といった班別による組織構成となっております。通常時にはこの組織による運営や活動はありませんが、地区防災訓練を通じて組織体制と避難支援について確認を行っているところであります。

また、活動に必要となる備品等については、町単独事業である消防用施設等整備補助金または宝くじコミュニティ助成事業を活用していただき、備品や資機材を備えつけ、有事の際に役立てていただきたいと考えております。

ただし、有事の際に機能するには日ごろからの備えが大切でありますので、組織体制の再確認と要配慮者支援を確立させ、地区全体で防災力の強化につなげてほしいと願っております。

また、行政といたしましてしましても自主防災組織の運営上の支援が行えるよう、防災士を活用しながらフォローアップをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、避難行動要支援者名簿の作成状況につきましては、中能登町災害時要配慮者支援プランに基づき、本年3月に、民生児童委員、区長各位のご協力をいただき台帳作成に着手し、この8月に要支援者台帳の整備を終えたところであります。

また、現在、避難行動要支援者台帳に基づいた要支援者個々の個別避難計画を作成して

おり、自主防災組織が主体となって作業を進めているところであります。

災害時にはこの台帳が大変重要なものとなりますので、最新の情報を共有する意味からも毎年、台帳更新を行っていく予定であります。

次に、名簿登録者への活動支援はボランティアによるものかについてのご質問にお答えをいたします。

自主防災組織による避難誘導班を初め、要支援者宅の近隣の方々、そして民生児童委員の方々が避難支援の主導的な役割を担うこととなります。こうした方々による避難支援により人的被害が減少すると確信をしております、ボランティア的な部分が多いと思われませんが、共助の重要性を再認識していただき、助け合いの意識を高めながら日々の活動を展開していただきたいと考えております。

次に、その活動方針につきましては、中能登町災害時要配慮者支援プランに基づいた活動を基本としており、個別避難計画を有効に活用し、一次避難場所となる集会施設等までの避難誘導を最優先に行い、行政と連携した安否情報収集に努めていただきたいと考えております。

次に、災害時に支援協定を結んでいる協力企業や事業所はあるかというご質問につきましては、これまでに物資協定として8社の企業と締結をしているところであります。また自治体間においては、三重県紀宝町、富山県上市町、県内では津幡町の3つの自治体と災害時応援協定を締結して、災害時の職員派遣や物資等の提供を行うこととしております。

詳細につきましては、後ほど総務課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

災害はいつ起こるかわからない状況から、多くの善意ある企業や自治体と協定を締結することは、物資や資機材の確保ばかりでなく町民の安全、安心につながるものと考えてお

ります。

次に、音声告知端末を設置している企業や事業所につきましては、現在のところ16社が設置をしており、多くの従業員を雇用している中小企業や民間福祉施設、また各郵便局などが設置をしています。

また利用率につきましては、一定規模の企業数が統計上の数字として把握されておりせんので、利用率がどれだけであるかはお答えができません。

しかし、音声告知端末による放送は町からのお知らせ以外にも緊急を要した重要な放送も行っているため、設置をされていない企業におかれましては、できるだけ設置をしていただくようお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、災害時に支援協定を結んでいる協力企業等について説明をさせていただきます。

食料や飲料水など生活に欠かせない物資を提供していただける協定としては、能登わかば農業協同組合、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、株式会社平和堂、生活協同組合コープいしかわ、株式会社コーシンの企業5社と締結しております。

また、資機材等を提供していただける協定としては、一般社団法人石川県エルピーガス協会、株式会社ヨシカワ、千代田機電株式会社の企業等3社と締結しているところでございます。

また、避難行動要支援者の登録者数でございますが、対象者約3,500人中、台帳登録者は1,507人ということで、半分弱というようなところでございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 坂井幸雄議員

○13番（坂井幸雄議員） 先ほど町長の答弁も、いろいろときめ細かな手配をしておられます。

地域防災や公民館単位でございますが、コミュニティ助成金ということで支援しておられるかと思うんですが、地区ではなかなか財源が不足しておりますので、地域防災ということで町もできるだけ援助していただきたいということでございます。

もう一つは、先ほど3,500人の要支援者で1,500人が登録ということでありますが、要支援者の方々を誘導するためには大変な人力が要ると思います。ボランティアやら近隣の人に頼まなければならないことが多々あるかと思いますが、あつていかんことですがそれでも避難場所の訓練、この間の鬼怒川の決壊で公民館とか学校とか避難されておられる方がおりましたが、女性防災士をできるだけお願いして数をふやせばいいのかなということでございます。男性は、なかなか防災士と言われてもきめ細かなところまでできませんし、またトイレなどは大変難しい問題がありまして、離乳食の子供さんがおられる方の対応というのは難しいと思いますので、女性防災士さんをできるだけ増員していただきたいということでありまして、県でも女性防災士の推進をということでございます。

それでひとつ女性防災士もできるだけ、ここで笹川議員さんも女性防災士になっておられますが、きめ細かな対応をしておられます。それをひとつよろしくお願いしたいと思います。

今あらゆる通報装置がありまして、音声告知端末機が最初、企業はなかなか入れていただけなかったと思うんです。企業は従業員がたくさん使っておられますので、せめて身の安全のためには工場内の安全な場所へ避難するという早くの通報で、けがや命が助かると思います。学校でもいろいろと防災訓練をやっておられますので、その点、また事業所に

もできるだけ告知端末機で早く通報していた
だけばいいんじゃないかなと思う。

防災関係に関しては、いろいろと町長も説明
がありましたように、できるだけ細かく、
災害協定を結んでいる町とあわせてという報
告でありましたので、より一層、経費のかか
らないような災害の対応をしていただきたい
と思います。

それでは2番目でございますが、学力テス
トのことにに関してでございますが、学力テス
トの結果の公表については、地域間の競争を
あおるということで難しい問題があるかと思
います。石川県、富山県、福井県は全国の
トップクラスでありまして、秋田県もそうで
すけれども、あとの市町村の対応というの
は、競争をあおることによって教育環境が変
わっていくという懸念があってなかなか公表
できないと思いますが、もしできる範囲内で
公表、中能登中学校のランクづけの公表をお
願いしたいと思います。

それと、10年に一度の学習指導要領が改訂
されるようでございます。2016年からまた新
たな学習指導要領が改正されるようござい
ますが、そのポイントとその対応についてお
聞かせ願いたいと思います。

次に3番目ですが、今年度の3月の入試に
おける各学校ごとの進路状況をお伺いしたい
と思います。難しい問題でございますが、い
ろいろと生徒に対する希望もありますので、
どの範囲が自分に適するか、自分の才能がど
こにあるかということで進路が決まると思
いますし、将来を見据えた進路状況だと思
いますので、進路状況をお願いしたいと思
います。

4番目ですが、これはいろいろと皆さん新
聞紙上に取り上げられておられますが、中
学校の歴史教科書の採用の件でございます
が、その町々の思い、教育委員会の思いが
ありまして、教科書の採用がどこにするか
ということで論じております。

自分は少しわかりませんが、歴史教
科書では戦後の処理の仕方が、その対応か
ということが一番問題点であるんじゃないか
かと思いますが、それは私の主観でござい
ますが、その点の選定方法とはいきません
けれども、許される範囲で相違点をお聞かせ
願いたいと思います。

もう一つ、東京書籍と育鵬社はどのよう
な違いがあるのかわかりませんが、その
ほかに帝国書院という出版社もあります。
帝国書院は、私は読んだことはございませ
んがどのような対応で外れておるのかわか
りませんが、わかる東京書籍と育鵬社の違
いを許される範囲でご報告お願いいたし
たいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほどの坂井議員の教育
関係についてのご質問にお答えをいたしま
す。

まず1番目は全国学力調査についてです。

全国学力調査の目的ですけれども、まず1
つ目に知識、技能があります。2つ目は思考
力、判断力、表現力があります。3つ目に主
体的に学習に取り組む意欲、態度といった
ものがどのように備わっているかという、こ
れらの学力の3要素から成る真の学力が身
についているかを調査するものであります。
単に覚えた知識の量ではなくて、知識をい
かに活用できるかということを中心に行わ
れます。

学力及び学習状況の調査結果をしっかりと
把握、分析して、今後の指導内容や指導方
法などの改善を図るとともに、家庭におけ
る学習習慣や生活習慣の改善に取り組むこ
とが最大の狙いとなっております。

毎年4月に行われている全国学力調査で
は、1年かけて培ってきた力がしっかりとあ
らわれるように、これまでの学習の復習や過
去の調査問題にも目を通して全国学力調査
を迎えております。

中能登町の調査結果については、年度や学年によって多少の浮き沈みはありますが、おおむね良好と言えます。しかし今年度の質問紙調査では、家庭における学習習慣や生活習慣に関して例年になく気がかりな点が浮き彫りになりました。保護者の皆さんと真剣に話し合い、改善に向けた取り組みを早速進めていきたいというように思っております。

私どもは教育のまち中能登を目指しております。学力は夢プロジェクトの最も大きな柱であります。県内のトップ、悪くても3本の指に入れるような、そういう心構え、目当てを持って今後もしっかりと挑戦をしてまいりたいというふうに思います。

それから2番目の学習指導要領の改訂についてです。

先ほど議員も言われましたけれども、学習指導要領はほぼ10年ごとに改訂されてまいりました。今度の改訂は、小学校が2020年度、中学校は2021年度、高校は2022年度以降に全面実施される予定となっています。

2016年度中に中央教育審議会により改訂内容が答申される新学習指導要領について、文部科学省は8月5日、答申の素案を公表しました。ポイントは2つあるかと思います。

1つ目ですが、現在行われている小学校の5年生、6年生の外国語活動を正式に教科の英語とします。かわって3、4年生から外国語活動を始めます。これが1つ目。

2つ目ですけれども、高校の学習内容が大幅に改訂されます。世界史と日本史を統合して近現代史を中心に学ぶ「歴史総合」と課題解決型学習の「地理歴史」を新設、そして選挙権年齢の18歳以上への引き下げを踏まえ「公共」を新設します。

今度の改訂によりまして、小中学校の英語教育がますます重要になってくると考えております。国の英語力の到達目標ですけれども、中学校では英語検定3級の合格率を成果目標としており、平成29年までに50%以上と

なっております。私たちの中能登町におきましては、平成26年度で31%です。今後、中学校卒業までに英語検定3級合格をスタンダード化して英語教育の強化を図っていきたいというように考えております。

次、3つ目です。3つ目は、平成26年度の中能登中学校卒業生176名の進路状況についてのご質問でありました。

高校名と人数をお答えいたします。七尾高校44名、田鶴浜高校11名、七尾東雲高校が23名、鹿西高校32名、羽咋高校19名、羽咋工業高校12名、志賀高校1名、能登高校1名、津幡高校1名、金沢市立工業高校1名、石川工業高等専門学校が7名、七尾特別支援学校2名、鵬学園高校が2名、遊学館高校が2名、文化学園大学杉並高校へ2名、合わせて176名という結果でありました。

そして最後、4番目です。中学校の歴史教科書の採択についてのご質問でありました。

教科書の採択につきましては、中能登町と七尾市を共同採択地区として七尾鹿島地区教科用図書採択協議会を設けておりまして、教科書の採択結果は中能登町のホームページで公表をしております。

今ほどお尋ねの歴史教科書について、東京書籍と育鵬社との相違点はということでしたが、両者とも教科書検定に合格をしており、すぐれた教科書であります。採択では、採択協議会委員全員の一致によりまして東京書籍を選定しております。

両教科書の相違点について、全てをこの場で詳しく述べることは差し控えさせていただきますというように思いますが、問題になっております北方領土、竹島、尖閣諸島の取り上げ方については、教科書の展示もされておりましたのでごらんになられたと思うんですが、東京書籍では、本文とコラムで取り上げ、地図や写真を示しながら北方領土の日や竹島の日の制定を紹介することで平和的解決に向けた意識が高められるように配慮されて

います。一方、育鵬社のほうは、本文とコラムで取り上げ、地図を示しながら歴史的背景と現状を説明し、日本固有の領土であることが理解できるように配慮されているところです。

以上4点について回答をさせていただきました。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 坂井幸雄議員

○13番（坂井幸雄議員） いろいろと答弁ありがとうございます。

全国学力テストでは本当に上位ということで、教育関係の方の努力の成果のたまものだと思います。

ラジオでちょっとお聞きしたんですけれども、福井県では理科が相当優秀なわけですが、日本の将来を目指したものづくりをするためには実験をして、その実験の効果を興味を持たせるということで、理科に関しては福井県では実験を重視しているようなことがラジオで報道されております。確かに石川県もものづくりや技術大国になって、世界に羽ばたくような県の方針でございますが、理科の関係は実験を重んじて、経費もかかりますけれども実験を重んじてやるというラジオの報道でありました。

それはそれとして、子供さんも大変負担がかかっております。きのうの中学校の新人大会、鹿南球場でやっておりますが、眺めていますと、子供さんも文武両道と言われますけれども大変な体力やら気力が要と思います。

その前の日には、朝日中学と中能登中学校の交歓試合をやっておりました。きのうは七尾鹿島の少年の中学校の新人戦をやっておりましたが、毎日、連休と言わずに活動しております。それも一つの体力づくりの一環だと思います。中学校の校庭では、片一方ではサッカーの交歓試合をやっておりますし、生徒たちは休む暇もないような忙しさだと思います。

その忙しさが体力づくりの貢献になるか気力の貢献になると思いますので、大変ですけれども、またご指導のほどよろしくお願いします。

理科は、秋田県も大変学習が進んでおりますが、福井県はそういう方法で、ものづくりを目指す県にしようということで実験を取り上げております。

それともう一つ、学習指導要領では、もっと先の話ですけれども、先ほどの教育長の話では小学校の5年生、6年生から英語教育をしたいということでございますが、その時間帯といいますのは、ゆとり教育から外れて、現在の時間割で入る余地があるのかどうか。その点、お聞かせ願いたいと思います。

それともう一つは、先ほど進路状況についてご報告がありましたが、先般、教育テレビを見ていますと、中学生と鹿西高校さんの交流会をやっております。あれは大変いいことだと思いますし、そのほかに羽咋高校、七尾高校、そのほかの高校も高校生と中学生の交流をできたら進めていただければ、希望も持たれるし、いいと思います。

以前の話でございますが、ある高校の地区のPTAでは、大学の卒業生を招いて、各3中、1人ずつ招いて経験談を報告させていただいたことがありました。そのときにはいろいろと、多分その生徒たちは余り勉強しなかったということで終わったと思います。一生懸命勉強したという子供は一人もおりませんでしたが、余り勉強しなかったというような発言でありましたが、それはそれとして頑張っているのは実質わかるんですけれども、高校生との交流も時間があればいただければ目的が定まるかと思います。

以上その点、どのような考えがあるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほどご質問で、小学校の英語が正式な教科になる。入る余地がある

のかという、そういうご質問であったかなというように思います。

確かに月曜日から金曜日まで、6限目まで全部やったとしても五六、三十時間。そして現在4年から6年生は28時間詰まっています。全く早く帰る日とか、このままあと2時間ないしは3時間の英語の学習が入ってくると目いっぱいになって、毎日6時間というようなことが形としては起こるのかなと思うんですけれども、実際はどのように進んでいくのかということについては、今後研究していかならんのかなというように思います。

学校行事の時間が少なくなったり、あるいは土曜授業の中に回せる教育活動はそっちのほうへ回して、月曜日から金曜日までの部分をあけてそこへ入るなり、あるいはこれまで1週間に3時間あった教科が1時間の半分だけ減らして2.5時間にしようという形で新しい教科としての授業を出してくるのかなというようなことも思うんですけれども、詳しいことについてはちょっとまだわかりません。

それから中高の交流、それから高校生との交流について、最近、鹿西高校さんと交流学習、鹿西高校の先生が中学校へ来ていただいて、そして地元の中学生に授業をしていただく。そういう取り組みも始まりました。夏休みなんかには鹿西高校の生徒さんが今度は鹿西中学へ行行って、受験勉強などの補助に当たるというか横において1対1で指導をするというように始まりました。

ケーブルテレビもやっておりますので、そういうようなことは鹿西高校の校長先生も非常に前向きで熱心でありますし、私たちにとっても大変ありがたいことですので、地元の高校との交流ということで、今ほど言われましたように中高との交流、先生との交流、そして高校生に触れる機会というものをお願いしながら可能な限りふやしていければなというふうに思っています。

以上です。

○13番（坂井幸雄議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 続いて、1番 土本 稔議員

〔1番（土本 稔議員）登壇〕

○1番（土本 稔議員） それでは、生活路線バスの維持確保について質問いたします。

道路や上下水道など社会基盤施設は、公共が主体となり計画的に整備が進められ、その利便性は年々上昇しています。しかし、路線バスの減便や撤退などに見られるよう、多くの地域で地域公共交通の利便性は低下しています。車社会の普及に伴い地域公共交通に頼らない生活が広まり、その結果、利用者が減少し、路線バスなどの撤退につながっています。

しかし、子供や高齢者など車を利用できない人々は、地域公共交通がなければ移動が制約され、不便な生活を強いられます。町では高齢者の免許返納支援をしており、車を運転しない高齢者はさらに増加していくと予想されます。

これまで地域公共交通は主に民間の交通事業者が支えてきました。しかし利用者の減少、赤字路線の拡大、赤字路線の撤退、そして利便性の低下、利用者の減少と悪循環に陥り、地域公共交通の弱体化が進んでおります。

地域公共交通は、地域にとっては営利事業として成立しにくくなっていますが、存在意義が薄れたわけではありません。これまでと同様に地域公共交通は日常生活に不可欠なインフラであり、町のにぎわいを促す動脈として役割を果たしています。地域公共交通を道路や上下水道など社会基盤施設と同様に据え、行政がまちづくりの一環として計画的に進める時期を迎えております。

そこで1点目の質問ですが、路線バス運行事業者から利用者数の少ない羽七西線（西往来）の廃線通告され、交通手段の確保が課題

となるが、対策をどう考えているのか。

2点目ですが、羽七西線のほか羽七東線（東往来）、後山線においても赤字路線であり、事業者が廃線を検討している。つまり中能登町を走る路線バスが全て廃線を検討していることになります。町の将来を見据えた生活バス路線を維持するための対策をどう考えているのか、あわせて伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 土本議員の生活バス路線の維持確保についてのご質問にお答えをいたします。

中能登町内における路線バスは、北陸鉄道グループのバス会社で七尾市に本社を置く北鉄能登バス株式会社が運行事業者となっております。町内を通過する運行路線は3路線あり、羽七西線は、JR七尾駅前を起点に主要地方道七尾羽咋線、通称西往来を經由して「道の駅」織姫の里なかのとを往復する路線で、運行便数は平日13便、土日祝日は8便となっております。羽七東線はJR七尾駅前を起点に県道七尾鹿島羽咋線、通称東往来を經由してJR羽咋駅前を往復する路線で、運行便数は平日22便、土日祝日は21便となっております。後山線は、志賀町高浜を起点に県道志賀鹿西線を經由してJR能登部駅前を往復する路線で、運行便数は平日8便、土日祝日は6便となっております。

ご質問の羽七西線は、平成27年5月に北鉄能登バス株式会社から平成28年3月31日をもって路線を退出したいとの申し出が町に対し提出をされたものであります。これを受け、町としては、申し出のあった当該路線は地域住民の生活に必要な路線であることから、これを受け入れられないと口頭で回答をしています。

しかし近年、利用者の減少が著しく、曜日によっては1日の利用者数が1桁になることもあると伺っており、毎年多額の赤字が発生

をしています。

なお、同様のケースが県内の他の路線バスでもあることから、石川県では、地域住民の生活に必要なバス路線のうち利用者減少に伴い赤字となった路線に対し、運行事業者に赤字額を補助金として交付する制度を設けており、町でもこの制度を利用して赤字額を補填しております。

この赤字額の負担割合は、運行事業者、石川県、そして運行路線内にある自治体の三者でそれぞれ3分の1ずつ負担をすることとなっており、年々赤字額が膨らみ続けている中、中能登町も応分の負担をしています。

申し出の中には、運行事業者分の赤字分について町が肩がわりすることを条件に路線退出を撤回するとの事項も含んでおり、多額の財政負担が伴う条件提示に町としては大変困惑をしています。

しかし、当該路線の利用者は運行経路上にある鳥屋小学校や中能登中学校への通学が利用者の多数を占めていることから、路線退出した場合の影響を最小限にとどめるため、その対策としてスクールバスの導入なども検討せざるを得ないと考えております。

また、当該路線は七尾駅前を起点とし七尾市内を經由して運行されていることから、路線退出または路線存続となる場合いずれのケースでも利用者への影響や自治体の財政負担のあり方についても七尾市と連携をして対応してまいりたいと思います。

さらに、羽七東線、後山線の維持対策についてですが、この2路線についても先ほどからご質問の路線と同様、赤字路線となっております。今後、利用者の減少等により赤字額の増額が予想され、最悪の場合、路線退出に至ることも考えられます。

したがって、町としては、運行事業者に対し、運行経路の見直しや減便も含めた運行への移行など、関係自治体と連携を図り今後も存続をさせるよう働きかけていきたいと思っ

ております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 土本 稔議員

○1番（土本 稔議員） 西線においては、事業者側には撤退について口頭では考え直すようにということでしたが、現実的にいきますと、やはり事業者も赤字負担をしておるといことで、町もその分を補填するまでにもなかなか厳しいということですよ。

でも、厳しい財政状況に置かれている自治体が多額の財政負担を覚悟してまで、なぜ地域公共交通を支えていかなければならないかが問われております。活用の仕方によっては、私は地域公共交通は人と町を幸せにできる可能性を備えているという考えを持っております。

羽七西線ですが、現在、平成28年3月ということで北鉄能登バスから撤退の申し出が出ているということなんです、私の考えなんです、当然、羽七西線、七尾市と中能登町をつないでおるので、中能登町だけではなかなか考えにくいかなということも思います。しかし、中能登から通勤や通院で乗っていかれる方は少ないけれども利用者は存在する。しかし七尾市から中能登へ通院や通勤の方はほぼいないと考えると、七尾市との協議では廃線もやむを得ないと考えられるでしょう。中能登より七尾市のほうが路線バスの便数が多く、赤字負担が多いので、羽七西線の存続する優先順位は私は低いと考えています。

では、廃線したとき、町長の答弁はスクールバスも考えているということだったんですが、私の考えは、スクールバスではなく、おりひめバスを利用するという案なんです。

おりひめバスは道の駅に8時発で出発しております。そもそもおりひめバスとはどこから来るかというと、先ほど町長言われたとおり北鉄能登バス、つまり能登バスの車庫、七尾市から来るわけです。その始発を道の駅8時ではなく、現在路線バスで使用している新

庄のバス停を学校の時間と合わせていただいて、おりひめバスにて鳥屋小学校前、良川駅、中学校、そして道の駅で運行するという私の案なんです、通額面ではクリアできると思います。しかし通院や通勤面では良川駅にて乗りかえていただくことになるが、一応クリアできるかなと。若干おりひめバスの委託料もアップしますが、スクールバスの新たな購入やスクールバスを買ったときには車庫が要る。車庫の建設費よりも経済的であり、将来負担も少ないと私は考えます。

2点目の後山線については、利用者が少なくても存続させなくてはならない。なぜならば後山線は志賀町と結ぶ路線であり、利用者はほとんどが高校生であるかなと考えております。もちろん志賀町の子が鹿西高校に通うために通学するためにも重要なんですが、志賀町には志賀高校があつて、中能登町の子が志賀高校に通う場合、なくてはならない路線であるからです。

志賀高校のホームページから、現在、中能登中学校出身者が3名通学していることが掲示されております。志賀高校は普通科と総合学科に分かれており、総合学科には商業系列、福祉系列の学科があり、総合学科は、社会人として即戦力となる人材を育成し、自己の分野に対する知識を深め、働く自覚を高める方針であると掲載されておりました。地域企業に必要な人材とはやはり即戦力であつて、後山線においては、利用者ではなく将来性で存続させていただきたいと思ひます。

そこで一番の問題は、羽七西線（西往来）なんです。決算審査特別委員会にも質疑しましたが、平成25年、生活バス路線維持対策費は109万3,000円、平成26年度決算は228万1,000円、平成27年度当初予算の維持対策費は443万2,000円であります。ここ数年で赤字補填額が4倍になるということは、ちょっと見過ごすことができません。

羽七西線は、地域協議会により広域・幹線

的生活路線と認定され、赤字補填は国、県、事業者の3分の1で補填していると。しかし中能登中学校に乗り入れる便については国庫対象外とされ、単独補助制度、県、市町、事業者の各3分の1で補填している。生活路線維持対策費が中能登中学校開校する以前より約330万増加したことになるんです。もちろん国庫対象外となったことで、路線距離に応じて七尾市や羽咋市にも負担がかかっている。

そう考えると、中能登の子らが中能登中学校に通うことによって七尾市と羽咋市も負担している。そう考えると私、西線というものに対しては七尾市は廃線もやむを得ないかなと考えるのがかなり現実的であるかなという考えです。

ところが平成26年度の決算では、概算ですが通学補助費600万円計上して決算では300万円使いましたと。もちろんJRでの通学補助費も含みますが、単純に300万減ったという理由が本来乗るべき中学生が親の送り迎えにより利用しなくなった分、赤字額がふえ、路線バス対策費がふえたことになって、単純に考えたら乗っても乗らなくても大きく考えたら変わらない。町のお金を出すのはほとんど変わらないという結果になってしまうんです。

別の視点から言いますと、やはり路線バスを使っていただく、子供たちに使ってもらうのは譲り席があるからです。生徒が路線バスを利用することにより、一般のお客さんと乗車することで社会のルールを学ぶことができます。七尾市では、17年開校の七尾中学の遠距離通学には路線バスを活用するとし、不嶋市長の答弁は、公共交通機関を利用することは子供たちが地域の皆さんと触れ合う中で社会性を身につけるなど人間形成の場にもなると語りました。私も同感です。

冬場に7割の生徒が送り迎えをするということでしたが、個人負担が1,500円というこ

とで、それが高いからといって送り迎えをしているようには思わないんです、現場へ行っても。仮に通学定期券を全額補助しても、私は中学校の現状は変わらないと思っているんです。

今回このことをいろいろ調べてわかったことは、地域公共交通の存続には保護者を初めとする児童生徒の協力が最も重要であるということなんです。

再質問なんですが、ここでいろいろ調べておるうちに、公共交通機関のさらなる活用案として、通学は学校から4キロということになっておりますが、大概1時間以内を目安にしていると思うんですが、北陸地方においては冬場において通学範囲を検討して路線バスの活用を図ればどうか。また、路線バス定期券、JRも含めて定期券を購入した子においては、学校や部活動などに限定しまして、おりひめバスも中学校に出入りしますので、おりひめバスはコミュニティバスで町が全て費用を出しておるわけなので、おりひめバスも同じように1,500円買ってくれた生徒には乗れるようにして、地域公共交通の活性化を図ればどうかというのを再質問いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 土本議員の再質問にお答えをいたします。

確かに地域公共交通の赤字額というのは年々増大をしております、今後将来どうしていくかということにつきましては、関係される皆さんと十分協議をしながら計画を立てていかなければならないと思っております。

また、町のコミュニティバス、先ほど言われておりましたおりひめバスの件につきましても、これもあくまでも運行が事業者ですので、やはり事業者にとっても人の手配、さまざまな計画もございます。また運輸局等の届け出等の話もございますので、その辺も関係部局と十分精査をしながら検討させていただ

きますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○1番（土本 稔議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ここで11時15分まで休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

先ほどの坂井議員の質問の中で、答弁の訂正の申し出がありますので、これを許します。

池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 先ほどの答弁の中で、中能登中学校の卒業生の進路状況について1点誤りがありました。鵬学園高校、実際は18名入学をしております。それを2名と誤って言いましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

まことに申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 続いて、11番 古玉栄治議員

〔11番（古玉栄治議員）登壇〕

○11番（古玉栄治議員） それでは私、通告に基づいて2点について質問いたします。

まず1点目、まちづくりについて。

若者にもお年寄りにも住みよい町を目指します。中能登町に「住んで良かった」と、多くの人に愛される町であり続けたい。これは町長の町のホームページに発している言葉であります。

また、いろいろなところで安心、安全な町と言われております。これは町長だけではなく、各皆さんが言われる言葉が安心、安全という言葉だと思えます。

それを町長は具体的に今後どのようなまちづくりをしたいのか、お答え願います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 古玉議員のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、中能登町は能登で唯一、人口減少が少ない町として高い評価を得ています。このことは、中能登町に住んでよかったと多くの人に愛される町であることが大きな要因と考えます。

先般実施をいたしました地方総合戦略に向けてのアンケート調査の回答結果によれば、中能登町に住むことに愛着と誇りを持たれている方が8割近くいらっしゃるようになりました。また、あなたにとって中能登町は住みやすいですかとの問いに対して9割以上の方から住みやすいとの評価をいただき、今後も中能登町に住み続けたいとの回答を多くいただきました。そうした9割以上の皆様方が住み続けたいとの回答がありました。

このことは、中能登町がこれまで取り組んできた教育環境の整備と充実や福祉、子育て支援の充実、企業誘致の取り組み、分譲宅地などの住環境の整備など、これまでのまちづくりが総合的に評価をされ、老後も安心して暮らせる安心、安全な町として高い評価を得た結果だと考えております。

その中で、特に安心と安全なまちにつきましては、何よりも大切なのは3点あると考えています。

まず1点目は、さまざまな災害に備えることだと考えています。先般も鬼怒川の決壊により未曾有の大災害が発生をいたしました。こうした想定を超える災害が近年頻発しています。中能登町では、町地域防災計画に基づき、町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震や豪雨、豪雪などの自然災害が発生した場合に迅速に対応できるよう、関係機関と連携し、避難警戒体制の確保に努めているところであります。

次に2点目として、災害に備えるための社

会資本の整備であります。特に幹線道路や生活道路については住民生活にも密着しており、冬季の除雪体制の強化や消雪施設の設置など交通対策に配慮した道路網の整備と、上下水道の整備による衛生面や自然環境の保全、そして適切な維持管理と安定的な供給により暮らしの安心、安全を守っていかねばならないと思っています。

最後に3点目としては、住環境の整備や交通安全対策や防災、防犯の強化、公共交通機関の効率的な運用であります。住環境の整備については、高齢者や障害者が住みよい住環境を整えていくことや、交通安全意識の高揚を図り交通事故の撲滅に努めていくこと。そして、消防団の育成による防災体制の強化、警察や自主防犯組織等と一体となった防犯体制の強化を図ること。また、鉄道や路線バス、コミュニティバス等の公共交通機関の効率的な運用を図りながら公共交通機関の体制づくりに努めること。

以上の3点の体制の整備と充実により生活の安心と安全に結びつくものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○11番（古玉栄治議員） 今ほど町長のほうから安心、安全という言葉で、一番それが基本だと思います。そういう中で、まず安心、安全ということで、けさ、議員各位皆さん、交通安全、多分横断歩道に立たれたと思うんです。朝も町長とちょっと顔を合わせましたので言いましたけれども、安心、安全と言われるけれども、横断歩道が消えてない。事故防止とか言われますけれども、そういう分野での小さなこと。横断歩道は県のほうですけども、そういうところも春から消えているんですよ。私、半年たって、今でもまだ横断歩道消えているなど。こういうところの小さな気配り、まずこういうことをやってほしいなと思います。

それから、その前に言われました人口ビジ

ョン、総合戦略に関するアンケート。この中で町長の言われたこと、そのとおりだと思います。

ただ、私がちょっと気になる部分というのは中高生の答えなんですよ。あなたは中能登町が好きですか。とても好き、どちらかといえば好きというのが87.7%。とても好きというのは31.5%。どちらかというのになってくると、果たして今後そういう子供たちが中能登町へ帰る子供というのはどうなのかなと。好きだから来るというのはわかるんだけど、多分魅力がないから、何か答えないかんからどちらかという形になったのかなと思います。

その子供たちが進学した場合、中能登町に戻ってきたいと考えるのは31.2%。できれば県内他市町で生活したいが13.2%。できれば県外で生活したい12.2%。その次、わからないというのが43.4%。どちらかといえば好きというのと何となくこの辺が重なってくるのかなと。

わからない、どっちかなという、そういう子供たちが、わからないじゃなくて中能登町に住みたいんだと、俺は来るんだというふうに今後していかなければいけないのではないかなと思います。

また、中能登町の弱みというところで、中能登町を好きではない理由は何ですか。中能登町の魅力を感じていないというのが36%なんです。何となく36%。やっぱり町に対する思いという曖昧な部分がこういう結果として出てくるのではないかなと思います。

その次に、町外へ移りたいと思う理由は何ですか。楽しめる場所、施設が余りない。働いてみたい会社や仕事が近くにない。こういうことが大きな子供たちの意見として上がってきているのかなと。

先ほど町長言われましたのは、中能登町に住んでよかった、これからも住み続けたい。これは我々の年代とか、子供ではなく成人の

人の意見かなと。成人よりも子供たちが中能登町へ帰ってきたいという思いを出してもらうようにしないと、中能登町どんどん発展していかないのではないかなと。

先ほど言われた中能登町は能登でも唯一、人口の減少が少ない。そういう面ではすごくいいことだと思うんです。ただ、それを守っていくためには、小中学校の子供たちが中能登町へ帰ってきたいというまちづくりを今後町長はどのような形で持っていけるのか。お答え願います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 最初言われました横断歩道の線の消えているところにつきましては、朝も話をしておったように、道路は県で、山田県議もおりましたので、一緒をお願いもしておると思いますし、町道につきましてはしっかりとまたそれらも直していきたい、そう思います。

そういう中で、中能登町に住みたい、帰ってきたい。曖昧な点はというようなことでありますけれども、やはり就職、仕事の面が一番大きいかなと、そう思っております。

織物、そしていろんな企業もあるわけがありますけれども、そこには着実に仕事をしていただいておりますけれども、毎年何十名か帰ってそこに就職しようというような、そこまできななか就職口もありませんし、自分で企業を持っておいでる中で、帰ってきて本当に仕事があるのかなというような一番の問題かなと、そう思っております。

そういう中で、中能登町だけではなくに能登近辺、中能登町の周辺、そういうところであっても企業も来ていただいたり、そして中能登町に住んでそこへ就職もしようと。全体的な魅力のある地域は、中能登町だけではなくに七尾市、羽咋市、志賀町とも手を組みながら高めていくことによって、今の曖昧な答えも中能登町に住んで、そして他のまちであっても就職をしたいというような明確な答え

が出せるようにこれから努力もしなければならぬと、そう思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○11番（古玉栄治議員） 今ほど町長、中能登町だけではなく近隣の市町と話し合いをして多くの人が働く場。また、働く場はほかに出て我々が中能登町に多くの若者が住み着いてほしい。これがやっぱり理想だと思うんですよね。

仕事もあって住むところもあって全てがあるまちというのは、都市近郊とかそういうところでないとなかなかできないと思うんです。うちの小さな町、この2万人弱の町で、働く場もある、あれもある、これもあるというのは大変難しいと思いますので、今後、近隣の市町と協力し合って、お互い働く場、住む場というものをつくっていただきたいと思います。

それでは次に移ります。

遠距離徒歩通学について。

先ほど土本議員の中からも言われました。通学1時間という言葉が出てきました。私も通学に1時間近くかかる子供がいるんです、周りに。その子供たちの家族から、せめて冬場ぐらい何とかならんかと心配されるんです。

4月に交通安全に立ちました。きょうまた立ちました。同じ子供の顔を見ていると、確かに4月に見た子供は今は少しはしっかりしてきているんですけれども、まだ歩いているのを見てもどうも頼りないなと。そういう子供たちの親御さんから、低学年の子供、1時間もかかって歩くのなら、せめて冬期間だけでもバス通学できないかと。ぜひお願いしたい。私もああいうのを見ていると、これから冬のひどいときに1時間近くかけて学校まで通うのは大変厳しいなという思いがあります。それを何とかならないのかなと思います。

私、3月議会で教育委員長に質問いたしましたところ、教育委員長は、冬までまだしばらく時間があるので、冬までにもう一度みんなで話し合いをしたいというふうに言われましたが、その結果どのようなになったのかお知らせ願います。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川教育委員長

〔笹川修三郎教育委員会委員長登壇〕

○笹川修三郎教育委員会委員長 古玉議員の質問にお答えいたします。

鹿島小学校の通学方法の決定の過程については、第2回の定例会で池島教育長が答弁したとおり、鹿島地区統合小学校建設委員会の通学輸送部会で何回も協議を重ねていただき、基本方針を決定させていただきました。

その基本方針は、まず大前提として通学距離がおおむね2.5キロ以上であること。次に、対象者をわかりやすく特定するため鹿島バイパスを境とするというものでした。そして、その基本方針に基づき、学校説明会で保護者の皆様に説明をさせていただきました。

また、昨年10月に開催されました鹿島地区統合小学校建設特別委員会に学校説明会の報告ということで報告させていただいており、保護者や委員の皆様にはおおむねご理解をいただいているものと思っております。

さて、通学距離が2.5キロ未満ということで徒歩通学、路線バスの定期代の補助が出ない、またはスクールバスに乗れないの児童になるのですが、該当するのは、二宮、しぎの団地、徳前、浅井、芹川、井田、小竹、水白地区一部で、特に遠くなるのは二宮、しぎの団地、徳前、小竹地区になるのかと思います。例えば徳前地区でいいますと、徳前地区は徒歩通学なのですが、もしこのバイパス周辺、徳前の端からしぎの団地付近までの児童がバスに乗るとしましたら、どこまでの児童がバスに乗れて、どこまでの児童が乗れないのかというように区別がしばらくするという問題が出てきます。

こういう問題はどこかで線引きが必要となってきますので、教育委員会としましては、これまで説明してきました誰が見てもわかりやすい鹿島バイパスを境としてバス通学と徒歩通学を分けたいと思っております。

一度決めたことを崩しますと、收拾がつかなくなるおそれがあります。結論といたしましては現状の通学方法のままでいきたいと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○11番（古玉栄治議員） 言われること、これは仕方ないことかなと思います。ただ、1年生、2年生という小さな子供たち、この子供らが1時間近くかかって歩く。じゃ歩道がしっかりしているか。除雪体制がしっかりしているか。そこも曖昧なんですよ。そういう子供が今後事故に遭わなければいいなど。

きょうも実は見ていたら、子供たちが3人くらい並んで歩くんです。その子供らが歩道のガードレールですか、そのところへ行ったときに急に細くなるので、1人ぽんと横へ出た。横へはみ出す感じで。車来んかったからいいけど、車来たらあの子ひかれるぞと。そういう子供を実際けさ見てきたんです。

それが今後、歩道の除雪もできないような、車道を通らなければいけないような子供たち。ましてやランドセルをやっと背負っておるような子供たちがふらついてそういうことになったときに、あららと。これはちょっと大変なことになるなという思いがしました。

それから、今ほど教育委員長のほうから鹿島の小学校のことを例に挙げられましたけれども、鳥屋、鹿西でも2.4～5キロ前後に家はたくさんあるんですよ。良川あるいは西馬場。西馬場から鹿西小学校までざっと2.3～4キロあります。2.3キロまでないかな。鳥屋の良川ニュータウンのほうからですと2.5ぎりぎりなんですよ。

そういう子供たちが今後、せめて低学年、冬場ぐらい乗せてやってもらえないのかなと。そういうことをすることによって、来た人たちが安心できるのではないかなと。せっかく町でつくった住宅地であります。そこへ来た人たちが、今は夫婦2人で若い者が来ています。それはそれでいいと思います。じゃ今後、子供が大きくなってきたときにどうなんだろうなと。その親がどういう判断をされるかなという点。

それともう1点言いたいのは、実は私のところへ言ってこられる男性で、これは越路の父兄です。来たときは越路小学校へ通わすために来たんだと。その子供が生まれて大きくなったら何であんな遠いところまで通うのと。せめてそのくらい何かしてくれよと。来たことにちょっと後悔していると。

これは実は一番つらいことなんです。小学校が近いからという思いで来て家を建てて、その子供が大きくなったときに小学校がなくなっちゃったと。せめて小さい子やからバスに乗せてくれんかなという思い。そういう思いがある方というのはこれから出てくると思うんです。

一回決めたことだからできないというのわかります。私は子供はできるだけ歩いて通ってほしい。歩ける範囲はどんどん歩いて通ってほしいんです。ただ冬期間、せめて1年生、2年生。それも全員運べというのではないんです。どうしても1時間かかって歩くというのは大変つらいなと。決まりごととして守らなければいけないのはわかりますけれども、そこを今後課題として何かできないのかなと思います。

これについて、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 通学につきましては、教育委員会でよく話をされたと思いますし、私も若草の団地から通ってくる小さい子供たちが

冬に困難を見ておりますと、かわいそうだなと、そんな思いはいたしております。

それはそれとして、教育委員会が決められたこと、よくいろんな縦からも横からも決められたと思いますけれども、私はその会議には入っておりませんので、実情を見ながら、また話を聞いて、小さい子供たち、小学校1年生、2年生でも大きい子と小さい子と、その差もかわいそうだなと思いながら見ておくこともありますし、検討させてください。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○11番（古玉栄治議員） 今ほど町長のほうから言われました。同じ1年生でも小さい子、大きい子、差があるんですよ。それもあります。低学年ということもあります。そういうことを今後、一度決めたからもう変えられないという思いもあるかもしれませんが、今後の教育の中に一度決めたから変えられないじゃなくて、そういう困っている子供たちをどうするかということを教育委員会として考える対象にしていきたいと思います。

教育委員長、いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川教育委員長

○笹川修三郎教育委員会委員長 今ほどの古玉議員の再質問にまたお答えいたします。

私どもは、規則の決められたことは今ほどご答弁差し上げたとおりでございます。

今ほど町長が安心な、安全なまちづくりということを上段に掲げておりますので、私ども教育委員会も全庁上げて、私も実は良川のオキジとクロジの一部、春木の一部、西馬場、今ほどお話あったところは全部回ってきました。徒歩でやりました。私も少し腰が悪いので足が遅いとき速いときありますけれども、これは全庁挙げて、先ほどの土本議員の路線バスの問題もありましたので、いずれ数年かけて皆様のご要望にお応えしていく機会も必要かなと今感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○11番（古玉栄治議員） 先ほどから安心、安全という言葉、皆さん言われております。安心という中には、子供の親の思いを助けてあげることが大事な一つの安心かなと思うんです。そういうことをどんどんこれから話し合いして、子供たちが楽しく学校へ通えるような町になればいいなと思います。

よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 続いて、3番 中川秀平議員

〔3番（中川秀平議員）登壇〕

○3番（中川秀平議員） それでは質問させていただきます。

私の最初の質問は、中能登町が提供する施設の利用料金についてです。

その最初に、体育施設などの利用で、町のホームページなんかを見ますと、ほとんどのホームページで、例えば憩のお風呂は1回300円ですとか、あるいはパークゴルフは幾らです、石動山の資料館は幾らですというのは、ホームページの中能登町の施設というところを開いて、どこどこへ行きたいなと思って見ると料金が出てきます。多分それを見て、じゃ石動山へ行行って したいから200円持っていけないかなというふうにして町民の皆さん出かけるものだと思っています。

ところがその中で、私の見たところ多分、鹿島体育センター、スポーツセンターろくせいについては、ホームページを開きますと場所とかはわかるんですが料金が載っていません。ほかにも図書館ですとか児童館、レクトピアパークなんかは、もともと皆さんあんなところは無料だと思っていらっしゃるのいいんですが、体育館というのは料金が載ってほしいと思います。

実際、きょう現在、鹿島体育センター、スポーツセンターろくせいは、中能登町民は中でジムを使ったり走ったりアリーナを使って

も無料です。鹿西のスポーツセンターへ行きますと、玄関のほうに町外の方は幾らですという料金表があります。そういう料金については、少なくとも中能登町がほかの町の人たちにも公開している施設ですので、きちんと料金が載っているべきだと思うんですが、現在載っていないことについて、載せるべきだと思いますがいかがでしょうか。

次の質問なんですが、体育施設の料金、中能登町では減免という言葉で、特別の理由があるときには料金をもらいません。そのもらわない事由として、例えば町が協賛していて、このスポーツを推進するんだというようなときには、料金は発生するけれどももらいません。あるいは公共の施設として使うときには料金もらいませんというのがあるんですが、中能登町の町民は無料ですとさっきも言いましたけれども、それがどこにもホームページを見ても条例を見ても載ってなくて、料金を中能登町民は取ってないという事実があります。

町民は無料だというのは大変ありがたいんですけれども、例えば条例。条例というのは国会でいうと法律。どう料金を取るのかというのは条例の中にはちゃんと書かれてあります。それを読みますと、体育館を使うときには300円いただきますとかきちんと書いてあるんですが、実際、私も知らなかったんですけども、町民は無料だを書いてあると思っていましたが載っていません。

条例の中には減免という言葉がありまして、その減免はこういうやり方で申請を出して、それを審査して、きちんとした理由があるときには無料にしますよという言葉はあるんですが、それが中能登町民という言葉だけで、私は中能登町の町民ですということだけで無料になっています。それが非常にわかりにくい。

6月の前回の議会で、中能登町のスポーツセンター、トレーニングルームだけ有料化を

するというのが議決されました。その議決はまだ来年の1月からということで、時期はまだなんですけれども、その条例の部分を見ましても、ここに体育条例のトレーニングルームのことが書いてあるんですが、条例の中では相撲場、会議室、研修室、トレーニングルームは料金は300円と書いてあります。ただ、減免の制度がトレーニングルームだけ減免になりませんので、同じ書き方の中で相撲場は無料ですと、減免で。会議室、研修室を使うのも無料です。ただ、トレーニングルームだけ300円ですというふうに結果としてはなるんですが、それが条例を見ても全くわからないようになっていきます。

なぜこのような減免、条例が最優先だと思うんですけれども、それが通じないような減免という制度があるのか。その制度は合併以来、3町が合併したときからずっと続いているというふうに聞いていますけれども、きちんとしたどういう理由があって、こういう規則があってこういう料金になっているというような、どこに出しても中能登町は町民のスポーツ振興のために体育施設は無料にしていますよと堂々と言えないのか。言えないとすれば、どんな理由があるのかをお聞きいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 中川議員の町が提供する施設利用の料金についてのご質問にお答えをいたします。

まず、体育施設などの利用で町のホームページに料金が載っていないものがあるがわかりやすく載せるべきではないかとのことでありますが、議員がおっしゃるとおり掲載をされていない施設もあり、わかりにくいかもしれません。ホームページはもとより各施設の玄関先にも、利用料金や町民は一部を除き無料で利用できることが明確にわかるよう掲示をしていきたいと思っております。

次に、施設利用料の減免制度についてのご質問についてお答えをいたします。

使用料の減免制度を設けている公共施設につきましては、体育館や野球場などの体育施設や社会教育施設などのコミュニティ施設があります。

減免の対象者や内容につきましては、多くの施設に共通する内容は、使用料を全額免除あるいは半額に減額する内容でございます。

本来、公の施設の使用料は、その施設を利用される方から等しく負担をしていただくことで運用しなければならないものがあります。しかし、例外的にその負担を軽減する必要がある場合に、その全部または一部を免除することができると条例、施行規則に規定をされております。

しかしながら、条例や規則に規定をされていても、合併前の旧町時代から町民が利用する場合には無料で利用していただいた経緯もございます。

今後は有料と無料の施設をわかりやすく表記をし、受益者負担の原則に基づいて経費に見合う適正な負担をご理解いただくよう努力をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 中川秀平議員

○3番（中川秀平議員） 今の町長の答弁から、これからは減免という言葉での無料ということも含めてきちんとホームページにも載るし料金表にも載る。外から来た人が無料だと思ったけれども有料だった、町民の方が有料だと思って行かなかったということがないように、条例を見ても施設に行ったら料金表を見てもきちんとわかるようにしていただけるということで伺いました。

それで結構です。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

次の質問は、お年寄りの福祉施策の展開についてということで、まず最初に健康づくり

の推進について、次に地域で支え合うシステムづくりについて質問をさせていただきます。

最初の健康づくりの推進についてなんですが、6月の議会で、介護保険の料金がどんどん上がっていくよ。これからお年をとられた方の人口がふえていくよ。それらの介護に必要な介護保険を支える側の世代の人口は減っていくよというような、これから大丈夫かなと思うような話を聞きました。

その厳しいこれからの状況を見て、まず、どうすれば少しでも介護保険、本当に支援が必要な人に十分な支援が与えられて、できるだけ元気で長く健康寿命を保っていられるにはどうしたらいいかというのが大問題だというふうに思いますが。

まず最初に、お年をとられた方の健康づくりの推進についてということで、テレビで「ためしてガッテン」というのがあります。こうすれば力がつくよとか疲れが治るよとかいうのがたくさんでいつも見ているんですが、その中で、ゆっくり歩くということと早歩きをするということで、体の中の構造が変わってスタミナがつくというような言葉がありました。それですとか、筋力というのはどれだけ体が弱っていても、年をとったから筋肉なんかつかないやと思っても少しずつ筋肉トレーニングをすると筋肉というのはつくものだと。筋肉がつけば、歩くのが難しいなと思っても歩けるようになるというのもよく聞かれています。

そこで、これからの高齢者の方、いかに寝たきりにならないか。少しでも歩けるようにならないか。歩くことで元気をもらって、さらに歩いて要介護認定から外れられるか。いつからでもトレーニングをすることで介護を受けなくて済むようにならないか。それを町としてどう進められるのか。進めていくことがこれからの高齢者に対する対策、高齢の方が安心して中能登町で近所の人たちと一緒に

暮らせるということで、大事なことだと思います。

私が今、教育民生常任委員会というのに所属しています。11月に研修がありまして、要介護認定率が全国平均を大きく下回る埼玉県和光市という市を訪問することになっています。和光市は、高齢者が出歩きたくなる街・和光市というキャッチフレーズとか、和光市に続け！高齢者の介護予防はとにかく出歩くこと！などのキャッチフレーズを持ったまちです。このまちに研修に行って、これならお年寄りが元気になることがそんなにお金かけなくてもできるんじゃないかということ学んできて、ぜひ中能登町でも実践していただきたいというふうに思います。

そのためにも、議員の研修なんですが、執行部の方からもどなたか一緒に行って、一緒に見て、これをぜひ中能登町で取り組もうというような気持ちになって帰ってきて、実際に次のことしから、あるいは来年度の予算、来年度の決算のときには和光市で学んできたことをこう生かしましたというようになればいいと思います。ということで、一緒に参加していただきたいと思います。

2つ目。去年の地域で支え合うシステムづくりについてなんですが、6月の議会で、住みなれたまちでいつまでも安心して暮らせるまちづくりを進める。そのためには、地域支え合いマップをつくり、どこのおばあちゃん是一人で暮らしていて、たまに見なくちゃいけないとかという地域の中で支え合うような仕組みをつくりましょうという話を聞きました。

それを行うには、各地域地域でどんな人がどんな状況か、その地域の中でどんな人にはどんな支援が必要だという個別個別の地域の話ですので、地域の中でとにかく相談して、何がこの地域では一番いいのかを、行政としては、これしなさいあれしなさいという杓子定規じゃなくて、地域の中で考えて進めてく

ださい。それが原則ですよという話を伺いました。

確かにその地域地域でどうするかというのは、行政のほうでこうなさい、はいわかりましたで済む話ではないと思います。ただ、その地域地域でそうしたいと思っても、どう取っかかりをしてやろうかというところにはなかなか行き着かないのが現状だと思います。

6月議会でそう話したところで、現在既に私たちの地域はそれに向けてこういうことを始めていますというところがあるのかなのかというのを聞きたいと思います。

その次に、地域で進めていくところを、多分手を挙げたところはないと思うんですけども、もしあるとしたらどこがどういうことをやっているというのを教えていただきたいし、もしないとすれば、どうすればその地域が手を挙げてくれるようになるかということの話をお聞かせ願います。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員の質問の途中であります、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

午後からは、中川議員の質問より再開をいたします。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

中川議員の質問より再開いたします。

杉本栄蔵町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 中川議員のお年寄りの福祉施策の展開についてのご質問にお答えをいたします。

まず、高齢者の健康づくりの推進についてであります。

現在、要介護認定のうち要支援1及び要支援2、また要介護1の軽度の認定を受ける原

因の3割は、骨や関節にかかわる病気によって運動機能が低下することによるものであります。

予防する取り組みとして、今年度より筋力トレーニングを行い、運動機能の維持向上を目的にしたいいきき百歳体操を行っております。いきいき百歳体操は、科学的根拠に基づいた体操の一つであり、先進地である高知市から全国に広がっている体操です。週1回、集会所や民家など高齢者が容易に集まれる場所で行うことが可能なため、体操に参加しやすく、体力づくりを初め、仲間づくり、地域づくりにつながるものと考えられます。

現在、町内5カ所で取り組んでおり、参加されている人の中には、立ち座りが楽になった、気持ちが明るくなったという声が聞かれています。今後できるだけ多くの人がいきいき百歳体操に取り組み、元気で過ごせるよう、普及啓発に力を入れていきたいと思っております。

また、介護予防の先進地も全国にたくさんあり、教育民生常任委員会で視察研修先の埼玉県和光市もその一つであります。先進地の研修は得るものが多く、中能登町で取り組めることを見つけ出すためにも、要請があれば職員を同行させますので、よろしく願いをいたします。

次に、地域で支え合うシステムづくりについてでございます。

住みなれた地域で幸せに暮らし続けたいと思うことは誰しも共通の願いや思いです。そのためには、地域での顔の見える関係づくり、お互いさまの精神など互助の活性化が必要になります。

6月議会で申しました住民主体による自分の地区で始めたいと手を挙げたところは、現時点ではまだありません。町には地域福祉推進チームの組織があり、地域の現状や課題について話し合い、地域福祉の充実を図ることを目的に活動しております。

町としましては、見守りや支え合いの仕組みづくりを今後地域全体で考えていくためにも、それぞれの地域福祉推進チームが活動事例を学び合い、取り入れられるよう報告会を開催するなど、お互いの活動の活性化を図ることにより各地区に応じた支え合いのシステムが構築できるものと考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 中川秀平議員

○3番（中川秀平議員） 今の答弁で、いきいき百歳体操というのを聞きました。現在も5カ所で週1回行っているというふうに聞きましたが、週1回の体操で要介護だった人が要支援、よくなるものかどうかというのがちょっとわからないんですが、週1回でそんな効果があるのなら、週2回、3回すればより多くの方が要介護から外れて、要介護から卒業してというようなことになっていけるのではないかなと思うんですが、もっと回数をふやしてどんどんどん元気なお年を召した方が外に歩けるようになればいいと思うのですが、どうでしょうか。

もう一つは、いきいき体操とか、歩く、走るとかも含めまして、町が音頭をとって進めても、残念ながら本当にそういうことが必要な方はなかなか参加されないで、もともと健康に対して理解のある人が参加されることが多いように思います。本当に必要な方に出してもらうための取り組みですとか思いとかがあれば、お聞かせ願います。

私もいろいろ聞きますと、何かしても、そういうことが必要じゃない方がたくさん来れるということも聞いています。本当にやってもらいたい人にやってもらえるようなことというのは大事だと思うんですが、どうでしょうか。

もう一つは、意識のある地区からの手を上げるのを待ってというのは、これもまたなかなか難しいと思います。そういうことも含めまして、まず例えばそんなにハードルが高く

ないところでやっている地区で、多分、中能登町以外のところだと思うんですけども、その事例をとにかく説明する。こんないいところがあるので聞いてくださいと。これだったらこの在所でもできますねというようなことの啓蒙が大事だと思うんですが。

この2点。筋肉トレーニングが必要な人に必要なことをやっていただける方法、回数をふやせばもっと効果が出るんじゃないかという質問と、もう一つは、手を挙げてもらうために行政のほうからそれを押す施策がありましたらお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 道善長寿介護課長〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 中川議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、いきいき百歳体操とは、手首や足首におもりをつけてする運動です。準備体操を行い、今度おもりをつけて体操を行う。次に整理体操で、トータル40分行う体操です。主に筋力とバランス能力を高める体操になっております。

週1回から2回は必ず行っていただくものです。それ以上なさっても大丈夫なんですけれども、それを行うのに順番とかやり方がありますので、ちょっと疲れたからこういうふうにして楽な方法ではなく、必ず決められた姿勢というのがありますので、DVDで見ながら覚えていただく。忘れていないかということで、人も集まるということで、週1回必ず決まった集まりやすい場所へ集まっていって、またみんなでやって、また家へ行ってやってもらうという体操になっています。

その体操で3カ月間は町のほうで指導をいたします。週1回必ず出向いていますので。一番最初に体力測定を行い、3カ月後、した後の結果はどうかという、また体力測定を行います。体力測定の項目では、右と左の握力、開眼で片足立ちと、10回起立時間、立って座って10回をする時間。あとタイムで椅子

に座って3メートル先にある目標物からぐると回ってくるアップアンドゴーというんですけれども、そのタイムをはかる。あとは通常で最大歩行速度というか、通常では何秒で5メートル歩行ができる、最大で速くするとどれだけという、そういう体力測定を行いまして、今まで3カ月間行ったところの結果ですけれども、一つのところなんですけれども、握力の平均値ですけれども、最初は右が26.8だったものが右が29.4、左の握力が27.4キログラムであったものが28.7と微量ですけれども効果はあります。開眼で片足立ちも15秒しかできなかったものが22秒立ってられる。あと10回起立時間も26.8秒、10回行うのにそれだけかかりましたが、成果では24.3秒。アップアンドゴーでは7.7秒ですけれども7.5秒。通常の5メートルの歩行速度は4.1秒が3.9秒。

少しなんですけれども効果がありますので、これを皆さんずっと続けていただいて、行ってほしいと思っております。中には、もう3カ月になったので町のほうは何もないのかと心配されるんですけれども、また半年、1年後、どうなっているかというので見に行きますという声かけというか約束をして、一応その地区の体操は町は卒業するんですけれども、半年、1年かけてまた見守っていきます。

そういう体操を行ってほしいところを手を挙げて、私のところもやりたいというところを待っていますので、どんどん申し込みお待ちしております。

この体操には、元気な方は自分で自主的にどこでも行かれるんですが、なかなかそこへ行くまでの手段がない方とか、簡単なところへ集まってという方を対象とさせていただいています。そういう方が必要ではないかというのは、介護の事業で2次事業といいまして、虚弱な高齢者を対象にチェックリストで20名の方を対象に行う運動がありますので。

元気アップ教室ですけれども。その元気アップ教室に出ていただくのもいいかなと思います。

2点目のほうですけれども、地域での支合いのほうですけれども、町には地域福祉推進チームがありますので、その方々は集まってこういうことをしている報告会というのはやっていないというのを聞きましたので、また町のほうで報告会を設けて、このチームはこういうことをやっているというチームも聞いたことがありますので、ここのチームのこういう参考事例を皆さんに知っていただきたいという、そういう場を設けたいと思いますので、報告会を行いたいと思っております。

以上になります。

○議長（甲部昭夫議員） 中川秀平議員

○3番（中川秀平議員） いきいき百歳体操、聞きましたらこれは効果があるのではないかというふうに思いました。ただ、本当にしてもらいたい人にやってもらうために、そういう人に声をかけているというように聞いた気もしますし、とにかく来てもらって、一回来てもらったら3カ月進めるとか、きちんと拘束しているので大丈夫ですよ、一回来てくればとにかく元気にして帰しますというようなことだったような気もしますし、どういうふうにして本当に必要な方に必要な時間、期間をやってもらえたのか、もらえているのかというのを再度質問いたします。

もう一つは、実際の成果として、多分ある特定の方のこれだけ時間が速くなった、長い間できるようになったとかという説明は聞きましたが、例えば要介護の人が要支援まで元気を取り戻して、結果的には介護費の節約といえますか、それが減ったような大きな成果というのはあるのでしょうか。もうちょっと待っていればどんどん出てきますと言われるのかをお聞きいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 中川議員の質問

にお答えいたします。

このいきいき百歳体操は、頑張っていたければ十分体力なり筋力がつきますので元気になれる。また、要支援1、2、要介護1をなるべく軽くなるように町のほうも進めていますので、要支援1を卒業していただくというのを目的にやっていますので、これからもぜひ続けて啓発をしていきたいと思います。

必要な方ということですが、二次予防事業に運動器機能向上プログラム、元気アップ教室なんですけれども、1週間に1回、場所は1カ所に決まっていますので、そちらのほうへ足のない方はお迎えにいった、その場所に集まっていただいて、週1回12週間プログラムを組んで、少しでも体力を回復というか、筋力とかそういうものをアップする体操を進めていますので、こういう方にはぜひ出ていただきたいというのでピックアップしていますので、その方にご案内しますので、その対象となる方が20人までということになっていますので、20人の方を一段と元気になるようにしていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（甲部昭夫議員） 中川秀平議員

○3番（中川秀平議員） いきいき百歳体操、これからますます盛んになって、早く要介護卒業の人が何人出た、あのおばあちゃん、あんな元気になった、私もやりたいという人がふえることを願っています。

多分そんな簡単に、きょうやったから1カ月後すたすた歩けるとかいうことはないと思うんですけれども、地道に、とにかくやればやっただけ前へ進むのは確かですので、めげずに成功事例、よくなった事例をどんどん発信して、ほかの地区、ほかの方がどんどんこれを使う人がふえるよう、ぜひ啓蒙、宣伝、もしかしたらいろんなつてで無理にでも引っ張ってきてやってもらって、よさを褒めると

というようなことで、地道な力を発揮していただいて、少しでもよりたくさんの方が歩けなかったのが歩ける、持てなかったものが持てる、外も歩けるようになった。走れるようになったというのはちょっと行き過ぎだと思うんですけれども、そんなふうな元気なお年寄りがふえることを願っています。これからも頑張ってください。

以上で質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 続いて、7番 諏訪良一議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） 2問について質問をいたします。

最初に、健康寿命を延ばせについてであります。

一日でも長く元気ででありたい、このことは全ての人の願望であろうと言っても過言ではないと思います。最近、健康寿命について新聞やテレビ等で目にする機会がふえつつあるように思いますが、まだ一般的にはなじみない用語のようであります。

健康長寿とは、介護を受けずに日常生活を支障なく暮らせる期間をあらわすものであります。いわば元気で長生きのバロメーターでもあるのではないかと考えます。肥満や高血圧、高血糖といった生活習慣病が原因で脳に障害が起きて、認知症になったり寝たきりで介護が必要な状態に陥ったりする人がふえて深刻な社会問題となりつつあるところから、厚生労働省は健康寿命ということに着目し、いつまでも元気に長生きが重要と考えたようです。

単に健康寿命を延伸させるだけではなく、介護年数を短縮させることによって生活の質の向上が図られるとともに、町の財政上においても医療や介護関連の社会保障費などが大幅に抑止あるいは削減される。このあたりが非常に問題になってきているようです。との波及効果も期待されているのです。

そのことから、町の健康寿命は何歳であるか、今後の健康づくりの推進などについて伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の健康寿命を延ばせのご質問にお答えをいたします。

まず、町の健康寿命は何歳かでございますが、厚生労働省が発表した2010年の統計では、全国と都道府県別の健康寿命は示されておりますが、市町村別のデータはございません。中能登町は、きめ細やかな保健、福祉事業を行っていることから、健康寿命は他の市町と比べて決して劣らないと考えております。

なお、石川県の健康寿命は男性が71.1歳、女性が74.54歳であり、男女とも全国で9位となっております。

次に、健康づくりの推進についてでございます。

中能登町の健康課題を申し上げますと、国民健康保険の特定健診の状況では、メタボリックシンドロームの該当者の割合や血糖、血圧、脂質検査で異常のある方の割合が高く、また医療費では、虚血性心疾患や糖尿病、高血圧などが高い傾向にあります。これらは生活習慣病と呼ばれ、将来、要介護状態となる要因となります。

生活習慣病の予防のためには、妊娠中や乳幼児期から健康づくりに取り組むとともに、成人期、高齢期と生涯を通じた健康づくりの推進が重要であります。

主な取り組みといたしましては、まず、妊娠届の際に妊娠中や産後の健康管理について個別の保健指導を実施しております。また乳幼児期には、健診の際に子供のころからの食生活に重きを置いた栄養指導を行っております。また成人期には、地区での出前講座において健康に関する正しい知識の普及を行っております。さらに、特定健診やがん検診の受

診率の向上のため、未受診者への電話などによる受診勧奨の強化に努めております。

また、健診結果に基づき、保健師や管理栄養士による個別の保健指導を徹底し、皆さんご自身が健康状態に気づき、生活習慣を改善するきっかけとなるよう支援をしているところであります。

私たちが今一番望むことは、単に長寿ということだけでなく、寝たきりや認知症などにならず、生涯にわたり元気で自立した生活を送ること、すなわち健康寿命を延ばしていくことであると思います。そのためには、乳幼児期からの健康度を高め、成人期には健康水準の維持向上を図り、高齢期には低下を防ぐなど、切れ目のない健康づくりを進めることが重要であります。

健康づくりの効果があらわれるには時間がかかりますが、健康寿命を延ばすことは医療、介護に要する給付費などの削減にもつながるものであります。今後とも保健分野だけでなく、関係課や関係機関と連携を図りながら健康寿命を延ばしていくよう努力をしてまいります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪良一議員

○7番（諏訪良一議員） おおよそ平均寿命と県の健康寿命の年齢、10歳ぐらいの幅があるんですが、これを縮めてくるのがやはり町の今後の財政上の課題にもなってくるわけです。

それと、今ほど町長が細かく健康づくりの対応について答弁されましたが、やはり体系的に、そうして長いスパンで計画を立てていかないと、2年や5年の小手先だけでは健康寿命は延ばすことの解決にはならないんだろうと。むしろ平均寿命は医療の高度化によって少しずつ延びるけれども、健康寿命は必ず比例しては延びてこない。このあたりで、このまま行くと町の財政が破綻するのではないかというような危機意識の持たれた声が聞か

れるものと思うわけです。

そういうことから、産官学が連携をとりまして町挙げての取り組み、そして町の職員が横断的に取り組んでいかないと、ただ単に長寿保健課だけの対応では大変重い荷物になってなかなかその成果があらわれないのではないかと、こんなように思いますが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

〔長元健次参事兼保健環境課長登壇〕

○長元健次参事兼保健環境課長 今ほどの諏訪議員の質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるように、健康寿命と寿命との格差、確かに10歳前後ございます。今後、医療の高度化によりその差は広がるであろうということでしたが、やはり私ども保健環境課といたしましては、お子さんから青年期、高齢期まで健康の面からサポートしていくということで、一方、横断的にということをおっしゃいました。長寿介護課のほうでは介護の面から、今ほど中川議員からの一般質問にもございましたが、足のほうの体力をつけて要介護から要支援に、介護から脱する、そういった活動もなされているということです。確かにそのようなことが大事で、産官学、協力し合っていくべきでございます。

そういったことで、庁内横断的にこれからは知恵を出し合いながら頑張って取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪良一議員

○7番（諏訪良一議員） 健康寿命のまちづくりを宣言して、町総ぐるみでこの事業を進めていったらどうかと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の言われるとおり

でございます。いろんな在所であったり、またいろんな課であったり、またそれぞれの組織であったり、ウオーキングであったり、また水泳であったり、また憩へ来ていただいて体操もしていただいたりというようなことで、施設、またいろんな区に対する助言、そういうものを一つ一つ組み合わせながら健康寿命を延ばすように、中能登が一つになっていかなければならないと思っておりますし、そういう中での施設の整備やら、またいろんな団体に対する助言やらそういうものを進めていることも事実でありますし、これからもいろんな皆さんの話を聞きながらより一層進めてまいりたい、そう思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪良一議員

○7番（諏訪良一議員） 次に、2問目に移りたいと思います。

若者の定着や人口減少の克服並びに地域経済の活性化などは、当町における最重点課題であるということについてはご承知のとおりです。この解決策の一環としても、企業誘致は必要不可欠であろうと考えます。

一般財団法人でもある電源地域振興センターが、町の最重点課題として取り組んでいる企業誘致業務の一環を町の担当者に肩がわりして、全国の企業を対象にアンケート調査や企業訪問などの支援活動を実施するとこの上ないありがたい事業が平成25年度から始まって、26年度、27年度にも継続されているところです。しかも電源振興センターへは企業誘致事業費として委託料が各年度30万円というわずかな予算が町からの支出となっておりますが、その成果はきょう現在どのようになっているのか、その概要についてお聞きしたいことと、もう1点は、果たしてこの事業の成果をどの程度我々が期待していいものでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の企業誘致支援サ

ービス事業についてのご質問にお答えをいたします。

この事業は、一般財団法人電源地域振興センターが、全国の企業の中から1万1,000社を選び、企業立地に関するアンケート調査の実施や電源地域支援制度に関する紹介を行っているものであります。平成26年度の調査では、1万1,000社のうち約1割弱に当たる1,520社から回答があり、このうち中能登町が企業立地の対象になると回答した企業は28社ございました。さらに、中能登町に事業所の新設、増設、移転の計画、予定があると回答した企業が2社ございました。

この企業誘致支援サービスは、企業の動向を知る上でも大変期待のできる調査であると感じております。このことから、継続的にこの企業誘致支援サービス調査を通して企業誘致を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては企画課長に説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、諏訪議員の企業誘致支援サービス事業の成果の概要についてお答えをいたします。

当事業での調査につきましては、帝国データバンクが企業を評価している点数が50点以上で売上高3億円以上、従業員数が50人以上の企業からおよそ1万1,000社を抽出して調査をしているものであります。これらの企業に対しまして中能登町への立地アンケートを行うとともに、企業立地ガイドや当町が電気料金の補助交付対象地域である旨の周知パンフレットを送付し、企業立地への動機づけをしているものであります。

次に、事業成果への期待度としては、平成26年度調査では、中能登町は企業立地地域として対象となると回答した企業が28社あり、そのうち事業所等を新設、増設、移転の計

画、予定があるとした企業が2社ございました。その内訳は、小売業で1社、製造業として農事組合法人が1社ありました。そのほか、検討すると回答した企業が県内の食品製造業で1社、将来的に中能登町が対象地域の一つとして可能性があるとした企業が製造業及び運輸業で6社ありました。

なお、この調査では自治体からの対応方針についてもコメントをいただいております。企業側の今後の事業所拡張計画や自治体からのアプローチの有益性やタイミングなどについて適切か不適切かなどの項目や電源地域センターの今後のフォロー方針などもあり、企業側の情報をつかむ上で有効な手段の一つでもあると見ております。引き続き継続して調査を依頼していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪良一議員

○7番（諏訪良一議員） 今ほどの答弁ですと、バラ色のような大変いい声が聞かれたわけですが、問題はこれが実現してこそだと思うんです。そういうときには、これから町がどのような動きをしなければならないのか、このあたりを電源振興センターあたりとしつかり詰めていくことが大事ではなかろうか。調査の結果だけで喜べる問題ではない。企業誘致については、全国同じような取り組みをしていることと思うわけです。これからどのような働きをしようとしておいでなのか。この事業は、これから先何年くらい続く予定、あるいは続けようとしておいでなのか、伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 諏訪議員の再質問にお答えをいたします。

まず、これからどのような動きをするかということについてですが、まず企業誘致につきましては継続的な働き、動きが大事かと思っております。

その中で1点、この調査を通して見えたものがございました。それは、まずは地元の企業をしっかりと大事にしていくということがこの調査ではっきりと見えてきた点の一つであります。この調査の中の回答の中でも、中能登町に進出する動機の一つとして、中能登町に自分たちの関連した会社があるから中能登町も企業進出の対象の地域の一つである、そういったご回答もいただいております。そういったこともあり、やはりまずは中能登町の現在ある企業を大事にすること、そこから始めていかなければならないのかなというふうに感じております。

そして、この調査につきましては、こういったこともいろいろと情報をつかむ上で非常に優位性もありますので、年度を区切らず、今後とも電源地域振興センターのほうにこういった支援サービスの依頼をかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪良一議員

○7番（諏訪良一議員） とにかくいい話をつかんだら逃さないように、実現するまでしっかり頑張っしてほしいということを期待して質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ここで2時30分まで休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 笹川広美議員

〔5番（笹川広美議員）登壇〕

○5番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問いたします。

まず、男女共同参画の推進に向けて3点にわたりお聞きいたします。

1点目は中能登町の推進状況ですが、当町では平成23年に、町の各行政分野において男

女共同参画の視点が活かされた施策を積極的に進め、町民、県、さらに各企業、団体等とも連携を深め、協力しながら推進を図っていくとして、中能登町男女共同参画行動計画が策定されております。計画では7つの課題を掲げ、その具体的な取り組み事業として31の事業が掲げられております。

1点目として、中能登町の推進状況をお聞かせください。

2点目は、第2次行動計画の策定についてであります。行動計画の策定に向けて、平成22年9月に男女共同参画に関する町民意識調査を行っております。今回の改定においてもアンケート調査に取り組み、中能登町の実態を把握した上で策定していくとお聞きをしております。この5年間の推移がどうなのか、大変興味が沸きます。

2点目として、第2次行動計画の策定はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

現在、当町における男女共同参画社会に向けて、行動計画に掲げられた事業を具体的に、精力的に日々活動を推進しているのが中能登町男女共同参画推進協議会の皆さんです。その活動を支援する担当が企画課であります。推進員の活動は、行動計画の31事業の中の一つの事業として掲げられております。

本来、これら多岐にわたる多くの事業を推進させるための本部があり、本部長を中心に各担当課の連携を図る会議を行いながら活動を推し進めなければなりません。そのためにも多くの業務を専門的に担う職員の配置は不可欠です。男女共同参画社会の推進は、企画課の一事業ではありません。男女共同参画室を設け、しっかりと全庁挙げ全力で取り組める体制を早急に整えるべきです。

3点目として、推進のための部局の設置として男女共同参画室の設置がなぜできないのか、お聞かせください。

1点目、中能登町の推進状況。2点目、第

2次行動計画の策定について。3点目、推進のための部局の設置。以上3点にわたり、杉本町長の答弁を求めます。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 笹川議員の男女共同参画社会の推進に向けてのご質問にお答えをいたします。

まず、中能登町の男女共同参画社会の推進状況につきましては、平成21年4月に施行した中能登町男女共同参画推進条例に基づき、本町における男女共同参画社会の実現を目指すため、中能登町男女共同参画推進員の会が平成23年7月に設置をされ、現在27名の会員で活動されております。

平成24年度からは、種まきたい、むすびたい、もっとふれあいたいの3部会で活動を開始し、紙芝居の製作やコーポの日の制定など、町民の方々にわかりやすい男女共同参画の啓発普及活動にご尽力をいただいております。

また、平成25年度からは、部会を4部会に拡大して、それぞれ活発な活動を実施していただいております。特に紙芝居は、平成26年度に県の先進地事例ということで、他の市町の同様の活動をしている団体向けに発表をするまでに活動の質が向上していると伺っております。小中学生への普及活動ばかりでなく、親子料理教室の開催や川柳コンクールの実施などを通して、広く町民の方々に男女共同参画への啓発普及の推進が図られていると感じております。

次に、第2次行動計画の策定につきましては、平成23年3月に策定した中能登町男女共同参画行動計画に基づきまして現在事業等を実施しているところですが、今年度が行動計画の最終年度となっております。

そのため男女共同参画推進員の会では、これまでの5年間の行動計画の振り返りと現在の住民意識調査を実施するため、アンケート

調査を10月に実施をするよう準備を進めております。今後は、この振り返りの協議内容やアンケート調査の結果をもとに第2次の行動計画を策定する予定であります。

次に、推進のための部局の設置につきましては、これまで企画課を窓口として事業を実施しておりますが、今後は行動計画に基づき各事業の担当課も含め、さらに広く連携しながら事業を推進してまいりたいと考えております。したがって、新たな部局等の設置は現段階においては考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○5番（笹川広美議員） 1点目の中能登町の推進状況、2点目の第2次行動計画について再質問いたします。

中能登町男女共同参画推進条例に、12条、苦情等への対応があります。町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の苦情や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の苦情に対応いたします。また、性別による差別的取り扱い、セクシャルハラスメント、男女間における暴力的行為などの人権侵害を受け、相手に対し改善を求めるものが対象となります。

行政から独立した弁護士、有識者で構成される苦情処理委員が必要な調査を行い、適正かつ迅速に処理することになります。調査の結果、必要があると認められるときは、町の機関に対し助言、指導、勧告を行います。当町には、まだ苦情処理機関の設置はされておられません。

また、14条に推進体制の整備、さらに15条に年次報告があります。行動計画を効率的に実行していくためには庁内での連携体制が不可欠です。庁内における推進組織として、各課の課長等を構成員とする推進本部の体制を整えなければなりません。

また、行動計画を着実に推進していくため

には毎年の進行状況の確認が欠かせません。庁内連絡会議において毎年の進行管理を行い、ホームページ等による公表をしなければなりません。この計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5カ年とされております。本年が最終年度となります。

1点目の中能登町の推進状況として、1、苦情処理機関の設置。苦情処理委員がおりませんが苦情処理はどうされているのか。2、庁内連絡会議等、庁内での連携体制はどのようになっているのか。3、年次報告はされているのか。お聞かせください。

また2点目の第2次行動計画の策定についてですが、先月、8月28日に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法が成立をいたしました。同法に基づき、国は数値目標を含む女性活躍の基本方針を策定しなければなりません。それをもとに自治体は女性活躍の推進計画を策定いたします。

一方で、国は事業主行動計画の策定に関する指針を策定し、これに従って国や自治体の機関、301人以上の労働者を雇用する事業主には、1、女性採用比率、2、勤続年数の男女差、3、労働時間の状況、4、管理職に占める女性比率と女性活躍の状況について必ず把握し、課題分析を求められます。

さらに、それをもとに女性活躍推進に向けた行動計画を策定し、内外に公表しなければなりません。行動計画策定の際、1、計画期間、2、数値目標、3、取り組み内容、4、取り組み実施時期は必ず盛り込むことを求められております。

そして、取り組みの実施状況などがすぐれていると認められる企業については、厚労省による優良企業認定を受けられます。

このほか、自治体は、女性の活躍に関して相談や助言などを行う努力義務があります。また、各地域で女性の活躍推進への取り組みに関する協議を行う協議会をつくることでも

きると定められています。

女性の活躍と女性の人権尊重は表裏一体であります。女性の活躍は、エリートの女性を生み出して男性社会に貢献させるというより、女性全体の実質的な社会的地位の向上に資するものでなければなりません。

そこで、2点目の第2次行動計画の策定に当たり、女性活躍推進法に基づいた内容の精査が行われるのかをお聞かせください。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、笹川議員の再質問にお答えをいたします。

再質問につきましては4点あったかと思えます。まず1点目につきましては苦情処理機関の関係です。2点目につきましては庁内での会議の関係。3点目は年次報告。そして4点目が女性推進法に基づいたアンケートの内容かと思っております。

まず1点目につきまして、苦情処理委員会の設置についてでございますが、中能登町については現在、苦情処理委員会については設置はしてございません。苦情処理委員会というものにつきましては、条例に基づいて設置をするものでありまして、中能登町のほうにはこうした条例の項目は載っておりませんので委員会は設置をしておりません。

とはいいいながらも、何もしないわけではなく、行動計画の中をごらんになっていただくとわかるんですが、まず例を申し上げていきますと、例えばDV、ドメスティック・バイオレンスのような事例が発生した場合は、行動計画の中では、被害に遭った場合などに必要な情報提供が幅広く行えるよう相談窓口を初め県など関係機関と連携を図るということになっておりまして、住民福祉課や保健環境課、そして企画課などの課が連携をとりながら対応に当たっております。

現状につきましては、まず町民の方、誰でもいいですので、どこでもいいですので、ま

ず役場に一旦相談をしていただく。広く役場職員のほうにまずは一旦相談をしていただければ、役場職員が動き、各担当課を集めてどういう状況かを把握します。その次に、これはもう少し相談が必要という形になれば、県の女性センターにあります石川県女性相談支援センターという組織がございます。こちらのほうに速やかに連絡、連携をとりながら事案の処理に当たっております。

なお、女性センターにつきましては、DVホットラインや女性なんでも相談室など、こうしたさまざまな相談窓口が設けてあります。その職員と我々と相談される方との三者が連携をしながら問題の解決に現状については当たっております。

苦情処理委員会を設けるよりも、まずはともかく役場に誰でもいいから相談をしていただいて、その相談を速やかに関係する機関に相談をかけていくということで、速やかな事案処理に当たっているというのが現状であります。

2点目につきましてはの庁内連絡会議につきましては、確かに現在弱いところがございますが、現在、月一度、課長・課長補佐会議というのが月初めに開催をしております。この課長・課長補佐会議を今後推進本部として位置づけをしながら、男女共同参画の推進にも当たっていきいたいというふうに考えております。

なお、男女共同参画につきましては、あくまでも基本理念というのがございまして、これは町の責務で、町も積極的にやらなければいけないんですが、町民の責務や事業者の責務というのもございます。例えて言いますと、町民の責務といたしましては、町民は基本理念にのっとりましてみずから進んで推進に努めなければならない。また企業についても、事業者についても同じような文言がございますので、まず役場ではなく、地域が一体となって男女共同参画というのを推進してい

かなければならないものだというふうに理解をしております。

そして3点目の年次報告につきましては、現在、年次報告につきましては男女共同参画審議会のほうに報告をしております。そのほか石川県のほうにも報告をしているという段階です。確かに公表自体はまだ少ないと言われるればそれまでですので、今後ホームページなどの公表に向けても、公表できるよう検討していきたいというふうに考えております。

そして最後ですが、アンケート調査で女性活躍推進法に基づいた中身になるんでしょうかという点についてですが、現在、推進員の会の皆さんと相談している内容につきましては、5年前に行ったアンケート調査と同じものを再度行えばどうかというふうな議論をしております。5年前に行ったアンケート調査と現在とがどういうふうに変化したのかということでアンケート調査すればどうかということで、推進会の皆さんからの意見が出されております。

なお5年前の調査ですが、大体7つの項目がございます。あなた自身のことについて、2点目が社会の状況について、3点目が家庭生活の環境等について、4点目が地域とのつながりについて、5点目が仕事や職場環境について、6点目が日常生活における暴力等について、7点目が今後、男女共同参画社会のためにできることについての調査であります。

この項目を見ますと、笹川議員が言われたとおり女性活躍推進法に基づいた内容も含まれているのではないかとというふうに理解をしておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○5番（笹川広美議員） 今答弁いただいたんですが、少し私が聞きたかったことと答弁が違うかなという部分がありましたので。

まず最初の1点目の推進状況の中で、苦情処理機関、これは条例では設置の必要がないような答弁をいただきましたが、では12条、苦情等への対応とありますけれども、これは決してDVに限った内容ではなく、いろんな男女共同参画の事業に関するさまざまなそういった苦情に対応していかなければならないといったことがうたわれた条例ということだと捉えております。少し今の答弁では違った対応になってしまうのではないかなと思いますので、しっかりとまた苦情処理機関の設置ということを検討していただきたいなと思います。

2点目、定期的に月1回、課長・課長補佐会議を行っているということですが、推進体制の整備と条例にうたわれておりますが、男女共同参画に関する内容というと本当に多岐にわたる大変重要な問題になってきますので、例えば副町長を本部長とした推進本部をしっかりと立ち上げて定期的な男女共同参画の推進に向けた会議を開催していただけないか。

また、年次報告の件であります、今年度、最終年度ということで、しっかりと5年間の総括も含めた報告を、ホームページ等で公表を検討したいということでしたが、しっかりと公表するというところでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目の国の女性活躍推進法を受けて対応がされるかというのは、アンケート調査というふうに課長のほうから答弁がありましたが、アンケート調査もそうしていただければいいのかなと思いますが、行動計画の策定自体、しっかりとこの推進法を受けた内容として精査をしていただき、また、この法律では数値目標も掲げて行っていかなければならないというふうにうたっておりますので。

今現在ある中能登の行動計画というものは全く数値目標も期限も記載がありません。本

当に文章だけの推進内容が漠然としたものとなっておりますので、しっかりと数値目標、また期限を設定し、明確な推進計画としていただけるのか。この点も確認をしたいと思います。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、笹川議員の再質問にお答えをいたします。

苦情処理のお話ですが、窓口を設けてほしいということですが、処理委員会を設けてほしいということですが、ぜひこの辺については、処理委員会を設けるよりも、まずはとにかく何かあったらすぐ役場に相談してほしいということが一番かなと思っております。そちらのほうの方がより迅速に動けるのかなと。小さな町ですので迅速に動けるのではないかなというふうに判断をしておりますので、ぜひともかく男女共同参画に関して何かこういった阻害される要因がありましたら、まずは役場のほうに相談をしていただきたいというふうに考えております。

そしてまた、しかるべき機関のほうにつないで、相談をすぐ上げていきたいというふうに考えております。

また庁内の連絡会議につきましてですが、まずは実効性のほうが大事だと思うんですが、やはり役場は諸課題、かなり懸案事項さまざまなものがございますので、課長・課長補佐会議をしっかりと生かしながら、こちらのほうを推進母体としながら推進をしていきたいというふうに考えております。

それと女性活躍推進法につきましては、またこの辺の趣旨を、これは9月の中旬に制定されたばかりの法律です。再度この中身も勉強させていただきながら、どのような数値目標が設定できるか、可能か、研究をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○5番（笹川広美議員） 今、高名課長から答弁いただきましたが、何度か。さまざまな件についていただいておりますが、男女共同参画社会の推進を行っていくには、本当に細部にわたる取り組みというものが必要になってまいります。

推進状況も最初の答弁では全く推進協議会の活動が中心で、それだけが男女共同参画推進というものではないと思うんですね。私も最初に言いましたが、行動計画の一事業が、そこに掲げられているのが推進協議会の活動として、31事業の中の一つとして掲げられております。全く今、推進協議会だけが活動しているような、そういった状況になっているなということを感じます。企画課では手が回り切っていない、また細部を掌握し切れない限界が今の答弁をいただく中で私自身もすごく感じておりますし、そういうことが伝わってまいりました。

ぜひ来年、平成28年4月1日からは女性活躍推進法が施行されます。男女共同参画社会の推進がますます求められてまいります。どうか推進のための体制整備、町長、しっかりとこの点をもう一度検討していただき、万全を期していただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、2つ目の質問、全ての人に優しいまちづくりについて3点にわたり質問をいたします。

ことしの町祭では、切断ヴィーナスショーと銘打ち、5人の義足女子がファッションモデルとして登場いたしました。うち4人はパラリンピック出場を目指す義足アスリートだそうです。彼女たちの輝く姿に会場は大きな感動に包まれていました。

まず、今回の切断ヴィーナスショーという企画では、町として何を発信する意図があったのかをお聞かせください。

2点目は、人に優しい観光まちづくり事業

の進捗状況をお聞かせください。

今年度、27年度事業として、予算54万円として公共施設のバリアフリー調査を行うとのことでしたが、事業推進から見えてきたものがあれば、あわせてお聞かせください。

3点目は、タウンモビリティの常設拠点の設置です。

大型の店舗や商店街、町の中心部において歩行が不自由な高齢者や障害者に電動三輪車、電動スクーター、電動車椅子などを無料で貸し出し、買い物だけでなく町を散策する手段と環境を支援する取り組みです。日本でも導入する地域や店舗がふえてきております。実験、試行段階としての導入例も多く見られます。

そうした中、今春、高知市でも中心商店地にタウンモビリティの常設拠点が開設されました。車椅子やシルバーカー、ベビーカーを無料で貸し出し、1回500円でボランティアが付き添う移動サポートが好評です。常設拠点は、買い物弱者のサポートを行うだけでなく観光や福祉など幅広い情報ステーションとしての利用も行われております。段差のある入り口にスロープを設置する店など、商店街の対応にも変化が生まれています。開所中の来訪者の3割は、自分にも手伝えることはないかという学生などのボランティア希望者や連携した取り組みを求める団体の関係者などのことです。常設拠点を運営するNPO法人福祉住環境ネットこうちの理事長は、利用者のサポートなどを行う障害者が集い、交流しながら自分の役割を担って生きがいを感じていることが一番うれしいとも語っておられます。多方面での効果が期待されている取り組みです。

先月、8月18日、環境省は、誰もが気兼ねなく旅行を楽しめるユニバーサルツーリズムを広めるため、2016年度にモデル事業を実施する方針を固めました。近年、高齢者の旅行がふえているほか、乳幼児を連れた家族旅行

のニーズも高まっております。公共交通機関や宿泊施設が独自にバリアフリー化を進めているケースはありますが、自由に移動できるよう観光地全体で対応することが求められています。ソフト、ハードの両面でどのような配慮があれば安心して旅行できるかを把握することです。環境省は、エレベーター整備などハード面も大切だが、例えば男性用トイレにおむつ交換ベッドがなかったり、どこで必要な情報が得られるかわからなかったりする。ニーズを聞き、どのような環境整備ができるかを考えたいとしています。

このような国の動きからも、誰もが安心して出かけられるまちづくりが求められていることを感じます。タウンモビリティの常設拠点の設置によって、中能登町が高齢者や障害者、また子育て中の家族など人に優しい町へと町民の皆様と一緒に育んでいけるのではないのでしょうか。

全ての人に優しいまちづくりに向け、1、切断ヴィーナスショーから町として何を発信したのか。2、人に優しい観光まちづくり事業の進捗状況はどうなっているのか。3、タウンモビリティの常設拠点の設置ができないか。以上3点にわたり杉本町長の答弁を求めます。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 全ての人に優しいまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

まず、切断ヴィーナスショーから何を発信したのかについてお答えをいたします。

切断ヴィーナスショーの企画については、中能登町の繊維産業の振興を図ることを目的として開催をいたしました。

皆さんご存じのとおり、中能登町の繊維産業は高い技術力があり、有名なブランドにも中能登町の生地が多く使われております。しかし、中能登町の繊維産業の多くは白生地を織る産地であることから、その高い技術力を

アピールするために、繊維の事業者の皆さんで組織したFIBERS CREATORSの皆さんと義足のビーナスの皆さんとの組み合わせで、高度な織物技術と布へのプリント技術を全国に向けてアピールする目的を持って実施をしたものであります。義足のビーナスの皆さんもまちづくりの取り組みに賛同していただき、モデルとしての出演を快諾いただいたものであります。

当日、会場へご来場いただいた皆さんやケーブルテレビ中継を見ていた皆さんからさまざまな反響がありましたが、多くの皆さんに勇気と感動を感じていただけたものと思っております。

次に、人に優しい観光まちづくり事業の進捗状況ですが、昨年度は、石川バリアフリーツアーセンターへ依頼をして、旅のバリアフリー情報発信事業調査業務として、石動山大宮坊や雨の宮王墓の館など6施設を調査し、バリアフリーの基本情報や詳細情報をホームページで公開をしているものであります。

今後、順次、調査を実施していき、バリアフリーの情報を公開し、中能登町に訪れる皆様方の旅の事前情報として整備をしていきたいと考えております。

また、昨年の11月には、北海道と沖縄県から車椅子を利用されている障害者の一行をモニターツアーとして、ふるさと創修館と「道の駅」織姫の里なかのくに受け入れを行い、障害を持たれている皆様方の視点で施設を見学していただきました。そのときの評価としては、ふるさと創修館の展示物には展示ガラスがなく、車椅子でも見られる低い高さに展示をしてあり、とても見やすかったと高い評価をいただきました。

次に、本年の2月には、バリアフリー観光セミナーを開催し、高齢者や障害者に優しいまちづくりについて講演会を開催いたしました。そして最後に、障害者向けの旅行をサポートする神戸に事務所を持つNPO法人の団

体の代表の方にも中能登町の観光施設を見ていただきました。そのときの評価としまして、井田地区にある不動滝は、障害者や高齢者が滝つぼまで簡単に行くことができる滝で、このような滝は全国的にも大変珍しく、視覚に障害を持たれている方も含めて喜ばれるのではないかとの高評価を受けました。

皆様ご存じのとおり、中能登町には石動山や雨の宮古墳群などバリアフリーの改修ができない施設が数多くあります。こうした施設でも高齢者や障害者等のバリアを抱えた人たちが安心して旅行ができるよう、人の力でサポートしていくことがバリアフリー観光の目的でもあります。今後とも、こうした人に優しい観光まちづくり事業を推進していくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、タウンモビリティの常設拠点の設置についてのご提案についてお答えをいたします。

歩行が不自由な方に対しての電動での乗り物の貸し出し拠点の設置につきまして、中能登町にはさまざまな問題がありますが、3点についてまとめてみますと、まず1点目は、中能登町には商店街を形成する地域がなく効率が悪いということ。2点目は、タウンモビリティ常設拠点までの交通手段の確保や冬季間の利用が難しいこと。3点目には、管理をするための人の配置や協力者が必要不可欠なことなど、設置するに当たりさまざまな問題が考えられます。こうした問題を関係者の皆様方と一つ一つ協議をして解決をしていかなければ実現は難しいものと考えております。

先般も中能登町内において、電動車椅子を利用されていた方の不幸な交通事故も発生したところでした。現在は、まず道路の歩道整備を行い、道路のバリアフリー化を推進しているところでもあります。

このことから、タウンモビリティの常設拠点整備に当たりましては慎重な判断が必要

かと思われます。当面は研究課題とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○5番（笹川広美議員） タウンモビリティの件ですが、研究もしていただけるという答弁をいただきましたが、一つ提案といたしまして、町の情報発信の拠点でもあり、またコミュニティバスのターミナルもある「道の駅」織姫の里なかのとがありますが、ここで期間を限定して試行的に今の研究をしていきたいという、そういったことを兼ねてタウンモビリティ設置をひとつ考えていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 織物の里なかのとにつきましては、バリアフリーの昨年度の優秀賞をいただいた大変バリアフリーに関してはいい施設でありますし、提案のありましたことにつきましてはこれから研究をしていきたい、そう思っております。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○5番（笹川広美議員） ありがとうございます。ぜひ取り組みを行っていただきたいと思います。

今年度、石川県の運転免許証返納者、過去最高だとお聞きをいたしております。我が家の86歳の父もその一人ですが、高齢者の運転に不安を抱えながらも、車がないと外出に不都合が生じます。遠方で暮らす親を心配しながらも、また同居であっても、なかなか免許返納を高齢の親に勧められない、こういった声もよく耳にいたします。

また、外出が減り、楽しみがなくなった、元気がなくなった、介護が必要になったでは困ります。幸いにも我が家の父は、譲っていただいた電動スクーターに乗り、行動範囲は以前ほどではありませんが毎日外出をし、親しい人たちとの交流を楽しんでおります。

今後、高齢化はますます進んでまいりま

す。車を持たない高齢者が住みたいと思うまちづくりは、全ての人が住みたいと思うまちづくりにつながり、多くの人が集う町となります。

また、来年4月には障害者差別解消法が施行されます。全ての人が障害の有無に分け隔てられることなく、お互いが尊重しながら共生する社会の実現を目的としているものであります。

2020年には、東京パラリンピックも予定されています。障害のある人もスポーツや芸術などの活動に活発に参加ができ、多様な立場の人が交流する社会を地方の私たちから目指したいものです。

地方創生の取り組みとして、全ての人に優しいまちづくりを積極的に推進すべきではないかと私は思います。再度、杉本町長に、地方創生の意味からも、全ての人に優しいまちづくりに向けてのご所見を再度お聞きをいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 全ての人に優しいまちづくりということで、道路もいろんな整備をいたしております。それらも全て歩道を広げ、そして段差のない、電動自動車の通りやすい、そんなことも始めておりますし、また、新しくつくった学校であってもいろんな施設であっても、段差のない、車椅子であれ、また電動の車であれ行かれる、そういう施設にしておりますし、また、いろんな観光施設にもそのまま行けるような橋を広げたり、また、そこへ行くまでの道案内をしたり。一步一步でありますけれども心がけながら進めているところでございますし、これからもそれらに向けて進めてまいりたい。一步一步でありますけれども、そんなまちづくりを目指しております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○5番（笹川広美議員） 杉本町長の力強い

指揮のもと、地元のさまざまな事業者、また学生や中高生の若い力、そして地域の皆様の力を結集し、全ての人に優しいまちづくりの実現をぜひ目指していただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 続いて、2番 林真弥議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） それでは、事前の通告に従いまして3点の質問をさせていただきますと思います。

まず1点目であります。町有バスの運行管理とその体制についてお尋ねをいたします。

この質問については、昨年9月の定例会にも同様の質問をさせていただきましたが、その後の全員協議会、各委員会においても質問や改善に向けた意見等が多く出ております。

そのような中ですが、昨年の11月と本年6月、小学校のスクールバスによる事故が2件発生しました。その2件の事故車両、2台とも私は事故車両の現車を見てきました。事故車両を見た感想ですが、決して小さな事故ではなかったなど、そんな認識であります。

そんな中ですが、不幸中の幸いと言えいのでしょうか、不幸中の幸いというそういう言葉が適しているのかというのはわかりませんが、児童に被害がなかった。これは本当に幸いであったなど、そうっております。

執行部の皆さんもご存じのとおりですが、私は長らくバス事業に身を置いておりました。そんな私としては、議員からの忠告やこのような事故が発生した後においても何ら改善の動きが見られない町当局に対して、じくじたる思いがあります。そういう思いがありますし、保護者の方々、地域の方々からもこれでいいんだろうかという不安の声をよく耳にします。

安全、安心なまちづくり、先ほどからこの言葉がよく出ておりますが、安全、安心なま

ちづくり、住んでよかったと思えるまちづくりを掲げる杉本町長、ここは本気で腰を上げるときではないでしょうか。

そこで、中能登町が所有しているバス15両の現在の運行体制と今後目指すべき運行体制について再度お尋ねをします。

1点目ですが、現在のバス運行における管理責任者は誰が務めているのか。15両全てにおいてご答弁ください。

2番目、緊急時の連絡指示系統はどうなっているのでしょうか。事故はもちろんですが車両故障も含めて緊急事態のときの連絡系統というのはどうなっているのでしょうか。

3番目、全ての車両を一元化し、かつNPO法人等の法人化を図る必要があると私は思っていますが、その3点についてご答弁ください。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 林議員の町有バスの運行管理とその体制についてのご質問にお答えをいたします。

まず、現在の管理責任者は誰が務めているのかという質問にお答えをいたします。

町で管理をしている町有バスは15台ありまして、日々の車両管理は所管課である総務課、住民福祉課、教育文化課の3課において適正に管理を行っているところであります。また、運行管理についても所管課で行っており、その管理責任者には所管課長を選任し、日々管理業務に務めているところであります。

次に、緊急時の連絡系統についてのご質問にお答えをいたします。

一般の方々から保育園児や小中高校生まで多数の方々を乗車させていることから、常に安全な運転を心がけて運転業務に当たっていますが、万が一の緊急事態に備え、緊急連絡網を作成し、連絡体制を明確にしています。事故等があった場合は、この連絡網に従い、

状況等を報告していただくこととしております。

また、これまでも車両事故が数件発生しましたが、人的被害とならなかったことは幸いであり、多数の方にご迷惑とご心配をおかけしたことについて心からおわびを申し上げます。

その後の対応としましては、運転業務に従事をしている方々を対象に8月31日に安全運転研修会を開催したところであり、七尾警察署交通課長による講習を行っていただきました。その他、運転業務に入る前には体調等の報告及び確認を行うこと、車両点検の実施といった事項を必ず徹底するよう注意喚起をいたしております。

また、突然の体調不良等による申し出があった場合の対応については、必ず各所管課の担当者に連絡を入れ、交代運転手の手配を行う体制としています。

次に、全ての車両を一元化し、かつNPO等の法人化を図れないかという御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現在は各所管課で車両及び運行の管理を行っておりますが、本来は、運行管理が迅速で把握しやすい一元化による管理方法が望ましいと思われまします。しかし、運転手不足による人員確保が困難なため適切に運行管理ができるNPO等の法人や企業があらわれないことから、現在のところ委託等への踏み込んだ検討には至っておりません。

このような現状からも、しばらく現行の管理体制で継続をし、利用者が安心して利用できる運行管理に努めていきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

○2番（林 真弥議員） 今ほどの町長のご答弁ですが、2番目の質問の緊急時の連絡指示系統、これはきちっとできているというご答弁であったと思うんですが、本当にできて

いますかね。すごくこの点が疑問なんです。これを具体的にまずおっしゃっていただきたいなと思います。

もう一つ、先ほど私、事故が2件あって、子供たちの被害がなかったということは不幸中の幸いというそんな言葉を使ったんですが、本当にけががなくてよかったんですが、本当にけががなくてよかったんですけれども、11月にあって6月にあって、約半年で2回。こういう事故というのは、きちっとした管理体制になっていないと連鎖的に起きるんですね。不思議と連鎖反応というんですかね、負の連鎖が続きます。前回2回に関しては、大きなけがをする子供が出なかったんですけれども、私のいろんな経験からいいまして、これは警告じゃないかなというそんな気がしています。3回目はそうはいかないよというような気持ちを私自身は持っております。

そんな中で、1回、2回と来て、連鎖という言葉を使いましたけれども、それを町としてはどんなふうに考えているのか。

その辺も交えて、緊急体制を含めて、ご答弁ください。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 緊急の場合は、それぞれの運転手から所管課のほうへ連絡が行くことになっております。今ほど林議員が指摘された事故2件につきましても、運転手から即、担当課のほうへ行きまして、担当課から総務課のほうへも連絡がありました。いずれも担当課と総務課がすぐ現場に向かって、事故といいますか、通行する車両の迂回とかそういうこともすぐしました。

ということで、事故は起きるときは、どれだけ立派な体制をしいていても起きます。と思いませんか。私は、準備体制をしくことは大変いいことであると思うんですけれども、避けられない事故はどうしても出てくると思

います。

現在は、今申しましたとおり運転手から事故等が起きればすぐ担当課のほうへ連絡する体制となっておりますし、また万が一体調を崩した場合、代替運転手をかわってもらえるような体制もしいております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

○2番（林 真弥議員） 今ほどの堀内課長の答弁ですが、もちろん避けようもない事故というのは当然あります。どうしようもない避けられない事故というのはあります。

運転手というのは、全ての車両、マイカーの運転手さんもそうです。安全運転をする義務があるんです。どんなに自分が交通規則にのっとってしっかり違反なく運転していても相手が違反してくれば事故になってしまうことが当然あります。避けられない事故というのは当然あると思います。

でも、管理不備による事故というのも当然出てくるわけですね。車両の管理、運転手の管理が不備、十分ではない。そんな中で事故というのも当然出てくるわけです。

安全管理をしっかりといても、先ほど言ったようにどうしても避けられない事故というのはあります。でも、そんな場合は管理責任者じゃなくて、運転手の安全運転の義務違反がある可能性があるんですが、そうでなく管理体制が不十分な場合の事故は当然管理者責任が問われると思うんですね。

私の目から見て、決して合格点ではないなという思いをずっと持っていますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 お答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、一元管理が迅速な対応がしやすい、全体の把握がしやすいということで、それはそのとおりとい

うことなのですが、なかなか実際、林議員が言われるようなNPO法人がうまく組織できればいいんですが、なかなか今の時点では難しいなというふうに思っております。

具体的には中島のほうでそういう組織が実行されているということで、ちょっと情報を聞きましたが、そこも事故等の対応がなかなか難しいような状況を聞きまして、今後、検討する内容かと思いますが、勉強してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

○2番（林 真弥議員） 再質問、3回目です。これは参考にして聞いていただきたいなと思います。

先ほどからNPO法人ということを私言いましたけれども、自分の経験やその経験の中で得た知識から、中能登町のバス運行に関するビジョン、こうすればいいんじゃないかな、ああすればいいんじゃないかなというビジョンは以前から持っておりましたが、法的なことも含めて専門家の意見が必要ではないかと思い、7月に石川運輸支局へ話を聞きに行ってきました。対応していただいたのは、輸送・監査部門というところの運輸企画専門官という肩書を持っておられる方でしたが、町の保有台数、それから運行や運行管理の現状を聞いていただいたところ、その専門官のお答えはこうでありました。

自家用バス、俗に言う白ナンバーバスですね。中能登町は自家用バスであります。そういう白ナンバーバスでありますので、私の話を聞いた限りでは法的な違法性は見られませんか。しかし、15両という台数や運行体制の現状を聞いた限りでは、余りにも不十分な運行体制で、稚拙だと言わざるを得ない。管轄を一元化し、車両と運転手を一括管理できる体制が必要だと思われる。さらに、管轄をNPO法人化するとともに、白ナンバーバスを

将来的には営業ナンバーバス、営業ナンバーを取得する選択肢もあるのではないのでしょうか。現状を考えれば、営業車に近い運行管理体制が求められると思います。

これが専門官の回答でありました。その専門官のお答えをここでお伝えして、この質問を終わりたいと思います。

2番目の質問に入ります。

○議長（甲部昭夫議員） ここで、林議員の質問中でありましても、3時40分まで休憩をしたいと思います。よろしくお願い致します。

午後3時32分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林議員の質問より始めたいと思います。

○2番（林 真弥議員） それでは2点目の質問ですが、道の駅の集客についてお尋ねをいたします。

この2点目の質問では、先に3点の質問を述べたいと思います。1点目、現状の集客力に対する自己評価をとる。2点目、現在実行している集客力向上の施策はどういうものがあるのか。3点目、集客力向上に向けた今後の取り組みを具体的に示してください。この3点で質問いたします。

昨年4月にオープンした中能登町の「道の駅」織姫の里なかのとですが、来月で1年半を迎えます。その道の駅ですが、私も含めて町民の皆様、営業面と集客実績について非常に興味を持っておいでになると思います。関心も持っていらっしゃると思いますが、心配もしていらっしゃると思います。

そんな折ですが、今定例会の平成26年度決算審査特別委員会での報告ですが、26年度の売り上げが1億6,000万円、来館者、これはレジを通られた方がカウントされているそうです。レジを通られた来館者が16万人であっ

たとの報告を受けました。

ただ、売り上げが1億6,000万、来館者が16万人、この数字を聞いただけでは多いのか少ないのかどうなのかぴんときませんので、オープン前の目標とか予測というのはあったと思います。その数字を交えて、先に述べた3点の質問にご答弁ください。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 道の駅の集客力に対してのご質問にお答えをいたします。

まず現状の集客力に対する自己評価を問うとのことについてですが、昨年4月に開業しました道の駅は、おかげさまで1周年を迎え、今後さらなる発展に努めてまいりたいと考えております。

現状の利用者数であります、計画では販売施設レジ通過者をおよそ12万7,000人としておりましたが、実績ではおよそ16万1,000人と計画を上回っております。また農産物直売所の売り上げにおいても、計画ではおよそ1億円としておりましたが実績ではおよそ1億3,400万円となり、こちらも計画を上回っており、1年目としては利用者数、売り上げはともに順調な滑り出しとなっております。

また、魅力のある道の駅とするために、ほぼ毎月イベントを実施しております。これは集客力を上げるということも必要ですが、まずはたくさんの方に「道の駅」織姫の里を知っていただくとともに、何度も利用していただく動機づけを主眼に行っております。

こうした中で、1年目としては集客に係る自己評価はよかったと考えております。

次に、現在実行している集客力向上の施策ですが、冒頭申し上げましたとおりさらなる発展を実現するため、本年の6月に道の駅活性化委員会を立ち上げております。この会は2つのグループで構成をしており、1つは農業振興グループで、地場産の青果物の品ぞろえ強化とブランドのPR、栽培、料理講習やハウス導入の検討などを推進し、農産物の需

要増大と農家所得向上に寄与するものであります。もう一つはイベント広報グループで、年間を通した魅力あるイベントを計画し、道の駅を活用したにぎわいを創出できる事業を検討するものであります。

なお、この活性化委員会の組織は、活性化委員としてJAと役場から2名ずつ、計4名で構成しており、農業振興グループは11名、イベント広報グループは10名の委員で、石川県、JA関係者、道の駅スタッフ、役場職員で協議をしております。現在、各グループによりさまざまな協議を重ねるとともに事業の実施も行っているところでございます。

次に、今後の取り組みを具体的に示せというご質問ですが、先ほど申し上げた活性化委員会の方針をもとに実現できる施策について検討を重ねており、カラー野菜の振興を含めて、魅力ある野菜の栽培や栽培に取り組みやすい環境の整備を行い、道の駅の振興を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

○2番（林 真弥議員） 今ほどの町長のご答弁で、オープン前の目標、売り上げで1億円、来館者で12万7,000人の予測であった。これは両方ともクリアしているという話でありました。

ちょっと私、気になっているんですけども、1億6,000万円の売り上げ、26年度の売り上げが1億6,000万円。レジを通られた来館者の方が16万人。これを割ると1人1,000円になるんです。1,000円の買い物というのはどうなのでしょう。多いのか少ないのか私わからないんですけども、もう少しお1人の買い物の額が上がってもいいんじゃないかなと。これが単純に1人2,000円になると3億2,000万円になるんですね。倍になりますので、それは十分可能じゃないかなと思うんです。1,000円はちょっと少ないかなという気がしているんですけども、その辺のご認

識はどうでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 林議員の再質問にお答えをいたします。

道の駅の客単価のお話でございますが、資料は24年度ぐらいの資料になるんですけれども、全国道の駅のアンケート調査の報告書というのがございます。その中で見ますと、客単価について項目がございました。平成24年度の客単価は1,039円が平均であるということで、24年度の全国の道の駅のアンケート調査で平均の客単価が1,039円という、そういった資料が出ておりましたので、ほぼ平均的な販売客単価なのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

○2番（林 真弥議員） 今ほどの高名課長のご答弁で、1人当たりの客単価1,039円、それと比較すると大体同じぐらいになるのかなと。道の駅の買い物の金額というのは大体そんなものなのかなということを今のご答弁でわかりました。

集客力向上について、私なりの意見を少し述べたいと思いますので、お聞きください。

本日の一般質問の中でもコミュニティバスの話は少し出ていました。生活バス路線の話も出ていました。道の駅が町のコミュニティバスの起点となっております。発着地点となっております。私、何度か道の駅のバス乗り場でバスを利用される方といろいろ話をさせていただきました。ほとんどが高齢の皆さんであります。その方々といろいろ話をしていると、林さん、私ら道の駅へ来てもすることない。せっかく道の駅まで出てきて、買い物してすぐ帰るだけじゃもったいない。

先ほどから中川議員の話にもありましたが、高齢者の方の集いの場を何とか道の駅で設けられないか。いきいき百歳体操とい

う話もありましたけれども、コミュニティバスの発着点である道の駅、その利用者の大半が高齢の方であるということを考えたときに、道の駅で何か日常、高齢者の方が集う場というのを設ける必要というか、そういう付加価値をつける必要があるのではないか。せっかく道の駅まで来ていただいて、先ほどご答弁にもありましたけれども1人1,000円ぐらいしか買わないんですね。それですぐ帰っていく。それじゃちょっともったいない。

先ほど道善課長のお話の中でも、いきいき百歳体操は1回40分だという話でした。例えば11時ごろに道の駅へ到着する。そこから40分ほどいきいき百歳体操をする。そうすれば大体お昼ごろになりますよね。お昼御飯をフードコートで食べる。その後、買い物をして帰る。そういうのをしていただければ、町全体からそういう方が集まってきやすくなるのではないか。

今、高齢者サロンというのは各地区ごとでやっています。それを町全体でやる。地区は地区でされればいいんですけれども、町全体でも道の駅を拠点として高齢者サロンのものを日常、毎日じゃなくてもいいんですけれども週に1回とか2回というふうにやれば、高齢者の方もそこへ来ていろいろ軽運動をしたり、いろんな方とおしゃべりしたりして、その後、お昼御飯もいただいて少し買い物をして帰られる。

すごい有効になると思うんですけれども、まずこれ一つ、考えていただければなど。これは利用者の方の声であります。

もう1点なんですが、ことし6月8日月曜日でありました。私、私用で輪島の朝市へ行ってきました。8時半ごろ輪島の朝市の駐車場に到着したんですが、それから12時半ごろまで約4時間ありました。6月8日の月曜日であります。平日です。

私がいた8時半から12時半ごろまでの約4時間の間に、驚くなけれ朝市のバスの駐車場

へ観光バスが60台来ました。驚いたんですけれども。新幹線効果とか、NHKの連続テレビ小説「まれ」の効果とか、能越自動車道の開通というのもあって、いろんな好条件というんですか好循環というんですか、すごく輪島あたりは潤っています。

私が60台近くのバスを見ていて、1割でも中能登の道の駅へ寄ってくれればいいなと。観光バス60台と言いましたけれども、大型のバスもいれば中型のバスもいましたので、ざっと平均30人乗っていたとしても1,800人あります。せめて1割、5台、6台でもいいから、帰りだと思うんですけれども中能登へ寄ってくれないかなと、当然中能登町民としてはそう思うわけですが、残念ながらというのでしょうか、これは予測ですが、多分限りなくゼロに近かったんじゃないかなと思っています。

私、開業して1年半、大型の観光バスを道の駅で見たことはありません。中能登町というのは、先ほど言いました能越自動車道と里山海道の三角州といいますか、川でいうたら三角州になっているんですね。両サイドは大きく流れるんですけれども、ちょうどその中間であって、交通の地の利というのはありません。交通面において条件に恵まれていませんので、なかなかバスは入ってこないだろうなと思うんですけれども、でも道の駅には大型の駐車スペースというのは6台分あります。あそこの大型車のスペースを見ていると、トラックかダンプがほとんどであります。

じゃ、先ほど言いました能登へどんどん観光客が入ってきている、その人たちをどうやったらこっちへ引っ張ってこれるのか。地の利はないこの場所へどうやったら引っ張ってこれるのかということになるんですけれども、私、観光バスの運転手をしていましたので、参考に聞いてください。

バスの運転手さん、ガイドさん、添乗員、

大体3人乗りますけれども、例えばどこかの温泉へ行く。お客さんをおろして、その後、運転手とガイドというのは1時間余りバスの掃除をするんですね。車内清掃であったり外を洗車したりというのを小1時間ぐらいします。そのときに温泉の周辺のバスが入ってこられるようなお土産屋さんであったり道の駅であったりの営業マンが名刺やパンフレットを持って掃除しているところへ来るんです。あしたぜひ寄ってくださいといって名刺とかパンフレットを持って回ってきます。バスがもし10台あれば10台ともきちっと回ります。30台おれば30台ともきちっと回ってきます。そういう人間を持っている道の駅があります。どれだけそういう人間を配置しているのかというのはわかりませんが、確かに全国へ行くと、いろんな道の駅の営業マンがバスの掃除をしているときに名刺とパンフレットを持って回ってきます。

必ずしも寄れるわけではないですが、そうやって来られると、じゃ一回寄ってみようかなというのが人間のさがありまして、一回行って、この道の駅いいねとなったときに、じゃまたこっち来たら寄っていいかな。また運転手仲間とかガイドさん仲間で話が広まって、あっちへ行ったらあこの道の駅へ寄ってくればというのがだんだん広がっていくんですね。そういう戦略も必要じゃないかなと私は思っています。

もう一つ、町長、今からでもできると思うんですけれども、うちの町の道の駅に乗務員休憩所というのがありません。運転手、ガイド、添乗員さんが休む休憩所というのがありません。バス運転手休憩所はあります。これはコミュニティバスの運転手さんの休憩所があります。乗務員休憩所というのはありません。

先ほど言いました高齢者の方のサロンも行うスペースというのはないのかなと思うんですけれども、そういうのも含めて集客力向上

に向けてぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 林議員の経験に基づいた再質問に、また、ご提案をいただきました。一人でも多いの皆様方に中能登町の道の駅に来ていただき、道の駅にお立ち寄りいただきたいという思いは同じでありますので、ご提案をいただきました内容につきましては今後関係者と協議をさせていただきます。

また大型バスのほうの乗務員休憩所は、関係者とともに、同じスペースで休むことができないか、また高齢者の集いは、道の駅には芝生広場もございますので、ぜひいろんな形で利用いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

○2番（林 真弥議員） きょう私がお話しした提案は2点ですけれども、ぜひご検討いただいて前向きに対処していただければと思います。お願いします。

それでは3点目の質問に入りたいと思います。

3点目の質問ですが、命の教育についてとなっております。

漫然と命の教育と言われても、どのようなことなのかかわからないと思いますので、私の思いのたけを少しお話ししたいなと思います。

小中学校、高校の長い休みが終わって、きょうは24日ですから3週間少々たちました。ことしの夏休みは7月18日から8月31日までの45日間でありましたが、ことしも小学生たちの私が期待する風景というのを一度も見ることができませんでした。

私が期待する風景というのは、多分、町長初めきょう議場においでの方、男性の方、大半が私より年長の方だと思っておりますので、皆さん経験がおりになると思うんですが、小学

生のときの夏休みの男の子の風景といいますかスタイルの一つに、短パン、半ズボンをはいて、ランニングシャツ着て、虫かごを首からかけて、タモを持ってという、そういう子供の姿がたくさんあったと思うんですけども、残念ながらその姿はことしも見ることはできませんでした。

虫かごを首からかけて、タモを持って、セミとかトンボとかカブトムシ、クワガタ、そういうのをとりにいくんですけれども、そういう姿が見られなくなってどれぐらいたつんでしょうか。もう20年以上はたつんでしょうか。そういう子供がいなくなってしまうんですけれども、子供たちと昆虫との触れ合いというのは今余りないんでしょうかね。

さらには、これは小学校のいろんな先生方にもお尋ねしたんですが、今ではほとんどの小学校で動物とか昆虫を育てているところはないというふうに聞いています。中能登の3つの小学校でも、ほとんどないそうです。

自分が小学校のころを思い出してみると、学校には鶏がいたように記憶しています。ウサギも飼っていました。金魚もいたように思います。秋、この9月ごろになるとスズムシも飼っていた学年があったように思います。学校でスズムシが鳴いていたのを覚えてますので。そういう動物や昆虫などを飼って、当番制だったと思うんですが水をやりたり餌をやったりというのをしていた記憶があります。

私が通っていた旧の能登部小学校の近くには牛舎があつて、たくさんの牛がいました。学校の行き帰り、行きは余りないかもしれませんが、学校の帰り道、そこに時々立ち寄って牛を見たりしていると、そこのおばちゃんがこれ飲んでいけといって牛乳をよくくれました。

私の母親の話で申しわけないんですが、私の母親は今75歳ですが、私の母親が小学校のとき、母が通っていた小学校では当時ヤギを

飼っていたんだそうです。それも当番制で朝、乳しぼりをして、その乳を飲んでいた。そういう話も母親はしていました。

冒頭の夏休みですが、45日間あったと言いましたけれども、実際には小中学校、高校もサマースクールとか夏期補修とかと称して2週間ぐらいは登校しているはずです。小学校も中学校も高校も2週間ほど登校しています。中学校や高校はともかくとして、小学生の夏休みというのは、ランドセルではなくて、先ほど言いました虫かごとタモというのが私は小学生には似合うと思うんですけれども、教育長、どうでしょうか。

8月のある日の新聞にこういうことが載っていたんですね。人間と動物や昆虫たちとの共存共生の必要性ということで、こういう新聞記事が出ていました。その記事の内容ですけれども、人間のひとり勝ちではないという内容であったと私は理解しています。生き物たちと触れ合いが減ることで、共存共生という精神、思いが薄らぎ、それと比例するかのように人間の命に対して耳を疑いたくなるような事件がふえているのかなと推測するんですが、少々考え過ぎなのでしょうか。

そのことはともかく、動物、植物、昆虫などと、そういう生き物たちと向かい合うこと。特に幼少期、保育園のときから小学校ぐらいにおいて、私はすごく必要不可欠だと考えますが、それを踏まえて2点の質問をさせていただきます。

1点目ですが、動物や植物、昆虫も含めてなどで、現在実施している内容、学校においてそういう生き物などで実施している教育の内容について、具体的に述べてください。

2点目。生き物と向かい合った教育について、将来的な考え方、見通しについてご答弁ください。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほど林議員の命の教育についてということでご質問をいただきました。

私たちが子供のころといいますか、30年も40年も前は、それぞれの学校で動物小屋というのがあって、ヤギがいた、鶏がいた、大きな動物を飼って確かにおりました。ところが最近では、そういう大きな動物というのは見られなくなってきたなというように思います。

ただ、学校へ入ったときに、それでは校舎の中に、あるいは教室の中に、あるいは廊下に動物とか植物は全くいないのかというと、そうではないわけですね。ご質問いただきましたので、町内の小中、改めて調査をさせていただきました。

それぞれの学校では、ほぼ共通にメダカやフナ、ザリガニ、カエル、クワガタ、カタツムリ、チョウやトンボという小動物といえますか、そういうものを今もなお子供たちがとってきて学校の中で飼っているというような姿はちゃんと残っているなというように思いますし、植物についても、子供たちは鉢に自分の種をまいて植えて育てているということで、アサガオを育てたりホウセンカを育てたりいろんな草花を扱っているという、そういう活動も間違いなくやっております。

世話や栽培を通して植物の生育や変化を観察するという勉強の面からもあるのかなと思うんですけれども、大きな動物、大きなものについてはなくなったのかなと思うんですけれども、今なおそういう姿は残っていて、いいなというようなことを思っています。

もちろん先ほど言われましたけれども、動物であれ植物であれ、生き物を飼うとか植えるとか育てるとか世話をするというのは人間生活の基本中の基本だなというように思います。小さなころに覚えたことというのは一生体についていきますし、小さなころの思い出というのは、大きくなってもそういうものをいいなというように大事にする気持ちが残っ

ていくかなというように思います。

そういう意味では、極力身の回りの生き物が学校にたくさん見られるような、そういう配慮もぜひ必要でありますし、実際に行われているなと思います。大きな動物は、日曜日のお世話とか、牛舎の掃除とか、餌は誰がやるがやとか、大変難しいことかなというようなことを思っています。

それと中学校ですけれども、ちょっと話は違うんですけれども、鹿島中学校の素晴らしい花壇づくりが今も新しい中学校に受け継がれて、中能登中学校でもしっかりと花壇づくりが進んでいる。あれを見るたびに、本当に頑張っているな、よかったなというように思っているところです。

生き物を育てる、世話をするというのは日本の生活の基本ですし、時には死んだり、時には卵が産まれたり大きくなったりという大事な勉強ですので、折に触れてそういうことの大切さをお話ししながら、そういう理想の姿が見られるように取り組んでいかねばならないように思っています。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 林 真弥議員

時間がもうありませんので、あと手短にお願いをしたいと思います。

○2番（林 真弥議員） 本日の一般質問の中で、小学校4年生から6年生の授業時間数が30時間中、高学年は28時間近く授業があるという話であったと思います。それが多いか少ないのかというのは私わかりませんが、以前よりふえてきているということは間違いないと思うんですね。

それと逆行して、動物たちと、生き物たちと触れ合う時間が減ってきたのかなと私は勝手に思っているんですけれども。もちろん勉強も大事なんですけど、特に小学生、小さいときに、今ほど教育長もおっしゃいましたが、小さいときの思い出というのは年を経ている思い出すことが多いと思うんです。生き

物と全然触れ合うことなく大人になっていったほしくないなと。いろんな形で動物、植物、昆虫といった生き物と触れ合った小学生時代をいろんな形で送ってほしいな。それが大きくなっていろんな意味でいい方向に出てくるんじゃないかな、そう私は思いましたので、この質問をさせていただきました。ぜひ動物たちと触れ合う機会をふやしてあげてほしいなと思います。

これをお願いして、私の質問は終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 続きまして、14番 作間七郎議員

〔14番（作間七郎議員）登壇〕

○14番（作間七郎議員） 私は通告してある2点について伺いをいたします。

まず1点目は、公共施設、駅などの身体障害者駐車スペースについてということでお聞きをいたします。

今議会の提案理由の説明の中に、町長は、ことしは切断ヴィーナスショーと題し、義足をつけた女性モデルによるファッションショーが開催されました。中能登町の繊維織物の魅力をアピールするとともに、障害があっても積極的に社会に出て挑戦していく姿に会場の皆さんも感動されたのではないのでしょうか。町といたしましても、今後、障害者ばかりではなく、高齢者など体の自由がきかない方々を初めどなたにとっても障壁のない環境を整えることに努め、観光面においてもバリアフリーを推進していきたいと考えておりますということをご述べておられます。

そこで、うちの町の各施設の現状はどうなっているのか。2点目は、今後の整備や身体障害者スペースの充実に向けてどのように取り組むのかをお伺いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 作間議員の公共施設、駅などの身体障害者駐車スペースについてのご質

間にお答えをいたします。

まず、町施設での身体障害者駐車スペースの設置状況につきましては、24施設に39区画設置しておりますが、具体的な場所につきましては後ほど担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします

次に、2点目の今後の整備や身体障害者スペースの充実に向けてであります。

身体障害者用駐車スペースの適正な利用を図るため、石川県は、11月から歩行困難な障害者、高齢者、妊産婦、けが人等の希望者に利用証を交付することで不適正な駐車を防止することを目的とした制度の実施を予定しています。利用者は駐車スペースでその利用証を車外から見えるところに掲示することで、適正な利用を推進するものであります。

この制度は、平成18年に佐賀県が初めて導入し、現在は31府県で実施をされ、地方公共団体の連携により利用証の相互利用も進められております。

当町においても、これらの利用証の交付を受けた方が適正に使用できるように、県が指定する新たないしかわ支え合い駐車場制度の表示をまず3庁舎及び生涯学習施設等に整備をしたいと考えており、本議会に必要な経費を補正予算として計上し、お願いをしているところでございます。

近年、町内の商業施設でも、障害者用駐車場の表示が車椅子のみの表示から妊産婦やけが人の方も利用しやすい表示に変更されつつあります。またあわせて、マナー違反を減らすために、一般車両用のスペースと区別がつきやすいように区画全体を青色に塗装し、不適正利用の防止を図っているところもあります。

町施設の利用状況を見ますと、健常者による不適正な利用は余り見られず、いずれの施設においても適正な利用が図られているものと考えております。

しかし、一部の施設では表示が劣化し、見

えにくくなっているところもあります。今後は、障害者用駐車場を設置していない施設も含め、必要箇所の見直しを図ってまいりたいと思います。

また、表示方法につきましては、一般駐車場と明確に区別ができ、障害者等が利用しやすいように区画全体を青色に塗装するなどし、表示マーク、看板なども設置し、整備をしていく方針であります。整備に要する経費につきましては、新年度予算に計上したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、これらの制度の趣旨についても周知を図り、障害者ばかりでなく、高齢者など体の自由がきかない方々を初め、どなたにとっても障壁のない環境を整えることに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長
〔平岡重信住民福祉課長登壇〕

○平岡重信住民福祉課長 それでは、町施設での身体障害者用駐車スペースの現状につきましてお答えをさせていただきます。

まず庁舎関係では、鳥屋、鹿西庁舎及び社会福祉センターにそれぞれ1区画と鹿島庁舎に4区画設置しています。

生涯学習施設では、ラピア鹿島の正面に2区画、図書館側に3区画、カルチャーセンター飛翔、スポーツセンターろくせい、鳥屋武道館にそれぞれ1区画ずつ設置しています。

その他の施設として、保健センターすくすくに2区画、健康ハウス憩、のとべ児童館、レクトピアパーク、文崎墓地公園にそれぞれ1区画ずつ設置しています。

また学校施設では、中能登中学校、旧鹿西中学校にそれぞれ2区画ずつと鹿島小学校に1区画設置しています。

町立保育園では、つくし保育園に2区画、それ以外の4保育園にはそれぞれ1区画ずつ設置しています。

駅につきましては、町内4駅のうち金丸駅のみが駅舎の横に1区画と駐車場に2区画設置しています。

道の駅と鹿島体育センターには、車椅子利用者のほか、内部障害の方や妊産婦等4種類の表示があるものをそれぞれ2区画ずつ設置しています。

以上、24施設に39区画設置している現状でございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 作間七郎議員

○14番（作間七郎議員） 今後の整備のことについては、町長は、これからは全てのところにそういう設置をしたいという、表示板もしたいということを言われましたので、それでわかりましたけれども、各施設の現状について、私も保育所以外、全部回ってきています。若干数字は違うところある。大半のところは劣化しております。町が合併してから、そういう障害者のマークをさらに美しくしたところはないと思います。

そこで、先ほど町長は、いしかわ支え合い駐車場の制度ということをやるということと言われましたけれども、これは制度だけなんです。お金は一般財源でうちの町が出すんです。県がタイトルをしてそういうことを進めているけれども、財源はうちの予算ですということになっています。89万7,000円。県はそういうタイトルで制度を設けるけれども、県が金出してくれないんですね。財源はうちの町で持ちなさいよという制度なんです、町長の言ったのは。

それは緑の、私中でも特に行ってきたところの写真を撮ってきておりますので、写真を見てもらえばわかるんですけれども。これは鹿島小学校に体の悪い子供さんがおいでということで、親御さんがここにとめておろすということで、こういう表示をされているんです。これは一番新しいと思います。小学校ができたときにつくった。このマークも

身体障害者のマークなんですけれども。

先ほど言われたけれども、スポーツセンターには障害者のこういう看板は立っております。

これは鹿島体育センター。ピクトサインというんですね。障害者と子供さんと妊婦の方と体の異常のある方。ペースメーカーなんかを入れている人たちのとめる駐車場ということになっている。この駐車場は、体の不自由な方、身体などに障害を持つ方、妊娠中の方などのための駐車場です。この絵の描いてあるやつに文句入っている。そこで全体としてはこんなですよ。こういうがにしたらみんなわかるんですよ。

ところがうちの鳥屋庁舎の前でも、身体障害者のマークと、妊婦なのかな子供なのかな、小さい子のマーク入っている。もう色が消えている。何となくそういうものがあるなということで、ここが身体障害者のとめるという掲示がないんですね。

これは平和堂の中にあるお店の前なんです。ここに車とめても、専用駐車場ですよという看板を上げてある。町長も先ほど看板もつけるということですから、同じ看板、私も値段を調べてきておりますけれども、鹿島体育センターのやつはこういう看板をすると6万も7万もかかる。こんな看板にしても、先ほどスポーツセンターの前のこれには同じ金にかからないと思いますけれども、必ず身体障害者の場合は、今見ているのはブルーのやつ。県のするやつは緑になっている。県のやつにした場合は、証明書をもらわない方はとめられないことになるんですね。せっかくそういうものをつくっても。証明書を必ず自動車の中に入れておかなければなりませんから。証明書以外の方がそこにとめた場合、違反ということになります。そういうことの見解、統一ということで町がこれから進めていくときには全部県の指導された形でやるのか、体育センターのようなこういう形で。ピ

クトサインというんです。こういう色を統一するのか。その辺もせんと、県と町の色の塗り方によって、身体障害者の方、体に異常のある方、妊婦の方が迷うと思います。県と一緒にやるのか、町は独自の方法でやるのかということを内部で検討していただきたいと思います。

そうせんと、皆さんが迷うことになると思いますので。私が見せた写真の中で、どれが一番安くて効果があるのか。

ただ、身体障害者の大半は、今までのやったら鹿島小学校にある身体障害者マークが大半なんですよ。体育センターは新しくしましたから、きちっとしたブルーの色でなっております。それから、うちの町の平和堂の敷地内にはみんなブルーに統一されている。

中能登町も町長はこれからやると言われましたが、きちっと統一したものにせんと混乱を起こすと思いますので、今回も県のあれで今予算で89万7,000円の予算、最終日に可決すれば当然実施されると思いますので。

そのほかに大半のところは劣化しております。何となくそんなところやろうなという。平岡課長も各施設を回られたと思う。あんた見た中で、私の言うた何カ所だけ、すっきりしているのは。あとは大半は、そんなマークがあるやろうなという感じだと思います。

そこで今度、町長もきちっと整備をしたいということでございますので、きちっと精査もし、障害者とか妊婦の方、高齢者、どなたもとめやすい。例えば鳥屋庁舎の場合、場所が分かれています。そうすると看板2つかけることになりますから、2つ並べるとか3つ並べた場所に看板も立てるといふ、そういう方法で取り組んでいただきたいと思います。

町長は取り組むと言われておりますので、私はそれ以上言いませんけれども、平岡課長の言われた中に、私は保育所だけ回ってきておりませんが、そのほかは全部回ってきております。大体数字的に合うております

けれども、鮮明に写っているのは生涯学習センターの図書館側だけです。それからレクトピアパークの前も障害者マーク一つだけありますけれども、それもしっかりしているけれども、あとのところはみんな劣化しております。

そこで私は特に、私のところへ来て言われる方もおいでますけれども、中能登町に4つの駅あるわいね。金丸駅だけあるんですよ。金丸駅の正面に1つと羽咋側に2つ。そのほかの能登部駅、良川駅、能登二宮駅にはありません。一番皆さん毎日利用される方は通りますから、必ずそこにもきちっとそういう福祉のまち中能登町ということで。私も町長、50年来、性格も知っております。温厚で心の優しい気配りのある町長でありますので、先ほど笹川議員の質問にも全ての人に優しいまちづくりということで、本当に名実ともに優しいまちづくりをするために、駅も早くしたら、金丸駅はあったけれども、能登部駅、良川駅、能登二宮駅も身体障害者とか体の不自由な妊婦の方のとめる場所もつくっていくと、ぱっと広まると思います。

ぜひ駅にもしてほしいし、それから鹿寿苑の横の整備しましたね。あそこもあります。野球場の運動場にもありません。それから鹿島小学校の、今は鹿島小学校に体の不自由な子がいるために親御さんが乗せてくる。下にはありますけれども、上の広い駐車場には一切そういうものはありませんので、うちの町が金をかけて整備した駐車場には全てこういう方々の優しい町ということで、きちっと取り組んで。

こういうマークは、私も勉強したんですけれども、ピクトサインというんだそうです。このうち1つないし2つのところはありますけれども、4つというのは。この組み合わせはいろいろあるんです。それも検討されて、つくっていただきたいと思います。

町長はこれからも積極的に取り組むという

ことを言われましたので、この件についてはこれで終わらせていただきます。

次に、2点目のかしま放課後児童クラブについてということで、冬期間は鹿島庁舎に場所を設ける考えはないか。現在は生涯学習センターラピアに行っておりますね。大体毎日利用しているのは80人だと聞いております。

先般、私は雨降りのときにあの道を歩いたら、子供たちを傘をかけてかっぱを着て、約800メートルほどあるそうです。今は傘でいいんだけど、冬場になって雪降ったりふぶいたりしたら、あそこはずっと消雪装置はついておりますけれども歩道はついておりませんので、子供たちは冬期間だけでも、鹿島庁舎の2階は和室もあるし、大きな空洞ということはないけれども集会所とかそういう大きいところもありますので十分。私は今現在使っている施設を見てきました。あそこで冬場だけは対応できるのではないかという思いで、親御さんからもそういう声を聞きますので、冬期間だけ鹿島庁舎に場所を設ける考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の冬期間は鹿島庁舎にかしま放課後児童クラブを設ける考えはないかのご質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブは、建築基準法上は児童福祉施設に属します。児童福祉施設は、3階以上の階の建物は、特殊建築物として耐火の整備をする必要があります。鹿島庁舎は4階建ての建物であり、4階までの階段部分は防火壁を設ければなりません。また、鹿島庁舎は500平米以上の建物で、排煙設備を要します。また、昭和45年に建設された建物のため耐震工事が必要となります。こうしたことから、かなり内部の改造をする必要があり、多額の経費がかかります。

現在、かしま放課後児童クラブはラピア鹿島に設置をされており、児童の皆さんは約1キロ余りを毎日徒歩で通っております。学校

と教育委員会双方で、児童の歩行には安全面での指導の徹底をしていると報告を受けております。

冬期間に関しては、学校からかしま放課後児童クラブまでの歩道については除雪を徹底し、児童が安全に通行できるように指示をいたします。

かしま放課後児童クラブについては、現在のラピア鹿島で活動が続けたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

建築基準法上なかなか難しい面がありまして、そのために歩道も全部直しましたし、そのための除雪車も買いましたし、それを見ながら、どうしても天候の悪い、雪の降ったときにはバスの送り迎えもしなければならないのかなと、そんな思いでおります。

部屋もあるし近いし、そのまま使えばそれにこしたことはないんですけども、建築基準法、今話したように。そういうことでなかなかあそこは使えないというようなことがありますし、また、庁舎の統合、学校の統合もしております。そういう中で、ことし1年見ながらそれらについても考えていきたい、そう思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 作間七郎議員

○14番（作間七郎議員） 町長は、耐震上あこは4階建てだからだめだと。だめなものはだめなんですけども、冬期間だけの3カ月間ほどでもだめなものか。あくまでも基準を満たさないために使ったらだめだということですか。

○杉本栄蔵町長 そうです。

○14番（作間七郎議員） それでは、道路は融雪装置はできたんですけども、問題は歩道。雪の降ったときに、町長はそのために除雪用の機械も買ったというんですが、誰が除雪をするんですか。

管轄は教育委員会だと思いますので、池島

教育長。町長は庁舎の責任者だから貸されんということ。貸されんというか、基準上だめだということで、今までどおりの生涯学習センターラピアを使わされると。そのための除雪はきちっとするということを言われましたが、その管轄は教育委員会の管轄だと思いますので。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
〔植田一成教育文化課長登壇〕

○植田一成教育文化課長 作間議員の再質問にお答えをいたします。

学童保育につきましては教育文化課の範疇ではございますけれども、あそこは町道でございますので、道路の範疇につきましては土木建設課かと思っておりますので、連携をとりながらきちんと除雪をしてまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高橋土木建設課長
〔高橋孝雄参事兼土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 作間議員の歩道除雪の質問にお答えをいたします。

歩道については、一昨年、町で幅2メートル余りの乗用の除雪機を買いました。この除雪機で対応したいというふうに考えております。

以上です。

町のほうで業者委託を考えております。

○議長（甲部昭夫議員） 作間七郎議員

○14番（作間七郎議員） 放課後児童クラブは教育委員会の管轄と思って、子供さん方が通うのもあんたたちの責任かなと思ったら、道路上は土木建設課のほうに責任ということ今聞きましたところ、除雪用の機械も買ったから業者委託できちっとあけるということですね。きちっとやるときは、どこの業者にされるか知りませんが、子供さんたちが学校が終わってから800か1キロほどある。ちゃんとスムーズに。スムーズにといったところがふぶいている日は無理やと思う、

私は。大人でさえ歩かれん。

そこで、除雪は除雪でいいんですけども、もしそんなふぶいた日が何日も続いた場合は、教育委員会は、中へ入ってしまうと放課後クラブだから責任はあるけれども、道路上でふぶいたときは、そういうところは教育委員会は関係なしか。そのときは教育委員会と連絡をとってバスで運ぶとか、そういうことも考えておるのかおらんかということをお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
○植田一成教育文化課長 作間議員の再質問にお答えをいたします。

冬期間で、かなりひどい日があった場合には、休校にするかバスを出すかというふうな判断はこちらのほうで最終的にはさせていただきたいと思うんですけども、古玉議員のほうからもあったような通学のほうのそういう話も出てきますので、それも対応しながら今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 作間七郎議員

○14番（作間七郎議員） 答弁要りません。

私は、古玉議員の質問とまた違うと思うよ。あんた、古玉議員の質問と一緒に物の考えで俺に言おうとしておるのか。私は放課後クラブのやつを言うのとれんぞ。古玉議員のやつは鹿島小学校のやつを言うのとれんぞ。通学路を。

一緒にとってしまつて、あんたそういう答弁してもらっては困ると思いますよ。これから発言するときはちょっと考えて、言葉を選んで発言してください。

以上で私の質問を終わります。

◎散 会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

あす、25日から27日までを休会とし、28日

午後 3 時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時49分 散会

平成27年 9 月28日（月曜日）

○出席議員（13名）

1 番	土 本	稔	議員	9 番	亀 野	富二夫	議員
2 番	林	真 弥	議員	10番	甲 部	昭 夫	議員
3 番	中 川	秀 平	議員	11番	古 玉	栄 治	議員
5 番	笹 川	広 美	議員	12番	若 狭	明 彦	議員
6 番	南	昭 榮	議員	13番	坂 井	幸 雄	議員
7 番	諏 訪	良 一	議員	14番	作 間	七 郎	議員
8 番	宮 下	為 幸	議員				

○欠席議員（1名）

4 番 山 本 孝 司 議員

○説明のため出席した者

町	長	杉 本	栄 蔵	農 林 課 長	加 賀	忠 夫
副 町	長	廣 瀬	康 雄	上下水道課長	北 野	均
教 育	長	池 島	憲 雄	住民福祉課長	平 岡	重 信
参事兼総務課長		堀 内	浩 一	長寿介護課長	道 善	まり子
参事兼土木建設課長		高 橋	孝 雄	会 計 課 長	正 谷	智
参事兼保健環境課長		長 元	健 次	教育文化課長	植 田	一 成
企 画 課 長		高 名	雅 弘	生涯学習課長	百 海	和 夫
情報推進課長		町 田	穂 高	教育文化課担当課長	林	大 智
税 務 課 長		古 川	利 宣			

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第 1 号）

平成27年 9 月28日 午後 3 時00分開議

日程第 1 教育民生常任委員会委員長報告

日程第 2 総務建設常任委員会委員長報告

日程第 3 決算審査特別委員会委員長報告

日程第 4 議案第56号～議案第66号
認定第 1 号～認定第 8 号
(討論・採決)

日程第 5 請願第 6 号及び請願第 7 号に並びに陳情第 4 号
(討論・採決)

日程第 6 閉会中の継続調査

(追加日程 1)

議案第67号 工事請負契約の締結について（平成27年度勵志館解体工事）

議案第68号 工事請負契約の締結について（平成27年度社会資本整備総合交付金事業中能登町バイオマスメタン発酵施設土木建築工事）

議案第69号 物品購入契約の締結について（平成27年度園児バス購入）

議案第70号 物品購入契約の締結について（平成27年度応急救護用テント一式購入）

(追加日程 2)

発議第12号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

発議第13号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書

午後 3 時10分 開議

◎開 議

○議長（甲部昭夫議員） ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（甲部昭夫議員） 日程第 1 から日程第 3 教育民生常任委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長並びに決算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

これより、本定例会から付託をしております議案第56号から議案第66号、請願第 6 号、請願第 7 号、陳情第 4 号及び認定第 1 号から認定第 8 号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について各委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 南昭榮議員

〔教育民生常任委員会委員長（南昭榮議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（南昭榮議員）

教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果について報告をいたします。

今定例会で付託されました案件は、議案 7 件、陳情 1 件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

まず、議案第61号 平成27年度中能登町一般会計補正予算、歳入、地方交付税 6 億 7,586万4,000円の増額補正理由について質疑がありました。理由については、1つ目は、交付税算入される起債の元利償還分がふえて

いること。2つ目には、昨年度、交付税検査の際、普通交付税において、本来25年度の普通交付税に含むべき起債の元利償還分が基準財政需要額に約 1 億5,000万算入漏れとなっていたため、その分が増額補正となったとの説明を受けました。

次に、同じく議案第61号の歳出、第 3 款民生費、障害者福祉事務事業、工事請負費89万 7,000円増額補正の内容について質疑がありました。これは、県がこの秋から障害者用駐車場の適正な利用を図るため、幅広の車椅子駐車場の利用を必要とされない要介護 1 以上の高齢者、身体内部に障害のある方、妊産婦、けが人などの希望者に利用証を交付するいしかわ支え合い駐車場制度を予定していることから、これらの利用証の交付を受けた方が適正に利用できるように駐車場の表示を設けるための工事請負費であるとのことで、利用者には利用証を車外に見えるように掲示し、利用していただくとのことでした。

また、利用証の発行について質疑があり、利用証は、県や町の窓口で障害者手帳や母子手帳などを提示して申請し、これに基づいて利用証が発行されるとのことで、妊産婦とけが人は期間が限定されるとのことでした。

次に、同じく第 3 款民生費、在宅医療・介護連携推進事業、印刷製本費65万円の増額補正に係る医療と介護の連携マップ作成について詳細説明を求めたところ、マップは、中能登町の地図に町内にある医院や介護施設などの場所を示し、医療と介護サービスを受けられる場所が一目でわかるものを作成したいとのことでした。

次に、議案第64号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算、保健事業費で人間ドック検査10名分、72万円の増額補正で前年度及び現在の受診人数について説明を求めました。これについて、26年度は115名が受診され、今年度は 7 月末現在で111名が交付決定を受け、予算不足が見込まれ増額補正

をしたとのことでした。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案7件については、全会一致で可決いたしました。

続いて、陳情1件につきましては、全会一致で採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、総務建設常任委員会委員長 若狭明彦議員

〔総務建設常任委員会委員長（若狭明彦議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（若狭明彦議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案5件、請願2件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑の概要について申し上げます。

まず、議案第61号 平成27年度中能登町一般会計補正予算、歳出、第2款総務費、広報広聴事業、委託料で地域イントラ通信機器用UPSバッテリー交換作業55万5,000円の増額補正について、バッテリーの耐用年数は何年なのか、また非常電源としての発電機の利用を考えてはどうかとの質疑がありました。これについては、バッテリーの耐用年数は5年であり、非常時用の発電機は既に庁舎に整備されているが、停電と同時に瞬時に電気を供給し、安全に切りかえるための地域イントラ専用のバッテリーであるとの説明を受けました。

次に、同じく歳出の第6款農業費、団体営土地改良事業費委託料で、ため池耐震点検対策整備計画策定業務8,700万円の減額補正について説明を求めました。これは堤体など点

検する事業計画であったが、国が太平洋側の東海・東海沖・南海トラフ地震対策を優先して事業を行う方針となったため、国からの補助が今回見送られたことにより減額補正となったとの説明を受けました。

次に、同じく第6款農林水産業費、日本型直接支払制度事業、中山間地域等直接支払事業、補助金107万8,000円の増額補正について説明を求めました。これについては、上井田地区、二宮地区並びに芹川地区の3地区で協定面積にそれぞれ変更が生じたためとの説明を受けました。

次に、同じく第7款商工費、観光振興費、映画「ママ、ごはんまだ？」製作実行委員会に対する補助金500万円の補正について内容説明を求めたところ、中能登町にゆかりのある一青妙さんの原作を映画化するもので、今後、制作発表の予定であるとのことでした。

次に、同じく第8款土木費、社会資本整備総合交付金事業で1億1,555万円の減額と、道整備交付金事業で2,960万円の減額となった工事場所はどこかという質疑がありました。これについては、鹿島バイパスのつくし保育園付近の小竹交差点から若草団地への道路並びにラピア鹿島前の道路整備であるとの説明を受けました。

以上、質疑の主な概要でございます。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案5件については全会一致で可決、請願2件のうち請願第6号の地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める請願書の1件については全会一致で可決いたしました。請願第7号のICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める請願書については、継続審査といたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果

の報告を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、決算審査特別委員会委員長 諏訪良一議員

〔決算審査特別委員会委員長（諏訪良一議員）登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（諏訪良一議員） 決算審査特別委員会における審査の結果を報告します。

平成26年度一般会計歳入歳出決算認定並びに各特別会計決算認定、合計8件については、9月11日、14日及び18日の3日間にかけて委員会を開催して審査を行うとともに、9月15日には現地確認を実施し、事業の成果についての確認も行いました。

委員会では、執行部から各会計について決算の詳細な説明を求めた後、質疑を行い、予算執行のあり方や事業の効果、適正な決算措置がとられているかを重点に慎重に審査を行いました。

決算認定における審査の意義は、行政効果の客観的な判断と業務における今後の改善、反省事項の把握及びその活用であり、審査の結果は今後の予算編成や予算の執行において適正かつ的確に反映されることが大変重要であります。

合併から11年を迎えて、中能登町では安全、安心な住みよいまちづくりを目指しており、積極的な子育て支援を含む福祉、教育、住環境整備等の充実が町が誇るべき行政サービスであります。

国、地方を通じた厳しい財政状況を踏まえ、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質を高めるなど、自主的に行政改革に取り組むことが求められています。

このような中、地方自治体は、町税の減収や今後見込まれる地方交付税の削減等、町の財政状況はますます厳しいものとなることが必至であり、常日ごろから事務事業の検証、見直しは欠かすことができません。

こうした中で、当委員会における審査の過程で各委員から発言がありました指摘、意見、要望事項等については、その真意を真摯に受けとめ、厳しい財政状況の中ではありますが、それぞれの事業についてあらゆる角度から検討、見直し、改善等を行い、それを参考として平成28度の予算編成に当たるよう要請をします。

それでは、審査の過程における主な質疑を報告いたします。

まず、一般会計の歳入について、地方債の償還及び基金の状況について財政上の健全度はどうかという質疑に対し、交付税算入がされる有利な起債を借りるようにしており、また健全度も良好であるとの説明を受けました。

次に、総務費、企画総務費では、生活バス路線維持対策費の補助金が昨年と比べて2倍になったのはなぜかという質疑に対し、東往來の七尾市と羽咋市を結ぶ路線が国庫補助対象であったが、中能登中学校を經由する路線が含まれたことで、その区間が国庫補助の対象外となったため、国からの補助が減り、町の負担がふえて2倍となったとの説明を受けました。

次に、衛生費、保健事業では、健康相談会の回数や延べ人数が昨年と比べて減っている原因は何かという質疑に対し、平成25年度まで集会所にて集団で行っていたが、平成26年度からは個別で行う相談会に変更したことが減った原因ではないかとの説明を受けました。

次に、農林水産業費、農業振興費では、有害鳥獣捕獲業務の委託料の内容に対して質疑があり、カラスの駆除、イノシシの捕獲駆除及びツキノワグマ搜索の出動業務に対し、県猟友会七鹿支部との委託契約であるという説明を受けました。

次に、教育費、学校教育事務局費の充当財源で、その他雑入の内容について質疑があ

り、鹿西小学校スクールバスの事故での保険金が主なものであるという説明を受けました。

次に、介護保険特別会計、二次予防事業費で、要介護状態等になるおそれの高い虚弱高齢者を対象にした二次予防事業として実施したプログラムと一般高齢者を対象にした介護予防活動支援のため行った各種予防及び普及啓発事業について、その成果について質疑があり、目に見えての効果はまだないが、参加者からは、参加してよかった、楽しみがふえたとの意見があったとの説明を受けました。

次に、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険事業で、人間ドックの受診期間について1年を通して受診できるようにならないかとの質疑に対し、人間ドックの案内は例年6月にしているが、1カ月ほど繰り上げて周知時期を早められるよう検討したいとのことであり、また、中能登町では人間ドックの受診期間が比較的長く設けられているとのことでした。

以上、主な質疑であります。

それでは、審査の結果について報告をいたします。

認定第1号 平成26年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成26年度中能登町水道事業

会計歳入歳出決算認定について

以上、付託を受けた認定8件につきましては、全会一致で認定をいたしました。

なお、報告をいたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で決算審査特別委員会からの報告を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（甲部昭夫議員） これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 質疑はないようであります。

これで質疑を終結いたします。

◎討論、採決

○議長（甲部昭夫議員） これより、議案第56号から議案第66号、請願第6号及び陳情第4号並びに認定第1号から認定第8号について一括して討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

まず、議案第56号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第57号 中能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第58号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第59号 中能登町立図書館条例の一部を改正する条例について

議案第60号 中能登町不妊治療費の助成に

関する条例の一部を改正する条例について

以上の議案５について一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第56から議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第61号
平成27年度中能登町一般会計補正予算について採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第62号
平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第63号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第64号 平成27年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第65号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第66号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案５件について一括して採決しま

す。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第62号から議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、認定第１号
平成26年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第２号 平成26年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号 平成26年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号 平成26年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号 平成26年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第６号 平成26年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第７号 平成26年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第８号 平成26年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上、認定８件について一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、請願第6号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める請願書を採決します。

お諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、請願第6号は、採択することに決しました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、陳情第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書を採決します。

お諮りいたします。

この陳情に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、陳情第4号は、採択することに決しました。

◎追 加 日 程

○議長（甲部昭夫議員） お諮りいたします。

ただいま杉本町長より、

議案第67号 工事請負契約の締結について（平成27年度励志館解体工事）

議案第68号 工事請負契約の締結について（平成27年度社会資本整備総合交付金事業中能登町バイオマスメタン発酵施設土木建築工

事）

議案第69号 物品購入契約の締結について（平成27年度園児バス購入）

議案第70号 物品購入契約の締結について（平成27年度応急救護用テント一式購入）

以上の議案4件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第70号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時46分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第53号、同意第1号

○議長（甲部昭夫議員） 追加日程1 議案第67号から議案第70号を一括して議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 提案理由の説明をいたします。

本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

最初に、議案第67号 工事請負契約の締結につきましては、平成27年度励志館解体工事について、8月31日に3社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、6,696万円で株式会社杉本工務店に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

この工事は、能登部下地内の体育施設励志館の解体工事一式であります。

次に、議案第68号 工事請負契約の締結につきましては、平成27年度社会資本整備総合交付金事業中能登町バイオマスメタン発酵施設土木建築工事について、9月11日に2社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、4億2,930万円で株式会社戸田組中能登営業所に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

この工事は、下水汚泥のほか、し尿、浄化槽汚泥、学校給食残渣などを混合処理する施設の工事一式であります。

次に、議案第69号 物品購入契約の締結につきましては、平成27年度園児バス購入について、9月7日に2社が参加して指名競争入札を執行した結果、1,096万2,000円でナガト産業株式会社に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

これは、経年劣化により保育園園児バス2台を更新するものであります。

次に、議案第70号 物品購入契約の締結につきましては、平成27年度応急救護用テント一式購入について、9月2日に5社が参加して指名競争入札を執行した結果、804万6,000円で株式会社本田商会に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

これは、中能登消防署に設置の応急救護用エアータントが経年劣化により損傷が著しいため更新するものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、追加日程第1、議案第67号から議案第70号について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となつています議案第67号から議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

次に、議案第67号について討論を行います。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第67号 工事請負契約の締結について（平成27年度励志館解体工事）を採決します。

お諮りいたします。

議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第68号 工事請負契約の締結について（平成27年度社会資本整備総合交付金事業中能登町バイオマスメタン発酵施設土木建築工事）を採決します。

お諮りいたします。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第69号 物品購入契約の締結について（平成27年度園児バス購入）を採決します。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第70号 物品購入契約の締結について（平成27年度応急救護用テント一式購入）を採決します。

議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

◎追 加 日 程

○議長（甲部昭夫議員） お諮りいたします。

ただいま、提出者 笹川広美議員及び賛成者6名から、発議第12号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

提出者 中川秀平議員及び賛成者6名から、発議第13号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

以上、発議2件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第12号及び発議第13号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午後3時55分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第7号

○議長（甲部昭夫議員） 追加日程2 発議第12号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書及び発議第13号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を一括して議題といたします。

まず、発議第12号について提出者より趣旨説明を求めます。

5番 笹川広美議員

〔5番（笹川広美議員）登壇〕

○5番（笹川広美議員） ただいま上程されました意見書について趣旨説明をいたします。

将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、地方創生の深化に取り組むことが必要であります。政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、次の事項について実現するよう強く要請します。

1. 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割

分担を明確にし、必要な財源を確保すること。

2. 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。

3. 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保し、その活用については、地方にとって使い勝手の良いものにする。

4. 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体に参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出します。

平成27年9月28日

石川県中能登町議会

よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより、発議第12号について質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、発議第13号について提出者より趣旨説明を求めます。

3番 中川秀平議員

〔3番（中川秀平議員）登壇〕

○3番（中川秀平議員） ただいま上程されました意見書について趣旨説明をいたします。

我が国ではウイルス性肝炎が国内で最も多い感染症となっている状況の中で、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は重篤化した

肝硬変、肝がんに対する治療自体についての助成制度が存在しないため、高額な医療費負担による生活困難、また障害者手帳の認定基準が肝疾患患者の病状に合致する基準になっておらず、大多数の患者が認定を受けることができない状況にあります。

以上のことから、次の事項について関係機関へ意見書を提出するものであります。

1. ウイルス性肝炎肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳交付の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出いたします。

平成27年9月28日

中能登町議会

よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

発議第13号について質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています発議第12号及び発議第13号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、発議第12号及び発議第13号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

す。

以上で討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第12号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、発議第13号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第13号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（甲部昭夫議員） 日程第6 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、議会行革・活性化特別委員会委員長、鹿島地区統合小学校建設特別委員会委員長、庁舎統合建設特別委員会委員長、議会広報特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続

調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成27年第5回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 甲 部 昭 夫

署 名 議 員 宮 下 為 幸

署 名 議 員 亀 野 富二夫